

フリーランスとして安心して働ける環境を 整備するためのガイドライン

令和3年3月26日

改定：令和6年10月18日

内閣官房
公正取引委員会
中小企業庁
厚生労働省

フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン

第1	はじめに	4
第2	基本的考え方	5
1	フリーランス及び特定受託事業者の定義	5
2	独占禁止法、下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法、労働関係法令とフリーランスとの適用関係	5
第3	特定受託事業者と取引を行う業務委託事業者等が遵守すべき事項等	7
1	業務委託事業者に求められる事項（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示）	7
2	特定業務委託事業者に求められる事項	8
	（1）報酬の支払期日等	8
	（2）募集情報の的確な表示	8
	（3）業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等	9
3	一定の期間以上の業務委託を行う特定業務委託事業者の禁止行為及び義務	9
	（1）禁止行為	9
	（2）妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮	10
	（3）解除等の予告	11
第4	フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項	12
1	フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方	12
2	発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方	12
	（1）独占禁止法上の考え方	12
	（2）下請法上の考え方	13
3	独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型	13
	（1）報酬の支払遅延	14
	（2）報酬の減額	15
	（3）著しく低い報酬の一方的な決定	15
	（4）やり直しの要請	17
	（5）一方的な発注取消し	17
	（6）役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い	18
	（7）役務の成果物の受領拒否	19
	（8）役務の成果物の返品	20
	（9）不要な商品又は役務の購入・利用強制	20
	（10）不当な経済上の利益の提供要請	21
	（11）合理的に必要な範囲を超えた秘密保持義務等の一方的な設定	22
	（12）その他取引条件の一方的な設定・変更・実施	23
第5	仲介事業者が遵守すべき事項	24

1	仲介事業者とフリーランスとの取引について	24
2	規約の変更による取引条件の一方的な変更	25
第6	現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準	26
1	フリーランスに労働関係法令が適用される場合	26
2	労働基準法における「労働者性」の判断基準	26
3	労働基準法における「労働者性」の判断基準の具体的な考え方	28
	(1) 「使用従属性」に関する判断基準	28
	(2) 労働基準法における「労働者性」の判断を補強する要素	30
4	労働組合法における「労働者性」の判断要素	34
5	労働組合法における「労働者性」の判断要素の具体的な考え方	35
	(1) 基本的判断要素	35
	(2) 補充的判断要素	36
	(3) 消極的判断要素	38
	<別紙1>フリーランスの定義について	40
	<別紙2>フリーランス・事業者間取引適正化等法における用語の定義について	41
	<別紙3>「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」の考え方及び「正常な商慣習に照らして不当に」の考え方について	42

【別添資料】

<別添1>	本ガイドラインに基づく契約書のひな型及び使用例について
<別添2>	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）
<別添3>	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和6年政令第200号）
<別添4>	公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和6年公正取引委員会規則第3号）
<別添5>	厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和6年厚生労働省令第94号）
<別添6>	特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針（令和6年厚生労働省告示第212号）
<別添7>	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方（令和6年5月31日公正取引委員会・厚生労働省）
<別添8>	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方（令和6年5月31日公正取引委員会）

第1 はじめに

フリーランスについては、多様な働き方の拡大、ギグ・エコノミー（インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く就業形態）の拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などに貢献することが期待される。

令和2年2月から3月にかけて、内閣官房において、関係省庁と連携し、フリーランスの実態を把握するための調査を実施した。当該調査結果に基づき、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の連名で、令和3年3月にこの「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定した。

その後、個人として業務委託を受ける特定受託事業者と企業などの発注事業者の間の取引適正化、就業環境の整備を図ることを目的に、令和5年4月28日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）が成立した（令和6年11月1日施行）。

これらを踏まえ、本ガイドラインにおいては、事業者とフリーランスとの取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）及び労働関係法令の適用関係を、特定受託事業者に適用されるフリーランス・事業者間取引適正化等法を中心に明らかにするとともに、これら法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるものとなるよう見直しを行った。

なお、本ガイドラインの内容については、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく振興基準にも反映の上、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化する。

第2 基本的考え方

1 フリーランス及び特定受託事業者の定義

「フリーランス」とは法令上の用語ではなく、定義は様々であるが、本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者を指す¹こととする。

フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」とは、業務委託²の相手方である事業者であって、①個人であって、従業員を使用しないもの、②法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの、のいずれかに該当するものをいう（フリーランス・事業者間取引適正化等法第2条第1項）。

2 独占禁止法、下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法、労働関係法令とフリーランスとの適用関係

独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用される。また、下請法は、取引の発注者が資本金1,000万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用される³。さらに、フリーランス・事業者間取引適正化等法は、取引の受注者が特定受託事業者であれば適用されることから、事業者と一定のフリーランスとの取引に適用される。このように、事業者とフリーランス全般との取引には、独占禁止法、下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法を広く適用することが可能である。

フリーランス・事業者間取引適正化等法と独占禁止法のいずれにも違反する行為については、原則として、フリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用する。また、フリーランス・事業者間取引適正化等法と下請法のいずれにも違反する行為については、原則として、フリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用する（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」（令和6年5月31日公正取引委員会）（別添8－1頁参照））。

なお、下請法と独占禁止法のいずれにも違反する行為については、原則として、下請法を優先して適用する。

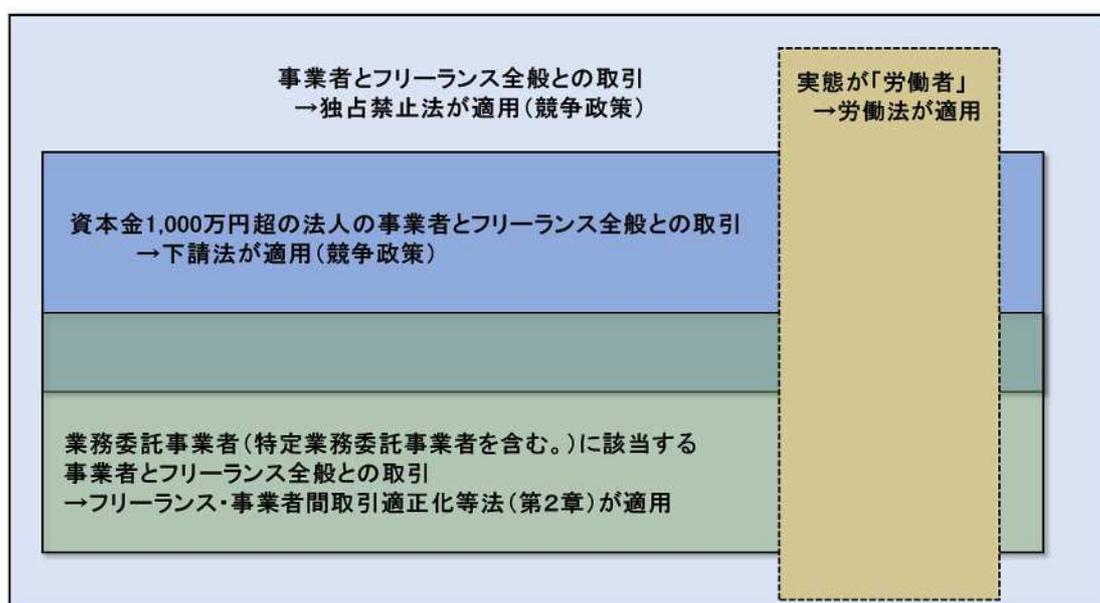
¹ 「フリーランス」の定義についての補足は別紙1参照。

² フリーランス・事業者間取引適正化等法における用語の定義についての補足は別紙2参照。

³ 事業者とフリーランスとの取引が、下請法にいう親事業者と下請事業者との取引に該当する場合であって、下請法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託又は④役務提供委託のいずれかに該当する場合には、下請法の規制の対象となる。

他方、これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けて仕事に従事していると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用される。この場合において、独占禁止法、下請法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となり得る事業者の行為が、労働関係法令で禁止又は義務とされ、あるいは適法なものとして認められている⁴行為類型に該当する場合には、当該労働関係法令が適用され、当該行為については、独占禁止法、下請法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題としない。

(図1：事業者とフリーランスとの取引に適用される法律関係)



⁴ 労働関係法令で適法なものとして認められているものとしては、労働組合法に基づく労働協約を締結する労働組合の行為がある。

第3 特定受託事業者と取引を行う業務委託事業者等が遵守すべき事項等

フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる業務委託において、特定受託事業者に業務委託をする事業者は業務委託事業者として、次の1の義務を負う。業務委託事業者のうち、①個人であって、従業員を使用するもの又は②法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもののいずれかに該当する業務委託事業者は、特定業務委託事業者となり、次の1に加え、2及び3の事項も遵守しなければならない。

なお、後述の「仲介事業者」（詳細は第5参照）について、当該仲介事業者が提供するサービスの利用者から役務等を受注した上で、当該役務等の全部又は一部を特定受託事業者に発注するなど、当該仲介事業者が実質的に特定受託事業者に対する発注事業者に該当するような場合には、当該仲介事業者は特定業務委託事業者となり得ることに留意が必要である。

1 業務委託事業者に求められる事項（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示）

業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、以下の事項を書面又は電磁的方法により明示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項、公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和6年公正取引委員会規則第3号。以下「公正取引委員会規則」という。）第1条）。

- ① 業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できるもの
- ② 業務委託をした日
- ③ 特定受託事業者の給付又は提供される役務の内容
- ④ 特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日等
- ⑤ 特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける場所
- ⑥ 特定受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦ 報酬の額
- ⑧ 支払期日
- ⑨ 現金以外の方法で支払う場合の明示事項

これらの事項のうちその内容が定められないことにつき、正当な理由があるものについては、その明示を要しない。この場合に、業務委託事業者は、当該未定事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により明示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項ただし書、公正取引委員会規則第4条）。

また、業務委託事業者が取引条件を電磁的方法により明示した場合、特定受託事業者が

ら書面の交付を求められたときは、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合を除き、遅滞なく、書面を交付しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第2項）。

（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（令和6年5月31日公正取引委員会・厚生労働省。以下「解釈ガイドライン」という。）第2部第1（別添7-7頁参照））

なお、下請法とフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれも適用を受ける取引については、業務委託事業者は両法が定める記載事項を併せて一括で示すことができる。

2 特定業務委託事業者に求められる事項

（1）報酬の支払期日等

特定業務委託事業者は、業務委託の相手方である特定受託事業者に対し、特定受託事業者の給付の内容について検査するかどうかを問わず、給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定めてそれまでに支払わなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項及び第5項）。

特定受託事業者との間で支払期日を定めなかった場合には給付を実際に受領した日が、特定受託事業者との間で給付を受領した日から起算して60日を超えて支払期日を定めた場合には給付を受領した日から起算して60日を経過する日が、それぞれ支払期日となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第2項）。ただし、元委託者から受けた業務の全部又は一部を、特定業務委託事業者が特定受託事業者に再委託をし、かつ、①再委託である旨、②元委託者の名称等及び③元委託業務の対価の支払期日を明示した場合、再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日⁵から起算して30日以内のできる限り短い期間内で定めることができる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第3項）。

なお、元委託支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めている場合には、元委託者から前払金の支払を受けた特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第6項）。

（解釈ガイドライン第2部第2の1（別添7-19頁参照））

（2）募集情報の的確な表示

特定業務委託事業者は、広告等により、業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときは、当該募集情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表

⁵ 実際に元委託者から支払われた日ではなく、元委託者と特定業務委託事業者との間で定められた支払の予定日をいう。

示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保たなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第12条）。

（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和6年政令第200号。以下「施行令」という。）第2条（別添3-1頁参照）、厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和6年厚生労働省令第94号。以下「厚労省規則」という。）第1条（別添5-1頁参照）、特定業務委託事業者が募集情報の確かな表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針（令和6年厚生労働省告示第212号。以下「指針」という。）第2（別添6-2頁参照））

（3）業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等

特定業務委託事業者は、業務委託におけるハラスメント⁶のないよう、特定受託業務従事者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。また、特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が業務委託におけるハラスメントに関する相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該特定受託業務従事者に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第14条）。

（厚労省規則第2条（別添5-2頁参照）、指針第4（別添6-21頁参照））

3 一定の期間以上の業務委託を行う特定業務委託事業者の禁止行為及び義務

（1）禁止行為

特定業務委託事業者は、1か月以上の期間行う業務委託若しくは基本契約⁷又は当該業務委託に係る契約若しくは基本契約の更新により1か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託をした場合には、以下の行為をしてはならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項及び第2項、施行令第1条）。

（解釈ガイドライン第2部第2の2（別添7-25頁参照））

①受領拒否

特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第1号）。

⁶ 業務委託におけるセクシュアルハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメント及びパワーハラスメントをいう。

⁷ 特定業務委託事業者が、特定受託事業者との間で締結する、業務委託に係る給付に関する基本的な事項についての契約をいう。以下同じ。

②報酬の減額

特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第2号）。

③返品

特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第3号）。

④買ったたき

特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号）。

⑤購入・利用強制

特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第5号）。

⑥不当な経済上の利益の提供要請

自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることによって、特定受託事業者の利益を不当に害すること（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号）。

⑦不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後若しくは特定受託事業者から役務の提供を受けた後に給付をやり直させることによって、特定受託事業者の利益を不当に害すること（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第2号）。

(2) 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮

特定業務委託事業者は、6か月以上の期間行う業務委託⁸の相手方である特定受託事

⁸ 6か月以上の期間行う業務委託若しくは基本契約又は当該業務委託に係る契約若しくは基本契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託をいう。以下、「(3) 解除等の予告」においても同じ。

業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下「育児介護等」という。）と両立しつつ業務に従事することができるよう、特定受託事業者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。また、6か月未満の業務委託の場合には、特定業務委託事業者は必要な配慮をするよう努めなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第13条）。

（施行令第3条（別添3－2頁参照）、指針第3（別添6－9頁参照））

（3）解除等の予告

特定業務委託事業者は、6か月以上の期間行う業務委託に係る契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。以下同じ。）をしようとする場合には、災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合等を除き、当該契約の相手方である特定受託事業者に対し、書面や電子メール等により少なくとも30日前までに解除の予告をしなければならない。また、特定受託事業者が解除の予告がされた日から契約が満了する日までの間において契約の解除の理由の開示を特定業務委託事業者に請求した場合には、第三者の利益を害するおそれがある場合等を除き、当該特定業務委託事業者は、当該特定受託事業者に対し、書面や電子メール等により遅滞なくこれを開示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第16条）。

（厚労省規則第3条から第6条まで（別添5－2頁参照）、解釈ガイドライン第3部の4（別添7－42頁参照））

第4 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

1 フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方

事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものであるが、フリーランスが受注事業者として行う取引については、通常、企業組織である事業者が発注事業者⁹となることが多く、発注事業者とフリーランスとの間には、役務等の提供に係る取引条件について情報量や交渉力の面で格差がある。そのため、フリーランスが自由かつ自主的に判断し得ない場合があり、発注事業者との取引において取引条件が一方向的に不利になりやすい。

自己の取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該フリーランスの自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該フリーランスはその競争者との関係において競争上不利となる一方で、発注事業者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。このような行為は、公正な競争を阻害するおそれがあることから、不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。

どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあると認められるのかについては、問題となる不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断することになる。例えば、①発注事業者が多数のフリーランスに対して組織的に不利益を与える場合、②特定のフリーランスに対してしか不利益を与えていないときであっても、その不利益の程度が強い、又はその行為を放置すれば他に波及するおそれがある場合には、公正な競争を阻害するおそれがあると認められやすい。

2 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方

(1) 独占禁止法上の考え方

発注事業者が役務等の提供を委託するに当たって、発注時の取引条件を明確にする書面¹⁰を交付しない又はフリーランスに交付する書面に発注時の取引条件を明確に記載しない場合には、発注事業者は発注後に取引条件を一方向的に変更等しやすくなり、後に、当該変更等が行われたことを明らかにすることが困難な場合も生じ得る。このよう

⁹ 第4・第5における「発注事業者」とは、役務等（役務又は役務の成果物のことである。「役務の成果物」とは下請法に規定する情報成果物を含む、フリーランスが役務を提供して発注事業者が得る成果物をいう。）の提供をフリーランスに委託し、当該役務等の仕様等の具体的内容を指図により決定する事業者をいう。

¹⁰ 発注時の取引条件を明確にする書面とは、取引の対象となる役務等の具体的内容や品質に係る評価の基準、納期、報酬の額、支払期日、支払方法等について、取引当事者間であらかじめ取り決めた取引条件を明確に記載したもの（電子メール等の電磁的記録を含む。）をいう。

なお、書面を他の情報と照合することで、発注時の取引条件が、取引当事者間であらかじめ明確となっている場合も、発注時の取引条件を明確にする書面と認められる。

な状況は、後記3のような優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因とも考えられ、これを未然に防止するためには、発注事業者において、当該フリーランスが発注時の取引条件を書面で確認できるようにするなどの対応をしておくことが必要である。このように、優越的地位の濫用となる行為の誘発を未然に防止するという意味において、発注時に取引条件を明確にすることが困難な事情があるなどの正当な理由がない限り、発注事業者が当該書面を交付しないことは独占禁止法上不適切¹¹である。

(2) 下請法上の考え方

発注事業者による役務等の提供委託が下請法の規制の対象となる場合¹²で、発注事業者がフリーランスに対して、下請事業者の役務等の提供内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しない場合は、下請法第3条で定める親事業者の書面の交付義務違反となる。

また、下請法の書面の交付に当たっては、フリーランスが事前に承諾し保存する前提であれば、電磁的方法による交付も認められている。その際、親事業者が、クラウドメールサービスやオンラインストレージサービス、ソーシャルネットワークサービスといったオンラインサービスを用いて書面を交付することも可能である。この場合、ダウンロード機能を持ったサービスを用いるなどして、フリーランスが記録できるようにする必要がある¹³。

なお、親事業者は、下請法の書面の交付や書類の作成・保存について、自身の代理として、第三者に行わせることも認められる。ただし、フリーランスとの間で下請法上の問題が生じた場合は、当該第三者ではなく、親事業者がその責めを負うこととなることには留意しなければならない。

3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型

優越的地位の濫用として問題となる行為とは、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」行われる、独占禁止法第2条第

¹¹ 発注時の取引条件を明確にすることが困難な事情があるなどの正当な理由がある場合であっても、明確にすることが困難な事項を除き取引条件を記載した書面を交付した上で、記載しなかった事項の内容が定められた後速やかに当該事項を記載した書面を交付することが望ましい。

¹² 発注事業者とフリーランスとの取引が、下請法にいう親事業者と下請事業者の取引に該当する場合であって、下請法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託に該当する場合には、下請法の規制の対象となる。下請法に関しては、運用に当たっての基本的な考え方を定めた「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）を策定・公表している。

¹³ その他、下請法の書面の交付に代えて電磁的方法による場合の留意事項については、「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」（平成13年3月30日公正取引委員会）を策定・公表している。

9項第5号イからハまでのいずれかに該当する行為である¹⁴。

以下では、発注事業者とフリーランスとの取引において、発注事業者によるフリーランスに対するどのような行為が、独占禁止法第2条第9項第5号の規定に照らして、優越的地位の濫用につながり得る行為であるかについて、行為類型ごとに、その考え方を明らかにする¹⁵。また、以下に記載する行為類型のうち、下請法の規制の対象となり得るものについては、その考え方を明らかにする¹⁶。

(1) 報酬の支払遅延

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、契約で定めた支払期日に報酬を支払わない場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

なお、契約で定めた支払期日より遅れて報酬を支払う場合だけでなく、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、一方的に報酬の支払期日を遅く設定する場合や、支払期日の到来を恣意的に遅らせる場合にも、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題となりやすい。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、下請代金を支払期日の経過後なお支払わない場合には、下請法第4条第1項第2号で禁止されている下請代金の支払遅延として問題となる。

(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例)

- ・ 社内の支払手続の遅延、役務の成果物の設計や仕様の変更などを理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に報酬を支払わないこと。
- ・ 役務の成果物の提供が終わっているにもかかわらず、その検収を恣意的に遅らせることなどにより、契約で定めた支払期日に報酬を支払わないこと。
- ・ 取引に係る役務の成果物を自己が実際に使用した後に報酬を支払うこととされている場合に、自己の一方的な都合によりその使用時期を当初の予定より大幅に遅ら

¹⁴ 「『自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して』の考え方」及び「『正常な商慣習に照らして不当に』の考え方」については、別紙3参照。

¹⁵ 優越的地位の濫用として問題となるのは、以下に記載する行為に限られるものではない。また、以下に記載する行為は、優越的地位の濫用に限らず、その他の独占禁止法上禁止されている行為として問題となり得る場合がある。

¹⁶ 本ガイドライン第4及び第5における「フリーランス」とは、前記第2の1「フリーランス及び特定受託事業者の定義」のとおりであるが、発注事業者がこれに該当しない個人である事業者に対して以下に記載する行為を行う場合についても、本ガイドライン第4及び第5の考え方により独占禁止法又は下請法が適用され得ることに留意を要する。

せ、これを理由として報酬の支払を遅らせること。

- ・ 長期間の役務等の提供を受け、非常に高額な報酬を支払うことが契約で定められている場合において、当初、契約で一括払いとしたにもかかわらず、支払の段階になって自己の一方的な都合により数年にわたる分割払いとし、一括払いに応じないこと。

(2) 報酬の減額

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスから役務等の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、契約で定めた報酬を減額する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。契約で定めた報酬を変更することなく、役務等の仕様を変更するなど報酬を実質的に減額する場合も、これと同様である。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減ずる場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額として問題となる。

(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例)

- ・ 役務等の提供が終わっているにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた報酬の減額を行うこと。
- ・ 自己の一方的な都合により取引の対象となる役務等の仕様等の変更、やり直し又は追加的な提供を要請した結果、フリーランスの作業量が大幅に増加することとなるため、当該作業量増加分に係る報酬の支払を約したにもかかわらず、当初の契約で定めた報酬しか支払わないこと。
- ・ 作業量や拘束期間が確定しないため、一定の額を報酬総額として取り決めた後、実際に必要となった作業量や拘束期間が自己の当初の見込みよりも少なかったことを理由として、フリーランスと交渉することなく契約時に定めた報酬総額を減額すること。
- ・ フリーランスは当初取り決めた範囲の役務等の提供が全て終わっているにもかかわらず、フリーランスに発注した役務等の一部について、フリーランスに事前に連絡することなく並行して自己が実施し、重複が生じたことを理由として、自己が実施した役務等に相当する額を契約時に定めた報酬から減額すること。

(3) 著しく低い報酬の一方的な決定

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対

し、一方的に、著しく低い報酬での取引を要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）¹⁷。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、役務等の提供の内容と同種又は類似の内容の役務等の提供に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める場合には、下請法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとして問題となる。

（優越的地位の濫用として問題となり得る想定例）

- ・ 短い納期を設定したため、当該役務等の提供に必要な費用等も大幅に増加し、フリーランスが報酬の引上げを求めたにもかかわらず、通常の納期で発注した場合と同一の報酬を一方的に定めること。
- ・ 自己の予算単価のみを基準として、一方的に通常の報酬より著しく低い報酬を定めること。
- ・ 自己が報酬の見積金額まで記載した見積書を用意し、フリーランスが当該報酬について協議を求めたにもかかわらず、当該見積書にサインさせ、当該見積書に記載した見積金額どおりに報酬を決定することにより、一方的に通常の報酬より著しく低い報酬を定めること。
- ・ 発注量等の取引条件に照らして合理的な理由がないにもかかわらず特定のフリーランスを差別して取り扱い、他のフリーランスより一方的に著しく低い報酬を定めること。
- ・ 自己の要請に基づいて、フリーランスが、複数回に及ぶ打合せへの出席、人員の手配、他の発注事業者との取引で使用するものが困難である新たな機材・ソフトウェアの調達や資格の取得を行うことになるなど、役務等の提供に必要な費用が増加するため、報酬の引上げを求めたにもかかわらず、かかる費用増を十分考慮することなく、一方的に従来の報酬と同一の報酬を定めること。
- ・ フリーランスにとって不合理な報酬の算定方法を用いることにより、一方的に通常の報酬より著しく低い報酬を定めること。
- ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに報酬を据え置くこと。

¹⁷ 一方的に著しく低い報酬での取引を要請したか判断するに当たっては、報酬の決定に当たりフリーランスと十分な協議が行われたかどうか等の報酬の決定方法のほか、他の取引の相手方の報酬と比べて差別的であるかどうか、通常の報酬との乖離の状況、取引の対象となる役務等の需給関係等を勘案して総合的に判断する。

- ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、フリーランスが報酬の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等でフリーランスに回答することなく、従来どおりに報酬を据え置くこと。

(4) やり直しの要請

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、当該フリーランスから役務等の提供を受けた後に、当該フリーランスに対し、やり直しを要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）¹⁸。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、フリーランスが役務等の提供をした後に、当該役務等の提供をやり直させることにより、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第4号で禁止されている不当なやり直しとして問題となる。

(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例)

- ・ 役務等の提供を受ける前に、自己の一方的な都合により、あらかじめ定めた役務等の仕様を変更したにもかかわらず、その旨をフリーランスに伝えないまま、継続して作業を行わせ、提供時に仕様に合致していないとして、フリーランスにやり直しをさせること。
- ・ 委託内容についてフリーランスに確認を求められて了承したため、フリーランスがその委託内容に基づき役務等を提供したにもかかわらず、役務等の内容が委託内容と異なるとしてフリーランスにやり直しをさせること。
- ・ あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくして、発注内容と異なること又は瑕疵があることを理由に、やり直しをさせること。
- ・ フリーランスが仕様の明確化を求めたにもかかわらず、正当な理由なく仕様を明確にしないまま、フリーランスに継続して作業を行わせ、その後、フリーランスが役務等を提供したところ、発注内容と異なることを理由に、やり直しをさせること。

(5) 一方的な発注取消し

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、

¹⁸ フリーランスから役務等の提供を受ける前に、役務等の提供内容を変更し、当初の役務等の提供内容とは異なる作業をさせる場合については、「報酬の減額」（前記（2））又は「その他取引条件の一方的な設定・変更・実施」（後記（12））として優越的地位の濫用の問題となり得る。

一方的に、当該フリーランスに通常生ずべき損失を支払うことなく発注を取り消す場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、役務等の提供の内容を変更させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第4号で禁止されている不当な給付内容の変更として問題となる。

（優越的地位の濫用として問題となり得る想定例）

- ・ 特定の仕様を指示した役務等の委託取引を契約し、これを受けてフリーランスが新たな機材・ソフトウェア等の調達をしているにもかかわらず、自己の一方的な都合により、当該フリーランスが当該調達に要した費用を支払うことなく、当該契約に基づく発注を取り消すこと。
- ・ フリーランスに対し、新たな資格の取得を指示し、当該資格取得後直ちに発注することを説明して発注を確約し、当該フリーランスが当該資格を取得し取引の実現に向けた行動を採っているのを黙認していたにもかかわらず、自己の一方的な都合により、発注を取り消すこと。
- ・ フリーランスに対し、契約時に定めていない役務等を無償で提供するよう要請し、当該要請をフリーランスが拒んだことを理由として、フリーランスが既に提供した役務等に相当する報酬を支払わないまま、一方的に発注を取り消すこと。

（6）役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い

フリーランスが発注事業者に提供する役務の成果物によっては、フリーランスに当該役務の成果物に係る著作権等の一定の権利が発生する場合がある。この場合において、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、自己との取引の過程で発生したこと又は役務の成果物に対して報酬を支払ったこと等を理由に、当該役務の成果物に係る権利の取扱いを一方的に決定する場合に、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ロ・ハ）¹⁹。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、自己のために役務の成果物に係る権利を提供させることによって、フリーランスの利益を

¹⁹ 不当に不利益を与えるか否かは、発注事業者が対価の支払を行っているか、その対価は発生する不利益に相当しているか、成果物の作成に係る報酬に権利に係る対価が含まれる形で交渉が行われているか、当該権利の発生に対する発注事業者による寄与はあるかなどを勘案して総合的に判断する。

不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例)

- ・ 役務の成果物の二次利用²⁰について、フリーランスが著作権等を有するにもかかわらず、対価を配分しなかったり、その配分割合を一方的に定めたり、利用を制限すること。
- ・ フリーランスが著作権等の権利の譲渡を伴う契約を拒んでいるにもかかわらず、今後の取引を行わないことを示唆するなどして、当該権利の譲渡を余儀なくさせること。
- ・ 取引に伴い、フリーランスに著作権等の権利が発生・帰属する場合に、これらの権利が自己との取引の過程で得られたことを理由に、一方的に、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該権利を自己に譲渡させること。

(7) 役務の成果物の受領拒否

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスから役務の成果物の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、役務の成果物の全部又は一部の受領を拒む場合²¹であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ハ)²²。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、役務の成果物の受領を拒む場合には、下請法第4条第1項第1号で禁止されている受領拒否として問題となる。

(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例)

- ・ フリーランスが、発注に基づき役務の成果物を提供しようとしたところ、業績不振

²⁰ 役務の成果物の二次利用としては、例えば、以下のような場合がある。

- ・ フリーランスが発注事業者の自己使用のために制作したコンピュータープログラムを、他の事業者のために使用する場合

- ・ フリーランスが特定商品のために制作したキャラクターについて、他の商品に使用する場合

²¹ 「受領を拒む」とは、役務の成果物を納期に受け取らないことである。納期を一方的に延期すること又は発注を一方的に取り消すことにより納期に役務の成果物の全部又は一部を受け取らない場合も、これに含まれる。

²² フリーランスから役務の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、当該役務の提供の全部又は一部の受取を拒む場合については、「一方的な発注取消し」(前記(5))又は「その他取引条件の一方的な設定・変更・実施」(後記(12))として優越的地位の濫用の問題となり得る。

に伴い当該役務の成果物が不要になったことを理由に、当該役務の成果物の受領を拒否すること。

- ・ あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくして、発注内容と異なること又は瑕疵があることを理由に、当該役務の成果物の受領を拒否すること。
- ・ フリーランスが役務の成果物の仕様の明確化を求めたにもかかわらず、正当な理由なく仕様を明確にしないまま、フリーランスに継続して作業を行わせ、その後、フリーランスが役務の成果物を提供しようとしたときになって、発注内容と異なることを理由に、当該役務の成果物の受領を拒否すること。
- ・ 発注した後になって、あらかじめ合意した納期を、フリーランスの事情を考慮せず一方的に短く変更し、その納期までに提供が間に合わなかったとして役務の成果物の受領を拒否すること。

(8) 役務の成果物の返品

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、当該フリーランスから受領した役務の成果物を返品する場合であって、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、当該フリーランスとの間で明確になっておらず、当該フリーランスにあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに、当該フリーランスから受領した役務の成果物を返品する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、フリーランスに役務の成果物を引き取らせる場合には、下請法第4条第1項第4号で禁止されている返品として問題となる。

(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例)

- ・ 単に役務の成果物を購入した客から返却されたことを理由に、フリーランスに返品すること。
- ・ 直ちに発見できる瑕疵であったにもかかわらず、役務の成果物の検収に要する標準的な期間をはるかに経過した後になって、瑕疵があることを理由にフリーランスに返品すること。

(9) 不要な商品又は役務の購入・利用強制

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、取引の対象以外の商品又は役務の購入を要請する場合であって、その購入が当該フリーランスにとって役務等の提供上必要としない、又は当該フリーランスがその購入

を希望していないにもかかわらず、今後の取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号イ）。当該商品又は役務には、発注事業者の供給する商品又は役務だけでなく、発注事業者の指定する事業者が供給する商品又は役務が含まれる。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、役務等の提供の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させる場合には、下請法第4条第1項第6号で禁止されている購入・利用強制として問題となる。

（優越的地位の濫用として問題となり得る想定例）

- ・ 購入しなければフリーランスとの取引を打ち切る、取引の頻度を減少させるなど、今後の取引に影響すると受け取られるような要請をすることにより、自己の指定する商品を購入させること。
- ・ 発注担当者等のフリーランスとの取引関係に影響を及ぼし得る者が商品を指定し、当該商品の購入を要請することにより、購入させること。
- ・ フリーランスに対して、組織的又は計画的に自己の指定する商品の購入を要請することにより、購入させること。
- ・ 自己の指定する商品についてフリーランスから購入する意思がないとの表明があった場合、又はその表明がなくとも明らかに購入する意思がないと認められる場合に、重ねて購入を要請することにより、又は商品を一方的に送付することにより、購入させること。
- ・ フリーランスに対し、役務等の提供上必要としないにもかかわらず、自己の取引先が提供する役務を利用するよう一方的に要請し、利用させること。

（10）不当な経済上の利益の提供要請

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、当該フリーランスに対し、協力金等の負担、役務の無償提供、その他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合等には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ロ）²³。

²³ 無償で提供させる場合だけでなく、取引上の地位が優越している発注事業者が、フリーランスに対し、正常な商慣習に照らして不当に低い対価で提供させる場合には、優越的地位の濫用とし

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、自己のために金銭、役務その他経済上の利益を提供させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例)

- ・ 決算対策のための協賛金を要請し、フリーランスにこれを負担させること。
- ・ 契約内容に情報システムの改修・保守・点検を行うことが含まれていないにもかかわらず、フリーランスに対し、情報システムの改修・保守・点検を無償で提供させること。
- ・ 契約上、フリーランスが自己の倉庫まで運送することのみが契約内容とされている場合において、当該フリーランスに対して、あらかじめ契約で定められていない自己の倉庫内における荷役等の役務について、無償で従事させること。
- ・ 契約で定められた役務の内容ではなく、さらに、発注内容と関連が無いにもかかわらず、フリーランスに対し、自己の顧客に対する営業活動に参加するよう要請し、無償で参加させること。
- ・ フリーランスの顧客リストについて、発注内容に含まれていないにもかかわらず、無償で提出させること。
- ・ 役務等の提供に付随して提供された資料について、使用範囲をあらかじめフリーランスとの間で取り決めているにもかかわらず、フリーランスに追加的な対価を支払わないまま取り決めた使用範囲を超えて使用すること。

(11) 合理的に必要な範囲を超えた秘密保持義務等の一方的な設定

秘密保持義務・競争禁止義務・専属義務²⁴は、一般的には、発注事業者が営業秘密やその他の秘密情報の漏洩を懸念することなく取引すること、発注事業者が商品・サービスを供給するのに必要な役務等を提供させるために自己への役務等の提供に専念させること、発注事業者がフリーランスに一定のノウハウ、スキル等を身に付けるようにするための育成投資を行った上で、その育成に要する費用を回収することを目的とするものである。発注事業者が、合理的に必要な範囲でこれらの義務を設定することは、直

て問題となる。この判断に当たっては、「著しく低い報酬の一方的な決定」(前記(3))に記載された考え方が適用される。

²⁴ 「秘密保持義務」とは、フリーランスが発注事業者への役務等の提供を通じて知り得た技術や顧客情報といった営業秘密やその他の秘密情報を漏洩しないことを内容とする義務をいう。「競争禁止義務」とは、発注事業者に対する役務等の提供に係る契約終了後に、フリーランスが自ら当該発注事業者と競合する事業を行わない又は当該発注事業者と競合する者に対して一定期間役務等の提供を行わないことを内容とする義務をいう。「専属義務」とは、他の発注事業者に対するフリーランスの役務等の提供を制限し、自己とのみ取引をする義務をいう。

ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかし、これらの義務は、それを設定されたフリーランスが他の発注事業者に対して役務等を提供する機会を失わせ、不利益をもたらす場合がある。したがって、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、一方的に当該フリーランスに対して合理的に必要な範囲を超えて秘密保持義務、競業避止義務又は専属義務を課す場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）²⁵。

（優越的地位の濫用として問題となり得る想定例）

- ・ フリーランスにとって発注事業者に役務等を提供したという事実が、新たな発注事業者を獲得する上で重要な情報となっているにもかかわらず、合理的に必要な範囲を超えて一方的に当該事実の公表を制限する秘密保持義務を設定すること。
- ・ フリーランスへの育成投資や役務に対する報酬の額が著しく低いにもかかわらず、当該フリーランスに、合理的に必要な範囲を超えて長期間、一方的に当該役務等の提供に専念させること。
- ・ 既にフリーランスの育成に要する費用を回収し終わったにもかかわらず、当該費用の回収を理由として、当該フリーランスに対して、一方的に競業避止義務や専属義務を設定すること。

（12）その他取引条件の一方的な設定・変更・実施

前記（1）から（11）までの行為類型に該当しない場合であっても、取引上の地位が優越している発注事業者が、一方的に、取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合に、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

²⁵ 合理的に必要な範囲を超えるか否かは、これらの義務の内容や期間が目的に照らして過大であるか、与える不利益の内容、補償金等の有無やその水準、他の取引の相手方の取引条件と比べて差別的であるかどうか、通常のこれらの義務の内容や期間との乖離の状況等を勘案して総合的に判断する。

第5 仲介事業者が遵守すべき事項

1 仲介事業者とフリーランスとの取引について

フリーランスは、役務等を提供する機会を獲得・拡大するため、事業者を介して発注事業者や消費者と取引を行う場合がある。当該事業者の中には、発注事業者、消費者やフリーランスをサービス利用者として、サービス利用者同士を面談等を通じて紹介し、取引を仲介することを事業とする者がいる。また、サービス利用者間の取引に関する情報の提供又はサービス利用者間で取引相手を募集することができるインターネット上の掲示板の運営等を事業として行っている場合がある（これらの場合に提供されるサービスをまとめて以下「仲介サービス」という。）。仲介サービスを提供する事業者の中には、仲介サービスの規約²⁶に基づき、フリーランス等のサービス利用者から仲介に対する手数料や仲介サービスの利用料を徴収するというビジネスモデルを採る事業者（以下「仲介事業者」²⁷という。）がいる。

仲介事業者は、フリーランスが役務等を提供する機会を獲得・拡大するための、また、発注事業者や消費者がフリーランスから良質廉価な役務等の提供を受けるためのサービスをそれぞれ提供しており、これにより、発注事業者・フリーランス双方の事業活動を容易にしている。特に、仲介事業者がデジタル・プラットフォーム事業者²⁸である場合には、発注事業者・フリーランス双方の事業活動をより一層容易にしている。

その一方で、今後、多様な働き方の拡大やギグ・エコノミーの拡大により、フリーランスと仲介事業者との取引が増加する中で、仲介事業者がフリーランスとの取引上優越した地位に立ち、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合があると考えられる²⁹。

²⁶ 本ガイドラインにおいては、「規約」「契約」「約款」「ガイドライン」等の名称を問わず、仲介事業者と仲介サービス利用者の間で仲介サービスに関して交わされる取決めを「規約」という。規約の中に、発注事業者とフリーランス間の取引条件に関する記載がある場合、当該記載も規約の一部として考える。

²⁷ 仲介事業者であっても、仲介サービス利用者から役務等を受注した上で、当該役務等の全部又は一部を特定受託事業者やフリーランスに発注するなど、当該仲介事業者が実質的に特定受託事業者やフリーランスに対する発注事業者に該当するような場合には、第3又は第4で示した考え方が適用される。

²⁸ 本ガイドラインにおいて「デジタル・プラットフォーム」とは、情報通信技術やデータを活用して第三者にオンラインのサービスの「場」を提供し、そこに異なる複数の利用者層が存在する多面市場を形成し、いわゆる間接ネットワーク効果が働くという特徴を有するものをいう。「間接ネットワーク効果」とは、多面市場において、一方の市場におけるサービスにおいて利用者が増えれば増えるほど、他方の市場におけるサービスの効用が高まる効果をいう。「デジタル・プラットフォーム事業者」とは、上記の特徴を有するデジタル・プラットフォームを運営する事業者をいう。

²⁹ 仲介事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法上問題となるのは、第5の2に記載する「規約の変更による取引条件の一方的な変更」に限られるものではない。

2 規約の変更による取引条件の一方向的な変更

仲介事業者が、自己が提供する仲介サービスの規約を変更することにより、①フリーランスから仲介事業者を支払われる手数料が引き上げられる場合、②フリーランスに対し、新しいサービスの利用を義務化してその利用手数料を設定する場合、③発注事業者からフリーランスに支払われる報酬が減る場合などが考えられる。このような規約の変更を一方向的に行うことにより、自己の取引上の地位がフリーランスに優越している³⁰仲介事業者が、フリーランスに対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

その判断に当たっては、①規約の変更によってフリーランスが被る不利益の内容、②規約を変更する合理的な理由の有無、③規約変更の通知から実施までの期間、④新しいサービスの利用に当たって新規システム等の導入が必要な場合、導入する利益が無いにもかかわらず、仲介サービスの利用を継続するためにその導入等に伴う不利益を受け入れざるを得ないフリーランスの数等を勘案して総合的に判断する。

³⁰ 仲介事業者とフリーランスとの取引において、仲介事業者がフリーランスに対して優越した地位にあるとは、フリーランスにとって仲介事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、仲介事業者がフリーランスにとって著しく不利益な要請等を行っても、フリーランスがこれを受け入れざるを得ないような場合である。この判断に当たっては、フリーランスの仲介事業者に対する取引依存度、仲介事業者の市場における地位、フリーランスにとっての取引先変更の可能性、その他仲介事業者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮する。

第6 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準

形式的には雇用契約を締結せず、フリーランスとして請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、「労働者」かどうか判断されることになる。以下に示す判断基準により、「労働者」に該当すると判断された場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）や労働組合法（昭和24年法律第174号）等の労働関係法令に基づくルールが適用されることとなる。

1 フリーランスに労働関係法令が適用される場合

我が国の労働関係法令における「労働者」の概念は、大きく分けて2つあり、1つは、労働基準法第9条に規定する「労働者」、もう1つは労働組合法第3条に規定する「労働者」である。フリーランスなど、仕事の受注者が、請負などの契約で仕事をする場合であっても、個々の発注者や仲介事業者（以下「発注者等」という。）との関係で、判断基準に照らして労働基準法における「労働者」と認められる場合は、当該発注者等との関係では、労働基準法の労働時間や賃金などに関するルールが適用されることとなる。労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）等の個別的労働関係法令も、基本的に労働基準法における「労働者」に該当する者に適用される。

また、フリーランスなど、仕事の受注者が、発注者等との関係で、労働組合法における「労働者」と認められる場合は、団体交渉等について同法による保護を受けることができる。また、発注者等は、労働組合からの団体交渉を正当な理由なく拒んだり、労働組合の組合員となったこと等を理由とする契約の解約などの不利益な取扱いをすることが禁止される。

なお、労働組合法における「労働者」の範囲は労働基準法よりも広く、相手方との個別の交渉においては交渉力に格差が生じ、契約自由の原則を貫徹しては不当な結果が生じるため、労働組合を組織し集団的な交渉による保護が図られるべき者が幅広く含まれると解される。

2 労働基準法における「労働者性」の判断基準

労働基準法第9条では、「労働者」を「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と規定している。労働基準法の「労働者」に当たるか否か、すなわち「労働者性」は、この規定に基づき、以下の2つの基準で判断されることとなる。

- 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか
- 報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか

この2つの基準を総称して「使用従属性」と呼ぶ。

「使用従属性」が認められるかどうかは、請負契約や委任契約といった形式的な契約形式にかかわらず、契約の内容、労務提供の形態、報酬その他の要素から、個別の事案ごとに総合的に判断される。現在は、以下のような項目※について確認し、判断することとしている（以下「判断基準」という。）。

(1) 「使用従属性」に関する判断基準

① 「指揮監督下の労働」であること

- a. 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
- b. 業務遂行上の指揮監督の有無
- c. 拘束性の有無
- d. 代替性の有無（指揮監督関係を補強する要素）

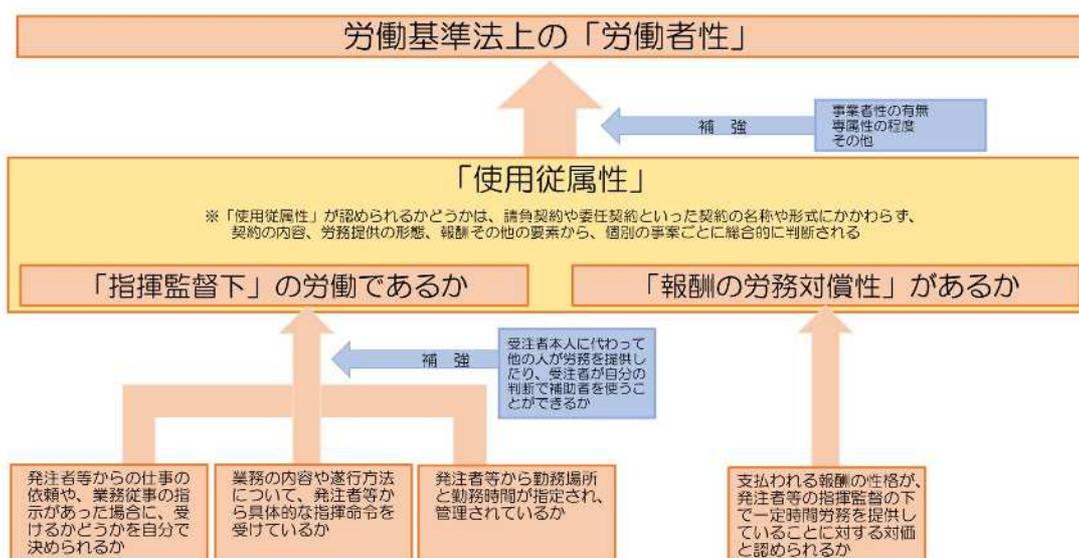
② 「報酬の労務対償性」があること

(2) 「労働者性」の判断を補強する要素

- ① 事業者性の有無
- ② 専属性の程度
- ③ その他

※労働基準法研究会報告（労働基準法の「労働者」の判断基準について）（昭和60年12月19日）で示された判断基準に基づく。

(図2：各判断基準の関係（労働基準法）)



3 労働基準法における「労働者性」の判断基準の具体的な考え方

以下に示す判断基準により、「労働者」に該当すると判断された場合には、労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法などのルールが適用されることとなる。各項目の具体的な考え方は以下のとおり。

(1) 「使用従属性」に関する判断基準

① 「指揮監督下の労働」であること

a. 仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無

発注者等から具体的な仕事の依頼や、業務に従事するよう指示があった場合などに、それを受けるか受けないかを受注者が自分で決めることができるか。

こうした指示等に対して、受けるか受けないかを自分で決められる場合には、指揮監督関係にないことを示す重要な要素となる。

(指揮監督関係を肯定する要素となる例)

- ・ 発注者等から指示された業務を拒否することが、病気等特別な理由が無い限り認められていない場合

(肯定する要素とは直ちにならず、契約内容なども考慮する必要がある例)

- ・ 幾つかの作業からなる「仕事」を自分の判断で受注した結果、それに含まれる個々の作業単位では、作業を断ることができない場合
- ・ 特定の発注者等との間に専属の下請契約を結んでいるために、事実上仕事の依頼を拒否することができない場合
- ・ 例えば建設工事などのように、作業が他の職種との有機的な連続性をもって行われているため、業務従事の指示を拒否することが業務の性質上そもそもできない場合

b. 業務遂行上の指揮監督の有無

業務の内容や遂行方法について、発注者等から具体的な指揮命令を受けているかどうか。

具体的な指揮命令を受けていることは、指揮監督関係にあることを示す基本的かつ重要な要素となる。

(指揮監督関係を肯定する要素となる例)

- ・ 例えば運送業務において、運送経路、出発時刻の管理、運送方法の指示等がなさ

- れているなど、業務の遂行が発注者等の管理下で行われていると認められる場合
- ・ 例えば芸能関係の仕事において、俳優や（撮影、照明等の）技術スタッフに対して、演技・作業の細部に至るまで指示がなされている場合
 - ・ 発注者等の命令、依頼等により、通常予定されている業務以外の業務に従事することがある場合

（肯定する要素とならない例）

- ・ 設計図、仕様書、指示書等の交付によって作業の指示がなされているが、こうした指示が通常「注文者」が行う程度の指示にとどまる場合

c. 拘束性の有無

発注者等から、勤務場所と勤務時間が指定され、管理されているか。

勤務場所及び勤務時間が指定され、管理されていることは、一般的には、指揮監督関係にあることを示す基本的な要素となる。

ただし、勤務場所や勤務時間が指定されていても、業務の性質上場所や時間が特定されている場合（演奏業務など）や、施設管理や作業等者の安全確保の必要性から勤務の場所や時間が一定の範囲に限定されている場合（建設作業など）もあることから、勤務場所や勤務時間の指定が業務の性質等によるものか、業務の遂行を指揮命令する必要によるものかの見極めが必要である。

（指揮監督関係を肯定する要素となる例）

- ・ 例えば映画やテレビ番組の撮影で、監督の指示によって一旦決まっていた撮影の時間帯が変動したときに、これに応じなければならない場合

（肯定する要素とならない例）

- ・ 勤務時間は指定され、管理されているが、それが他職種との工程の調整の必要性や、近隣に対する騒音等の配慮の必要性などを理由とするものである場合

d. 代替性の有無（指揮監督関係の判断を補強する要素）

受注者本人に代わって他の人が労務を提供することが認められているか。

受注者が自分の判断によって補助者を使うことが認められているか。

労務提供に代替性が認められるかどうかは、指揮監督関係そのものに関する基本的な判断基準ではないが、発注者等から受けた仕事を、代役を立て、その代役の人にやらせてもらうことや、他の人に依頼して手伝ってもらうことが、発注者等の了解を得

ず自らの判断で行うことができるなど、代替性が認められる場合には、指揮監督関係にないことを示す要素となる。

②「報酬の労務対償性」があること

支払われる報酬の性格が、発注者等の指揮監督の下で一定時間労務を提供していることに対する対価と認められるか。

報酬がこのようなものと認められる場合には、「使用従属性」を補強する要素となる。

なお、報酬については、「労働者が使用者の指揮監督下で行う労働」に対して支払われるものが「賃金」であり、逆は成り立たないので、報酬の名目が「賃金」「給与」等であることを理由として「使用従属性」が認められることにはならない。

(「報酬の労務対償性」を肯定する要素となる例)

- ・ 報酬が主として「作業時間」をベースに決定されていて、「仕事の出来」による変動の幅が小さい場合
- ・ 仕事の結果や出来映えにかかわらず、仕事をしなかった時間に応じて報酬が減額されたり、いわゆる残業をした場合に追加の報酬が払われるような場合
- ・ 報酬が、時間給や日給など時間を単位として計算される場合
- ・ 例えば映画やテレビ番組の撮影において、撮影に要する予定日数を考慮しつつ作品一本あたりいくらと報酬が決められており、拘束時間日数が当初の予定より延びた場合には、報酬がそれに応じて増える場合

(肯定する要素とならない例)

- ・ 例えば文字起こしの仕事において、受注者ごとに音声の録音時間1時間当たりの単価を決めており、録音時間数に応じた出来高制としているなど、受注者本人の能力により単価が定められている場合

(2) 労働基準法における「労働者性」の判断を補強する要素

「使用従属性」は、個々の就労の実態について、2(1)で示したような要素に対する判断などを勘案して、総合的に判断されることとなるが、これらだけでは判断が難しい場合には、さらに以下のような要素も考慮される。

①事業者性の有無

a. 機械、器具、衣裳等の負担関係

仕事に必要な機械、器具等を、発注者等と受注者のどちらが負担しているか。

受注者が所有する機械、器具等が安価な場合には問題にならないが、著しく高価なものを受注者が所有、用意している場合、自らの計算と危険負担に基づいて事業経営を行う「事業者」の性格が強くなり、労働基準法における「労働者性」を弱める要素となる。

b. 報酬の額

仕事に対して発注者等から受け取る報酬の額が著しく高額ではないか。

受け取る報酬の額が、発注者等に雇用されて同じような仕事をしている労働者と比較して著しく高額である場合は、労務提供に対する「賃金」ではなく、事業者に対する代金の支払と認められ、労働基準法における「労働者性」を弱める要素となる。

ただし、それが長時間労働の結果であり、単位時間当たりの報酬の額をみると同種の業務に従事する正規従業員に比して高額とはいえない場合もあることに留意が必要である。

②専属性の程度

特定の発注者等への専属性が高いと認められるか。

特定の発注者等に対する専属性の有無は、直接に「使用従属性」の有無を左右するものではなく、特に専属的な働き方をしていないことによって、労働基準法における「労働者性」を弱めることとはならない。

他の発注者等の業務を行うことが制度上制約されたり、時間的な余裕がなく事実上困難であるような場合や、報酬に固定給部分があるなど報酬に生活保障的要素が強いと認められるような場合には、専属性の程度が高く、労働基準法における「労働者性」を補強する要素となる。

③その他

このほか、「採用、委託等の際の選考過程が正規従業員の採用の場合とほとんど同様であること」「報酬について給与所得としての源泉徴収を行っていること」「労働保険の適用対象としていること」「服務規律を適用していること」「退職金制度、福利厚生を適用していること」などが、発注者等が受注者を自らの労働者と認識していると推認されるとして、労働基準法における「労働者性」の判断の補強要素とされる場合がある。

【労働基準法における「労働者性」の実際の判断事例】

裁判においては、個々の事案ごとに、上記の判断基準に関する実態を総合的に判断して、労働基準法における「労働者」に当たるかが判断されている。以下はその一例である。

1. 運送業の持込運転手（労働基準法における「労働者性」を否定）

- ・ 発注者の受注者に対する業務の遂行に関する指示は、原則として、運送物品、運送先及び納入時刻に限られ、運転経路、出発時刻、運転方法等には及ばず、また、一回の運送業務を終えて次の運送業務の指示があるまでは、運送以外の別の仕事が指示されるということとはなかった。（（1）①b 関係）
- ・ 勤務時間については、発注者の一般従業員のように始業時刻及び終業時刻が定められていたわけではなく、当日の運送業務を終えた後は、翌日の最初の運送業務の指示を受け、その荷積みを終えたならば帰宅することができ、翌日は入社することなく、直接最初の運送先に対する運送業務を行うこととされていた。（（1）①c 関係）
- ・ 報酬は、トラックの積載可能量と運送距離によって定まる運賃表により出来高が支払われていた。（（1）②関係）
- ・ 上告人の所有するトラックの購入代金はもとより、ガソリン代、修理費、運送の際の高速道路料金等も、全て受注者が負担していた。（（2）①関係）
- ・ 受注者に対する報酬の支払いに当たっては、所得税の源泉徴収並びに社会保険及び雇用保険の保険料の控除はされておらず、受注者は、これらの報酬を事業所得として確定申告していた。（（2）③関係）

2. 作業場を持たず1人で内装等を請け負う大工（労働基準法における「労働者性」を否定）

- ・ 仕事の内容について、仕上がりの画一性、均質性が求められることから、発注者から寸法、仕様等につきある程度細かな指示を受けていたものの、具体的な工法や作業手順の指定を受けることなく、受注者は自分の判断で工法や作業手順を選択することができた。（（1）①b 関係）
- ・ 受注者は作業の安全確保や近隣住民に対する騒音、振動等への配慮から所定の作業時間に従って作業することが求められていたものの、事前に発注者の現場監督に連絡すれば、工期に遅れない限り、仕事を休んだり、所定の時刻より後に作業を開始したり所定の時間前に作業を切り上げたりすることも自由であった。（（1）①c 関係）
- ・ 受注者は、当時、発注者以外の仕事をしていなかったが、発注者は、受注者に対し、他の工務店等の仕事をするを禁じていたわけではなかった。（（2）②関係）
- ・ 発注者と受注者の報酬の取決めは、完全な出来高払いの方式が中心とされ、受注者の報酬は、発注者の従業員の給与よりも相当高額であった。（（1）②、（2）①関係）
- ・ 受注者は、一般に必要な大工工具一式を自ら所有し、これらを現場に持ち込んで使用しており、受注者が発注者の所有する工具を借りて使用していたのは、当該工事におい

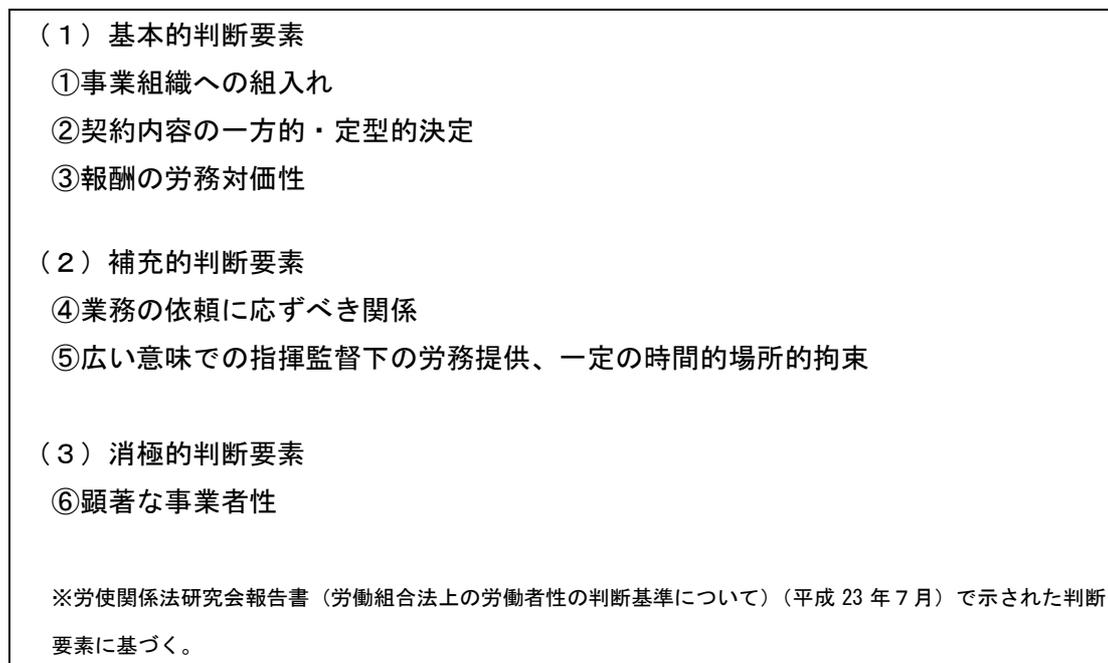
でのみ使用する特殊な工具が必要な場合に限られていた。((2) ①関係)

- ・ 受注者は、発注者の就業規則及びそれに基づく年次有給休暇や退職金制度の適用を受けず、また受注者は、国民健康保険組合の被保険者となっており、受注者を事業主とする労働保険や社会保険の被保険者となっておらず、さらに発注者は、受注者の報酬について給与所得に係る給与等として所得税の源泉徴収をする取扱いをしていなかった。

((2) ③関係)

4 労働組合法における「労働者性」の判断要素

労働組合法第3条では、「労働者」を「賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」と規定しており、以下の判断要素を用いて総合的に判断すべきものとされている。



(図3：各判断要素の関係（労働組合法）)



労働組合を組織し集団的な交渉による保護が図られるべき者である労働組合法における「労働者」に当たるか否か、すなわち「労働者性」を判断するに当たって、①から③を基本的判断要素と解している。①は労務供給者が相手方の業務の遂行に不可欠ないし枢要な労働力として組織内に確保されており、労働力の利用をめぐり団体交渉によって問題を解決すべき関係があることを示す。②は相手方に対して労務供給者側に団体交渉法制による保護を保障すべき交渉力格差があることを示す。③は労働組合法第3条の「労働者」の定義規定に明示された、「賃金、給料その他これに準ずる収入」に対応したものであり、労務供給者が自らの労働力を提供して報酬を得ていることを示す。

労働組合法における「労働者性」は、①から③までの基本的判断要素の一部が満たされない場合であっても直ちに否定されるものではなく、④、⑤の補足的判断要素や⑥の消極的判断要素を併せて総合判断することにより肯定される場合もある。

また、各判断要素の具体的検討に当たっては、契約の形式のみにとられるのではなく、当事者の認識や契約の実際の運用を重視して判断することとなる。

※補足的判断要素④は基本的判断要素①を補強する。

※補足的判断要素⑤は基本的判断要素①から③を補完する。

※消極的判断要素である「顕著な事業者性」が認められる場合には、判断要素の総合判断の結果として、労働組合法における「労働者性」が弱まる場合がある。

5 労働組合法における「労働者性」の判断要素の具体的な考え方

以下に示す判断要素により、「労働者」に該当すると判断された場合には、労働組合法のルールが適用されることとなる。各項目の具体的な考え方は以下のとおり。

(1) 基本的判断要素

①から③の要素について、それぞれに示した（要素を肯定する事情）のような事情がある場合に、労働組合法における「労働者性」が肯定的に解される。

ただし、（要素を肯定する事情）のような事情が無い場合でも直ちにそれぞれの要素が否定されるわけではない。

①事業組織への組入れ

労務供給者が相手方の業務の遂行に不可欠ないし枢要な労働力として組織内に確保されているか。

（要素を肯定する事情）

- ・ 評価制度や研修制度を設ける、業務地域や業務日を割り振るなど、相手方が労務供給者を管理している。

- ・ 相手方の名称が記載された制服の着用、身分証の携行等、第三者に対して相手方が労務供給者を自己の組織の一部として扱っている。
- ・ 相手方から受託している業務に類する業務を、他の相手方から受託することができない。
- ・ 相手方は、人手が不足したときは他者にも委託するが、通常は労務供給者のみに委託している。 など

②契約内容の一方的、定型的決定

契約の締結の態様から、労働条件や提供する労務の内容を相手方が一方的・定型的に決定しているか。

(要素を肯定する事情)

- ・ 契約締結や更新時に、労務供給者が相手方と交渉して契約内容を変更する余地が実際にはない。
- ・ 相手方が報酬の算出基準、算出方法を決定している。
- ・ 契約に定型的な契約書式が用いられている。 など

③報酬の労務対価性

労務供給者の報酬が労務供給に対する対価又はそれに類するものとしての性格を有するか。

(要素を肯定する事情)

- ・ 時間外手当や休日手当に類するものが支払われている。
- ・ 報酬が業務量や時間に基づいて算出されている。(ただし、出来高給であっても直ちに報酬の労務対価性は否定されない。)
- ・ 一定額の報酬の支払いが保証されている。
- ・ 報酬が一定期日に、定期的に支払われる。 など

(2) 補充的判断要素

④と⑤の要素について、それぞれに示した(要素を肯定する事情)のような事情がある場合に、労働組合法における「労働者性」を補充的に肯定するものと解される。

④の判断要素は①の判断要素を補強するものとして、⑤の判断要素は①から③までの判断要素を補完するものとして勘案される。

ただし、(要素を肯定する事情)のような事情が無い場合でも直ちにそれぞれの要素が否定されるわけではない。

④業務の依頼に応ずべき関係

労務供給者が相手方からの個々の業務の依頼に対して、基本的に応ずべき関係にあるか。

(要素を肯定する事情)

- ・ 実際の契約の運用や当事者の認識上、労務供給者が相手方からの業務の依頼を拒否できない。
- ・ 実際に個別の業務の依頼を拒否する労務供給者がほとんど存在しない。また、依頼拒否の事例が存在しても例外的な事象にすぎない。
- ・ 労務供給者が依頼された業務を断った場合、契約の解除や契約更新の拒否等、不利益な取扱いや制裁の可能性がある。 など

※特に、この判断要素では、具体的な判断に当たっては、契約書の記載や契約上設定された法的義務の存否のみに限定せず、各当事者の認識や契約の実際の運用が重視される。

※労働基準法における「労働者性」の判断においては、使用者の具体的な仕事の依頼等に対して拒否する自由を有しないことは、指揮監督関係を推認させる重要な要素になるとされているが、労働組合法における「労働者性」の判断においては、実態として業務の依頼に応ずべき関係が認められれば①の事業組織への組入れを補強する要素になると解されている。

⑤広い意味での指揮監督下の労務提供、一定の時間的場所的拘束

労務供給者が、相手方の指揮監督の下に労務の提供を行っていると広い意味で解することができるか、労務の提供にあたり日時や場所について一定の拘束を受けているか。

(要素を肯定する事情)

- ・ マニュアル等により作業手順、心構え、接客態度等を指示されている。
- ・ 業務終了時に相手方に報告を求める等、労務の提供の過程を相手方が監督している。
- ・ 業務量や労務提供の日時、場所について労務供給者に裁量の余地がない。
- ・ 一定の日時に出勤や待機が必要である等労務供給者の行動が拘束されることがある。 など

※労働基準法における「労働者性」が肯定されないような、広い意味での指揮監督下の労務供給や一定の拘束であっても、労働組合法における「労働者性」を肯定的に

評価する要素となる場合がある。

(3) 消極的判断要素

この要素が肯定される場合には、相手方と契約内容等について交渉することが可能であり、報酬も労働力提供の対価とはいえないことから、総合判断の結果、労働組合法における「労働者性」が弱まる場合がある。

⑥ 顕著な事業者性

労務供給者が、恒常的に自己の才覚で利得する機会を有し自らリスクを引き受けて事業を行う者とみられるか。

(要素が肯定される事情)

- ・ 独自の営業活動を行うことができるなど、自己の判断で損益を変動させる余地が広範にある。
- ・ 受託した業務で想定外の利益や損失が発生した場合に、労務供給者自身に帰属する。
- ・ 契約上だけでなく実態上も受託した業務を他人に代行させることに制約がない。
- ・ 相手方から受託する事業以外に主たる事業を行っている。
- ・ 労務供給者が、一定規模の設備、資金等を保有している。 など

※労働基準法における「労働者性」の判断に当たっては、業務用機材の所有の有無を重視する判決も見られるが、労働組合法における「労働者性」の判断においては、業務の委託契約上、各種機器等は原則として自己調達するとされていたとしても、「労働者性」を否定する方向では重視しない判決が見られる。

【労働組合法における「労働者性」の実際の判断事例】

裁判において、以下の事例につき、例えば各項目に示すような事情を総合的に判断した結果、基本的判断要素、補充的判断要素等が肯定される等して、労働組合法における「労働者」に当たるとされた。

1. 合唱団員（労働組合法における「労働者性」を肯定）

- ・ 出演基本契約が公演を円滑かつ確実に遂行する目的で締結され、各当事者の認識や契約の実際の運用においては、合唱団員は出演依頼に応じるべきものとされていた。（①、④の要素）
- ・ 相手方がシーズン中の公演件数、演目等、合唱団員が歌唱の労務を提供する態様も一方的に決定していた。（②の要素）
- ・ 合唱団員の報酬は出演契約で定めた方法で算定され、予定時間を超えて稽古に参加した場合は超過稽古手当が支払われていた。（③の要素）
- ・ 合唱団員は相手方が指定する日時、場所で労務を提供し、歌唱技能の提供の方法や稽古への参加状況について相手方の監督を受けていた。（⑤の要素）

2. 機材の修理・補修の受託者（労働組合法における「労働者性」を肯定）

- ・ 日常的な修理補修等業務のため、相手方が受託者の業務日、休日等を指定しており、発注があれば直ちに対応するものとされ、各当事者の認識や契約の実際の運用においても、受託者は相手方による個別の修理補修等の依頼に応ずべき関係にあった。（①、④の要素）
- ・ 相手方と受託者の業務委託契約の内容は相手方が定めており、受託者が変更する余地がなかった。（②の要素）
- ・ 受託者の報酬は、顧客への請求金額に一定率を乗じ、時間外手当等に相当する金額を加算することで支払われていた。（③の要素）
- ・ 心構えや役割、接客態度等が記載された各種のマニュアルの配布を受け、これに基づく業務の遂行を求められていた。（⑤の要素）
- ・ 受託者が独自の営業活動を行う時間的余裕は乏しかった。（⑥の要素）

<別紙1>フリーランスの定義について

定義：実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者

- 例えば、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」が他に雇用契約の下で働く場合に、当該雇用契約における業務を行うときの雇用主との関係では、本ガイドラインにおける「フリーランス」とはしない。一方で事業者との業務委託契約（請負契約や準委任契約）だけでなく、消費者を相手に物品やサービスを販売する者については、本ガイドラインにおける「フリーランス」としている。
- 「実店舗」については、専用の事務所・店舗を設けず、自宅の一部で小規模に事業を行う場合は「実店舗」に区分しないこととし、共有型のオープンスペースであるコワーキングスペースやネット上の店舗も実店舗としない。耕地や漁船を有して、耕作や漁業をする農林漁業従事者は「フリーランス」とはしない。
- 「雇人なし」については、従業員を雇わず自分だけで又は自分と同居の親族だけで個人経営の事業を営んでいる者とする。

＜別紙２＞フリーランス・事業者間取引適正化等法における用語の定義について

○ **特定受託事業者**

業務委託の相手方である事業者であって、次のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用しないもの
- ② 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

○ **特定受託業務従事者**

特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者

○ **業務委託**

次のいずれかに該当するもの

- ① 事業者がその事業のために他の事業者物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること
- ② 事業者がその事業のために他の事業者役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）

○ **業務委託事業者**

特定受託事業者に業務委託をする事業者

○ **特定業務委託事業者**

業務委託事業者であって、次のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用するもの
- ② 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

＜別紙３＞「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」の考え方及び「正常な商慣習に照らして不当に」の考え方について

「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」の考え方

- (1) 発注事業者がフリーランスに対し、取引上の地位が優越しているというためには、市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位である必要はなく、フリーランスとの関係で相対的に優越した地位であれば足りると解される。発注事業者とフリーランスとの取引において、発注事業者がフリーランスに対して優越した地位にあるとは、フリーランスにとって発注事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、発注事業者がフリーランスにとって著しく不利益な要請等を行っても、フリーランスがこれを受け入れざるを得ないような場合である³¹。
- (2) この判断に当たっては、フリーランスの発注事業者に対する取引依存度、発注事業者の市場における地位、フリーランスにとっての取引先変更の可能性、その他発注事業者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮する。
- (3) また、優越的地位にある発注事業者が、フリーランスに対して不当に不利益を課して取引を行えば、通常、「利用して」行われた行為であると認められる。

「正常な商慣習に照らして不当に」の考え方

「正常な商慣習に照らして不当に」という要件は、優越的地位の濫用の有無が、公正な競争秩序の維持・促進の観点から個別の事案ごとに判断されることを示すものである。

ここで、「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場からは是認されるものをいう。したがって、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならない。

³¹ 優越的地位の濫用として問題となる行為は、継続的な取引関係を背景として行われることが多いが、継続的な取引関係にない発注事業者・フリーランス間で行われることもある。

<別添1>本ガイドラインに基づく契約書のひな型及び使用例について

契約書（ひな型）

甲及び乙は、甲が乙に対し、以下の業務を依頼するにあたり、次のとおり契約を締結する。

1. 発注内容 ※1

(1) XXXXXX

※2 知的財産権が発注内容に含まれる場合

(2) 規格・仕様

※3

別に資料あり ()

(3) 納入方法・納入場所 ※4

(_____)

2. 納期等

(1) 納期 XX年XX月XX日 ※5

(2) 検査完了日 XX年XX月XX日

3. 報酬の額

・金〇〇〇円（消費税等別） ※6

※ 諸経費は、甲の負担とする。

※ 途中で終了した場合でも、実施割合・機能に相当する報酬を支払う。

4. 支払期日 ※7

一括払い

本業務の遂行が完了した月の翌月末日 / XX年XX月XX日

分割払い

① 対価の___% 契約締結日の属する月の翌月末日 / XX年XX月XX日

② 対価の___% XX年XX月XX日

③ 残額 本業務の遂行が完了した月の翌月末日 / XX年XX月XX日

5. 支払方法

乙が指定する金融機関口座に振り込み支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

6. その他特記事項 ※8

XXXX年XX月XX日

甲 東京都千代田区 XXX 1-2-3

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

乙 東京都千代田区 XXX 4-5-6

△△ △△

甲及び乙は、甲が乙に対し、以下の業務を依頼するにあたり、次のとおり契約を締結する。

1. 発注内容

(1) ・雑誌「YYYY」に掲載する * * * * に関するコラムのための原稿の執筆

(2) 規格・仕様

掲載媒体：雑誌「YYYY」

分量：3,000字以上5,000字以内

タイトル：15字以内

修正指示：2回まで（1回あたり金1,000円（消費税等除く））

別に資料あり（「執筆要項」（2020年6月改定版のもの））

(3) 納入方法

納品形式：.word ファイル形式

納品方法：甲が指定する電子メールアドレスに添付し送信する方法による

2. 納期等

(1) 納期 2021年2月28日

（第1回〆切：2020年12月31日、第2回〆切：2021年1月31日）

(2) 検査完了日 2021年3月15日

3. 報酬の額

・金50,000円（消費税等別）

・著作権を甲に譲渡する場合は、著作権に関する対価として、別途金15,000円

※ 諸経費は、甲の負担とする。

※ 途中で終了した場合でも、実施割合・機能に相当する報酬を支払う。

4. 支払期日

一括払い

~~本業務の遂行が完了した月の翌月末日~~ / 2021年3月31日

分割払い

① 対価の___% 契約締結日の属する月の翌月末日 / XX年XX月XX日

② 対価の___% XX年XX月XX日

③ 残額 本業務の遂行が完了した月の翌月末日 / XX年XX月XX日

5. 支払方法

乙が指定する金融機関口座に振り込み支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

6. その他特記事項

2020年12月1日

甲 東京都千代田区 XXX1-2-3
〇〇出版株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

乙 東京都千代田区 XXX4-5-6
△△ △△

※1 発注の内容・規格について

- ・委託された業務の内容は様々。
- ・発注の内容には、注文品や作業の内容が十分理解できるよう、できる限り具体的に記載する。以下一例として挙げる。

例1：製造加工

- (1) PS-1の製作
- (2) 規格・仕様

型式：PS-1

数量：1

製品番号：570863-2

別に資料あり（ 図面番号 IE-PS-122102、検査事項表 ）

- (3) 納入方法

（〇〇〇株式会社 東京営業所（東京都 XXXXXX1-2-3）3号棟）

例2：原稿作成

- (1) 発注内容

- ・甲が運営するWEBメディアXXに掲載する〇〇に関する原稿の作成
- ・前号に伴う取材、写真撮影、画像データの提供、その他附帯する業務

- (2) 規格・仕様

使用媒体：WEBメディアXX

分量： ・キャッチコピー 1本（XX字以内）

・小見出し2本（各XX字以内）

・本文（3,000字以上5,000字以内）

納品形式：.wordファイル形式

納品方法：甲が指定する電子メールアドレスに添付する方法による

修正指示：〇回まで（1回あたり金〇〇円（消費税等除く））

例3：イラストの作成

- (1) 発注内容

- ・甲が提供するXXソーシャルゲームに利用するイラストの作成

- (2) 規格・仕様

使用媒体：XXXのポスター（〇〇枚掲出）、WEBサイト「XXX」への掲載

数量：

納品形式：.psdファイル形式（〇〇dpi）

ラフスケッチ（下書き）提出後のリテイク：〇回まで（1回あたり金〇〇円（消費税等除く））

- (3) 納品方法

ラフスケッチを確認の上、本制作に取り掛かる。納品は、本目的物のデータが記録されたCD-ROMを郵送する方法による

例4：カメラ撮影

(1) 発注内容

甲が発行する雑誌 ZZZ の表紙に掲載する写真の撮影

(2) 規格・仕様

使用媒体：ZZZ パンフレットの表紙として掲載（○部発行）

数量：枚

納品方法：ネガフィルムを持参する方法による

レタッチ（有り）・無し）

例5：コンサルタント

(1) 発注内容

XXX に関する助言・指導

(2) 規格・仕様

・電子メール又は電話による XXX に関する指導・助言（月○時間まで）

（上記時間を超える場合は、1時間あたり XXX 円（端数切り上げ。消費税等除く））

・XXX に関する知識・技術・ノウハウの提供のための研修の実施（月○回）

（上記回数をを超える場合は、1回あたり XXX 円（消費税等除く））

例6：絵コンテ・レイアウト・原画・動画等

作品名・話数	第 話		
発注日	年 月 日		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映・配信 画質：SD・HD・4K その他の品質（ ）		
委託業務	絵コンテ・レイアウト・原画・動画・背景制作 その他（ ）		
業務内容・仕様	※作業等の内容が十分に理解できるように記入		
提供材料		提供日	年 月 日
受領（納品）予定日	年 月 日	受領（納品）場所	発注者の住所・その他（ ）
検査完了予定日	年 月 受領（納品日）より●日以内	検査方法	※検査の基準・方法、今朝者を記入

※この発注書に記載されていない項目は、●年●月●日までに、（書類名）を補助書面として発行し、通知します。

単価	・ 円（消費税等別） ・ 別紙単価表（ 年 月 日発行）による		
発注数量	（ エピソード・カット・秒・枚・時間／人）	支払い予定金額・算出方法	円 （消費税等除く） ●●×●●
支払期日	日締め 日払い	支払い方法	現金・手形・（その他 ）

※2 発注内容に知的財産権が含まれる場合

- ・知的財産権が発注内容に含まれ、これを譲渡し又は許諾する場合には、譲渡する権利の範囲、許諾する範囲を記載する必要がある。

例1 譲渡する場合

① 著作者人格権の不行使は合意していない場合

「発注の作成過程において発生する XXX に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利も含む。）については、発注内容に含み、貴社に譲渡します。」

② 著作者人格権の不行使を合意している場合

「発注の作成過程において発生する XXX に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利も含む。）については、発注内容に含み、貴社に譲渡します。また、XXX に関して、著作者人格権を貴社に対して行使しないものとします。」

例2 許諾する場合

① :パンフレット等に、本業務の成果であるコラムやイラストを掲載する場合

以下の範囲に限り、納品物の利用を認めます。

目的 : 印刷物の掲出
印刷物の名称 : XXX
掲出期間 : XX 年 XX 月 XX 日から YY 年 YY 月 YY 日まで
印刷部数 : XXXX

② : WEB サイトに、本業務の成果である写真や文章を掲載する場合

以下の範囲に限り、納品物の利用を認めます。

目的 : 甲が運営する WEB サイトへの掲載
WEB サイトの名称 : XXXX
URL : https://・・・
掲載期間 : XX 年 XX 月 XX 日から YY 年 YY 月 YY 日まで

※3 規格・仕様について

- (1) 別に内容を詳細に記載した書面を交付している場合には、その旨を記載する。

例：○年○月○日付「型式 DLSS に関する仕様書」

- (2) 納品時のチェック項目リストがある場合には、その旨を記載する。

※4 納入方法・納入場所

1. 記載例

例1

甲の指定するウェブサーバー (<https://www.XXXX.com/YY/>) に PSD 形式でアッ

ブロードすることによる

例 2

電磁的記録媒体に doc 形式で記録し、当該電磁的記録媒体を、甲の本社 XX 課へ持参することによる

例 3

AI データで、甲の指定する電子メールアドレス (ABC@YYY.ne.jp) に添付する方法による

2. 下請代金支払遅延等防止法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の適用のある取引の場合、納入場所も記載する必要がある。

例えば、例①の場合、指定するウェブサーバーの場所（ここでは、<https://www.XXXX.com/YY/>）の記載が、また、例②の場合には、具体的に持参する場所（ここでは、甲の本社 XX 課）の記載が必要となる。例③の場合には、電子メールアドレス（ここでは、ABC@YYY.ne.jp）を記載すれば足りる。

もっとも、商品のサポートサービス業務のように、委託内容から場所の特定が不可能な役務を委託する場合には、場所の記載をする必要は無い。

※5 納期について

- ・役務を提供する場合で、1日だけでなく、相当期間に渡って提供するときには、「委託期間 ○○年○○月○○日から○○年△△月△△日」のように、役務を提供する期間を具体的に記入する。

※6 報酬の額について

- (1) 単価表に従い、要した分だけ請求できるとすることも考えられる。

例 1 :

	作業内容	単価（1時間あたり）
1	作業 A	〇〇円（消費税等除く）
2	作業 B	〇〇円（消費税等除く）
3	作業 C	〇〇円（消費税等除く）

例 2 :

	担当者	単価（1時間あたり）
1	専門研究員 A	〇〇円（消費税等除く）
2	専門研究員 B	〇〇円（消費税等除く）
3	研究員補佐 C	〇〇円（消費税等除く）

例 3 : 1 字あたり 〇〇円（消費税等除く）

- (2) 知的財産権が発注内容に含まれる場合で、これを譲渡するときは、報酬には、作業の対価のほか、著作権に関する対価も含めること。

例 1—1：報酬に含まれるとする場合
金〇〇円（うち、著作権に関する対価〇〇円）
（※いずれも消費税等を除く）

例 1—2：報酬に含まれるとする場合
金〇〇円（著作権に関する対価を含む）（消費税等除く）

例 2：報酬とは別に対価を要する場合
報酬：〇〇円（消費税等除く）
著作権に関する対価：〇〇円（消費税等除く）

(3) 知的財産権が発注内容に含まれる場合で、この利用を許諾するときは、報酬には、作業の対価のほか、許諾の対価も含めること。

例 1：
報酬：〇〇円（消費税等除く）
許諾の対価（〇年〇月〇日～〇年〇月〇日までの利用）
：〇〇円（消費税等除く）

例 2：
報酬：〇〇円（消費税等除く）
（〇年〇月〇日～〇年〇月〇日までの利用許諾の対価を含む）

※7 支払期日について

- ・下請代金支払遅延等防止法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が適用される取引の場合は、役務等を提供した日から 60 日を超えて支払期日を設定した場合違反になる点に注意すること。
- ・特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第 4 条第 3 項が適用される取引の場合は、元委託業務の対価の支払期日から 30 日を超えて支払期日を設定した場合違反になる点に注意すること。

※8 その他特記事項について

- ・本契約書を、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第 3 条に基づく明示としても用いる場合において、同法第 4 条第 3 項に基づく明示を行う場合には、①再委託である旨、②元委託者の氏名又は名称、③元委託業務の対価の支払期日を記載すること。

※9 契約書（使用例）について

- ・本契約書（使用例）は、「契約書（ひな型）」を印刷した書面に、当事者間で定めた契約内容を記載する方法で使用する場合の使用例である。

- ・「契約書（ひな型）」を印刷した書面を契約書として用いる場合において、当該ひな型とは異なる内容を規定するときには、当該条項についての記載を二重線で消す等の方法が考えられる。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化（第三条―第十一条）

第三章 特定受託業務従事者の就業環境の整備（第十二条―第二十条）

第四章 雑則（第二十一条―第二十三条）

第五章 罰則（第二十四条―第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業

者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であつて、従業員を使用しないもの
- 二 法人であつて、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの
- 三 この法律において「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である前項第一号に掲げる個人及び特定受託事業者である同項第二号に掲げる法人の代表者をいう。
- 三 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託す

ること。

二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。

4 前項第一号の「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）

二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。

6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 個人であつて、従業員を使用するもの

二 法人であつて、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

7 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあつては、当該役務の提供をすること。第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(報酬の支払期日等)

第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日(第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。)から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定め

られたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、他の事業者（以下この項及び第六項において「元委託者」という。）から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務（以下この項及び第六項において「元委託業務」という。）の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合（前条第一項の規定により再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日（以下この項及び次項において「元委託支払期日」という。）その他の公正取引委員会規則で定める事項を特定受託事業者に対し明示した場合に限る。）には、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して三十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

4 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは元委託支払期日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは元委託支払期日から起算して三十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。

5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならない。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由によ

り支払うことができなかつたときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならない。

6 第三項の場合において、特定業務委託事業者は、元委託者から前払金の支払を受けたときは、元委託業務の全部又は一部について再委託をした特定受託事業者に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

（特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあつては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
- 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
- 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事

業者にその給付に係る物を引き取らせること。

四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。

五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによつて、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあつては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

（申出等）

第六条 業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合

には、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 公正取引委員会又は中小企業庁長官は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

3 業務委託事業者は、特定受託事業者が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(中小企業庁長官の請求)

第七条 中小企業庁長官は、業務委託事業者について、第三条の規定に違反したかどうか又は前条第三項の規定に違反しているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 中小企業庁長官は、特定業務委託事業者について、第四条第五項若しくは第五条第一項(第一号に係る部分を除く。)若しくは第二項の規定に違反したかどうか又は同条第一項(同号に係る部分に限る。)の

規定に違反しているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(勧告)

第八条 公正取引委員会は、業務委託事業者が第三条の規定に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに同条第一項の規定による明示又は同条第二項の規定による書面の交付をすべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第四条第五項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに報酬を支払うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに特定受託事業者の給付を受領すべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定に違反し

たと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかにその報酬の額から減じた額を支払い、特定受託事業者の給付に係る物を再び引き取り、その報酬の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

5 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第二項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに当該特定受託事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

6 公正取引委員会は、業務委託事業者が第六条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令)

第九条 公正取引委員会は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 公正取引委員会は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の準用)

第十条 前条第一項の規定による命令をする場合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第六十一条、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六から第七十条の九まで、第七十条の十二、第七十六条、第七十七条、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条の規定を準用する。

(報告及び検査)

第十一条 中小企業庁長官は、第七条の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 公正取引委員会は、第八条及び第九条第一項の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員

に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 特定受託業務従事者の就業環境の整備

(募集情報の的確な表示)

第十二条 特定業務委託事業者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法（次項において「広告等」という。）により、その行う業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報（業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

2 特定業務委託事業者は、広告等により前項の情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなけれ

ばならない。

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下この条において「育児介護等」という。）と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。

2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。

(業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等)

第十四条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る特定受託業務従事者に対し当該業務委託に関し行われる次の各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況に至ることのないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

一 性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によりその者(その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあつては、当該法人)に係る業務委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境を害すること。

二 特定受託業務従事者の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動によりその者の就業環境を害すること。

三 取引上の優越的な関係を背景とした言動であつて業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定受託業務従事者の就業環境を害すること。

2 特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が前項の相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、その者(その者が第二条第一項第二号

に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人）に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（指針）

第十五条 厚生労働大臣は、前三条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

（解除等の予告）

第十六条 特定業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。次項において同じ。）をしようとする場合には、当該契約の相手方である特定受託事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、少なくとも三十日前までに、その予告をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

2 特定受託事業者が、前項の予告がされた日から同項の契約が満了する日までの間において、契約の解除の理由の開示を特定業務委託事業者に請求した場合には、当該特定業務委託事業者は、当該特定受託事業

者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なくこれを開示しなければならない。ただし、第三者の利益を害するおそれがある場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

(申出等)

第十七条 特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

3 第六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

(勧告)

第十八条 厚生労働大臣は、特定業務委託事業者が第十二条、第十四条、第十六条又は前条第三項において準用する第六条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、その違反を是正し、又は防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令等)

第十九条 厚生労働大臣は、前条の規定による勧告（第十四条に係るものを除く。）を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣は、前条の規定による勧告（第十四条に係るものに限る。）を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告及び検査)

第二十条 厚生労働大臣は、第十八条（第十四条に係る部分を除く。）及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣は、第十八条（第十四条に係る部分に限る。）及び前条第三項の規定の施行に必要な限度

において、特定業務委託事業者に対し、業務委託に関し報告を求めることができる。

3 第十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による立入検査について準用する。

第四章 雑則

(特定受託事業者からの相談対応に係る体制の整備)

第二十一条 国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(指導及び助言)

第二十二条 公正取引委員会及び中小企業庁長官並びに厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、業務委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

(厚生労働大臣の権限の委任)

第二十三条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項又は第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第十一条第一項若しくは第二項又は第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第二十六条 第二十条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政令第200号

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令

内閣は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第五条第一項、第十二条第一項及び第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第五条第一項の政令で定める期間）

第一条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める期間は、一月とする。

（法第十二条第一項の政令で定める事項）

第二条 法第十二条第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項
- 三 報酬に関する事項
- 四 契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）に関する事項

五 特定受託事業者の募集を行う者に関する事項

(法第十三条第一項の政令で定める期間)

第三条 法第十三条第一項の政令で定める期間は、六月とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

(公正取引委員会事務総局組織令の一部改正)

2 公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行に関する
こと。

第三条第二項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

第十五条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に関すること。

○公正取引委員会規則第三号

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第三条第一項及び第二項並びに第四条第三項並びに同法第十条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年五月三十一日

公正取引委員会委員長 古谷 一之

公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則

（法第三条第一項の明示）

第一条 業務委託事業者は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する明示（以下単に「明示」という。）をするときには、次に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供により、示さなければならない。

一 業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号そ

の他の符号であつて業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できるもの

二 業務委託（法第二条第三項に規定する業務委託をいう。以下同じ。）をした日

三 特定受託事業者の給付（法第二条第三項第二号の業務委託の場合は、提供される役務。第六号において同じ。）の内容

四 特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日（期間を定めるものにあつては、当該期間）

五 特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける場所

六 特定受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日

七 報酬の額及び支払期日

八 報酬の全部又は一部の支払につき手形を交付する場合は、その手形の金額及び満期

九 報酬の全部又は一部の支払につき、業務委託事業者、特定受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、特定受託事業者が債権譲渡担保方式（特定受託事業者が、報酬の額に相当する報酬債権を担保として、金融機関から当該報酬の額に相当する金銭の貸付けを受ける方式）又はファクタリング方式（特定

受託事業者が、報酬の額に相当する報酬債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該報酬の額に相当する金銭の支払を受ける方式）若しくは併存的債務引受方式（特定受託事業者が、報酬の額に相当する報酬債務を業務委託事業者と共に負った金融機関から、当該報酬の額に相当する金銭の支払を受ける方式）により金融機関から当該報酬の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする場合は、次に掲げる事項

イ 当該金融機関の名称

ロ 当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額

ハ 当該報酬債権又は当該報酬債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払う期日

十 報酬の全部又は一部の支払につき、業務委託事業者及び特定受託事業者が電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発生記録（電子記録債権法第十五条に規定する発生記録をいう。）をし又は譲渡記録（電子記録債権法第十七条に規定する譲渡記録をいう。）をする場合は、次に掲げる事項

イ 当該電子記録債権の額

ロ 電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日

十一 報酬の全部又は一部の支払につき、業務委託事業者が、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業を営む同法第二条第三項に規定する資金移動業者（以下単に「資金移動業者」という。）の第一種資金移動業に係る口座、同法第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業を営む資金移動業者の第二種資金移動業に係る口座又は同条第三項に規定する第三種資金移動業を営む資金移動業者の第三種資金移動業に係る口座への資金移動を行う場合は、次に掲げる事項

イ 当該資金移動業者の名称

ロ 当該資金移動に係る額

2 特定業務委託事業者は、法第四条第三項の再委託をする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、第六条各号に掲げる事項の明示をすることができる。

3 第一項第七号の報酬の額について、具体的な金額の明示することが困難なやむを得ない事情がある場合には、報酬の具体的な金額を定めることとなる算定方法の明示をすることをもって足りる。

4 法第三条第一項ただし書の規定に基づき、業務委託をしたときに明示をしない事項（以下「未定事項」という。）がある場合には、未定事項以外の事項のほか、未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日の明示をしなければならない。

5 次条第一項第一号に掲げる方法による明示は、特定受託事業者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、当該特定受託事業者に到達したものとみなす。

（法第三条第一項の電磁的方法）

第二条 法第三条第一項の公正取引委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）により送信する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前条に規定する事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、前条に規定する事項が文字、番号、記号その他の符号で表示される方法でな

ければならない。

(共通事項)

第三条 第一条に規定する事項が一定期間における業務委託について共通であるものとして、あらかじめ、書面の交付又は前条に規定する電磁的方法による提供により示されたときは、当該事項については、その期間内における業務委託に係る明示は、あらかじめ示されたところによる旨を明らかにすることをもって足りる。

(未定事項)

第四条 法第三条第一項ただし書の規定に基づき、特定受託事業者に対し未定事項の明示をするときは、当初の明示との関連性を確認することができるようにしなければならない。

(法第三条第二項の書面の交付)

第五条 法第三条第二項に規定する書面の交付をするときは、第一条第一項から第四項まで、第三条、前条及び次条の規定を準用する。

2 法第三条第二項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合(第一号

又は第二号に該当する場合において、第二条第一項第一号に掲げる方法による明示がされた後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに、第一条に規定する事項を閲覧することができなくなったときを除く。）とする。

一 特定受託事業者からの電磁的方法による提供の求めに応じて、明示をした場合

二 業務委託事業者により作成された定型約款（民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の

二第一項に規定する定型約款をいう。）を内容とする業務委託が次のいずれにも該当する場合

イ インターネットのみを利用する方法により締結された契約に係るものであること。

ロ 当該定型約款がインターネットを利用して特定受託事業者が閲覧することができる状態に置かれて
いること。

三 既に法第三条第一項又は第二項の規定に基づく書面の交付をしている場合

（法第四条第三項の事項）

第六条 法第四条第三項の公正取引委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 再委託である旨

二 元委託者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であつて元委託者を識別できるもの

三 元委託業務の対価の支払期日

(措置命令書等の送達)

第七条 法第九条第一項の規定による命令に係る命令書又は当該命令の取消し若しくは変更の決定に係る決定書（以下この条及び第九条において「措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又は代理人にこれを送達しなければならない。

2 措置命令書等の謄本の送達に当たっては、法第九条第一項の規定による命令及び当該命令の変更の決定について取消しの訴えを提起することができる場合には、その旨を記載した通知書を添付するものとする。

(公示送達の方法)

第八条 公正取引委員会は、公示送達があつたことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、公正取引委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知することができる。

(更正決定)

第九条 措置命令書等に誤記その他明白な誤りがあるときは、公正取引委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

2 更正決定に対しては、決定書の謄本の送達を受けた日から二週間以内に、公正取引委員会に対し、文書をもって異議の申立てをすることができる。

3 公正取引委員会は、前項の異議申立てを却下したときは、これを申立人に通知しなければならない。

附 則

この規則は、法の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

○厚生労働省令第94号

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十二条第一項、第十四条第一項第二号、第十六条第一項及び第二項並びに第二十二條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年五月三十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則

（法第十二条第一項の厚生労働省令で定める方法）

第一条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の厚生労働省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法若しくは電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）の送信の方法又は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第八号に規定する放送、同項第

九号の二に規定する有線放送若しくは同項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法とする。

(法第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由)

第二条 法第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。

- 一 妊娠したこと。
- 二 出産したこと。
- 三 妊娠又は出産に起因する症状により業務委託に係る業務を行えないこと若しくは行えなかったこと又は当該業務の能率が低下したこと。
- 四 妊娠又は出産に関して法第十三条第一項若しくは第二項の規定による配慮の申出をし、又はこれらの規定による配慮を受けたこと。

(法第十六条第一項の厚生労働省令で定める予告の方法)

第三条 法第十六条第一項の規定による予告は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一 書面を交付する方法

二 ファクシミリを利用してする送信の方法

三 電子メール等の送信の方法（特定受託事業者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。第五条第一項第三号において同じ。）

2 前項第二号の方法により行われた予告は、特定受託事業者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた予告は、特定受託事業者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、それぞれ当該特定受託事業者に到達したものとみなす。

（法第十六条第一項の厚生労働省令で定める場合）

第四条 法第十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合

二 他の事業者から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務（以下この号において「元委託業務」という。）の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合であつて、

当該元委託業務に係る契約の全部又は一部が解除され、当該特定受託事業者に再委託をした業務（以下

この号において「再委託業務」という。)の大部分が不要となった場合その他の直ちに当該再委託業務に係る契約の解除(契約期間の満了後に更新しない場合を含む。以下この条において同じ。)をすることが必要であると認められる場合

三 特定業務委託事業者が特定受託事業者と業務委託に係る給付に関する基本的な事項についての契約(以下この条において「基本契約」という。)を締結し、基本契約に基づいて業務委託を行う場合(以下この号において「基本契約に基づいて業務委託を行う場合」という。)又は契約の更新により継続して業務委託を行うこととなる場合であつて、契約期間が三十日以下である一の業務委託に係る契約(基本契約に基づいて業務委託を行う場合にあつては、当該基本契約に基づくものに限る。)の解除をしようとする場合

四 特定受託事業者の責めに帰すべき事由により直ちに契約の解除をすることが必要であると認められる場合

五 基本契約を締結している場合であつて、特定受託事業者の事情により、相当な期間、当該基本契約に基づく業務委託をしていない場合

(法第十六条第二項の厚生労働省令で定める開示の方法)

第五条 法第十六条第二項の規定による開示は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 書面を交付する方法
- 二 ファクシミリを利用してする送信の方法
- 三 電子メール等の送信の方法

2 前項第二号の方法により行われた開示は、特定受託事業者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた開示は、特定受託事業者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、それぞれ当該特定受託事業者に到達したものとみなす。

(法第十六条第二項の厚生労働省令で定める場合)

第六条 法第十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第三者の利益を害するおそれがある場合
- 二 他の法令に違反することとなる場合

(立入検査の身分証明書)

第七条 法第二十条第三項において準用する法第十一条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(権限の委任)

第八条 法第十七条第二項、第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第二項並びに第二十二條に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、特定業務委託事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

2 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(雇用環境・均等部の所掌事務) 第七百六十条の二 雇用環境・均等部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 在宅就労その他の多様な就業形態を選択する者に係る対策に関すること。</p> <p>十四〇十七 (略)</p> <p>(企画課の所掌事務) 第七百七十六条の二 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 在宅就労その他の多様な就業形態を選択する者に係る対策に関する事務の企画及び立案に関すること。</p> <p>十三〇十七 (略)</p> <p>(指導課の所掌事務) 第七百七十六条の三 指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 在宅就労その他の多様な就業形態を選択する者に係る対策に関する事務の実施に関すること。</p> <p>十〇十三 (略)</p>	<p>(雇用環境・均等部の所掌事務) 第七百六十条の二 雇用環境・均等部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十三〇十六 (略)</p> <p>(企画課の所掌事務) 第七百七十六条の二 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二〇十六 (略)</p> <p>(指導課の所掌事務) 第七百七十六条の三 指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九〇十二 (略)</p>

別記様式(表面)

(日本産業規格B列8)

第 号	
	立入検査証
	官 職 氏 名
	年 月 日生
写	上記の者は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第20 条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。
	年 月 日
真	
	厚生労働大臣又は都道府県労働局長 印

別記様式(裏面)

(日本産業規格B列8)

特定受託事業者の取引の適正化等に関する法律 (抄)

(報告及び検査)

第11条 中小企業庁長官は、第7条の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 公正取引委員会は、第8条及び第9条第1項の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第20条 厚生労働大臣は、第18条(第14条に係る部分を除く。)及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣は、第18条(第14条に係る部分に限る。)及び前条第3項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者に対し、業務委託に関し報告を求めることができる。

3 第11条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による立入検査について準用する。

(厚生労働大臣の権限の委任)

第23条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第11条第1項若しくは第2項又は第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

厚生労働省関係特定受託事業者の取引の適正化等に関する法律施行規則 (抄)

(権限の委任)

第8条 法第17条第2項、第18条、第19条、第20条第1項及び第2項並びに第22条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、特定業務委託事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。

<別添6>特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針(令和6年厚生労働省告示第212号)

特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針

○厚生労働省告示第212号

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十五条の規定に基づき、特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針を次のように定め、同法の施行の日（令和六年十一月一日）から適用する。

令和六年五月三十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針

目次

第1 はじめに

第2 募集情報の的確な表示

第3 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮

第4 業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等

第1 はじめに

この指針は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下「法」という。）第12条に規定する募集情報の的確な表示、法第13条に規定する妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮及び法第14条に規定する業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ず

べき措置等に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。

第2 募集情報の的確な表示

1 概要

(1) 法第12条の規定に基づき、特定業務委託事業者は、広告等（(3)に掲げる方法によるものをいう。

以下同じ。）により、業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報（(4)に掲げるものをいう。

以下「募集情報」という。）を提供するときは、当該募集情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず（法第12条第1項）、また、正確かつ最新の内容に保たなければならない（同条第2項）。

(2) 「業務委託に係る特定受託事業者の募集」とは、特定受託事業者に業務委託をしようとする者が自ら又は他の事業者に委託して、特定受託事業者になろうとする者に対して広告等により広く勧誘することをいうものである。

結果として募集に応じて業務委託をした相手方が特定受託事業者であったか否かにかかわらず、募

集情報の提供時点において特定受託事業者に業務委託をすることが想定される募集をいう。

一方、募集の内容から、専ら、①労働者の募集や、②従業員（法第2条第1項第1号に規定する従業員をいう。）を使用する事業者が業務委託をすることが想定される募集であって、特定受託事業者が業務委託をすることが想定されない募集は「業務委託に係る特定受託事業者の募集」には含まれない。

- (3) 的確表示の対象となる募集情報の提供方法は、①新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、②文書の掲出又は頒布、③書面の交付、④ファクシミリ、⑤電子メール等、⑥著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第8号に規定する放送、同項第9号の2に規定する有線放送又は同項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法である。なお、⑤について、「電子メール等」とは「電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」をいい、「その他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」とは、具体的には SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等のメッセージ機能等を利用した電気通信が該当すること。⑥について、テレビやラ

ジオ、インターネット上のオンデマンド放送や自社のホームページ、クラウドソーシングサービス等が提供されるデジタルプラットフォーム等が該当する。

(4) 的確表示の対象となる募集情報（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和6年政令第200号）第2条）の具体的な内容としては、例えば、次に掲げるものがある。

- ・ 「業務の内容」に関する事項とは、業務委託において求められる成果物の内容又は役務提供の内容、業務に必要な能力又は資格、検収基準、不良品の取扱いに関する定め、成果物の知的財産権の許諾・譲渡の範囲、違約金に関する定め（中途解除の場合を除く。）等をいう。
- ・ 「業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項」とは、業務を遂行する際に想定される場所、納期、期間、時間等をいう。
- ・ 「報酬に関する事項」とは、報酬の額（算定方法を含む。）、支払期日、支払方法、交通費や材料費等の諸経費（報酬から控除されるものも含む。）、成果物の知的財産権の譲渡・許諾の対価等をいう。
- ・ 「契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）に関する事項」とは、契約の解除

事由、中途解除の際の費用・違約金に関する定め等をいう。

- ・ 「特定受託事業者の募集を行う者に関する事項」とは、特定業務委託事業者となる者の名称や業績等をいう。

2 募集情報に係る虚偽の表示の禁止

- (1) 特定業務委託事業者は、広告等により特定受託事業者の募集に関する情報を提供するに当たっては、虚偽の表示をしてはならない。

例えば、特定受託事業者の募集情報を提供するときに意図して募集情報と実際の就業に関する条件を異ならせた場合や実際には存在しない業務に係る募集情報を提供した場合等には、虚偽の表示に該当する。

なお、虚偽の表示でなくとも、一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、3の誤解を生じさせる表示に該当する。

(例)

- ・ 実際に業務委託を行う事業者とは別の事業者の名称で業務委託に係る募集を行う場合
- ・ 契約期間を記載しながら実際にはその期間とは大幅に異なる期間の契約期間を予定している場合
- ・ 報酬額を表示しながら実際にはその金額よりも低額の報酬を予定している場合
- ・ 実際には業務委託をする予定のない特定受託事業者の募集を出す場合

(2) 当事者間の合意に基づき、募集情報から実際の契約条件を変更することとなった場合は虚偽の表示には該当しない。

(3) 特定業務委託事業者が、他の事業者に広告等による募集を委託した場合（募集情報の提供を委託する場合を含む。以下同じ。）であって他の事業者が虚偽の表示をしていることを認識した場合、他の事業者に対し、情報の訂正を依頼するとともに、他の事業者が情報の訂正をしたかどうか確認を行わなければならない。なお、情報の訂正を繰り返し依頼したにもかかわらず他の事業者が訂正しなかった場合、特定業務委託事業者は法第 12 条違反となるものではない。

3 募集情報に係る誤解を生じさせる表示の禁止

- (1) 特定業務委託事業者は、広告等により特定受託事業者の募集に関する情報を提供するに当たっては、誤解を生じさせる表示をしてはならない。

一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、誤解を生じさせる表示に該当する。

- (2) 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意する必要がある。

- ・ 関係会社を有する者が特定受託事業者の募集を行う場合、業務委託を行う予定の者を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。
- ・ 特定受託事業者の募集と、労働者の募集が混同されることのないよう表示しなければならないこと。
- ・ 報酬額等について、実際の報酬額等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。
- ・ 職種又は業種について、実際の業務の内容と著しく乖離^{かいり}する名称を用いてはならないこと。

- (3) 特定業務委託事業者が、他の事業者に広告等による募集を委託した場合であって他の事業者が誤解

を生じさせる表示をしていることを認識した場合、他の事業者に対し、情報の訂正を依頼するとともに、他の事業者が情報の訂正をしたかどうか確認を行わなければならない。なお、情報の訂正を繰り返し依頼したにもかかわらず他の事業者が訂正しなかった場合、特定業務委託事業者は法第 12 条違反となるものではない。

4 募集情報に係る正確かつ最新の表示の義務

特定業務委託事業者は、特定受託事業者の募集に関する情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならない。

- ・ 特定受託事業者の募集を終了した場合又は募集の内容を変更した場合には、当該募集に関する情報の提供を速やかに終了し、又は当該募集に関する情報を速やかに変更すること。
- ・ 広告等により募集することを他の事業者に委託した場合には、当該事業者に対して当該情報の提供を終了するよう依頼し、又は当該情報の内容を変更するよう依頼するとともに、他の事業者が当該情報の提供を終了し、又は当該情報の内容を変更したかどうか確認を行わなければならない。なお、情

報の変更等を繰り返し依頼したにもかかわらず他の事業者が変更等をしなかった場合、特定業務委託事業者は法第 12 条違反となるものではない。

- ・ 特定受託事業者の募集に関する情報を提供するに当たっては、当該情報の時点を明らかにすること。

5 特定業務委託事業者が、広告等により、募集情報を提供するときに望ましい措置

特定業務委託事業者が広告等により特定受託事業者の募集に関する情報を提供するに当たっては、当事者間の募集情報に関する認識の齟齬^{そご}を可能な限りなくすことで、当該募集情報に適する特定受託事業者が応募しやすくなり、業務委託後の取引上のトラブルを未然に防ぐことができることから、1(4)の「的確表示の対象となる募集情報」に掲げている事項を可能な限り含めて提供することが望ましいこと。あわせて、募集に応じた者に対しても1(4)に掲げている事項を明示するとともに、当該事項を変更する場合には変更内容を明示することが望ましいこと。

第3 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮

1 概要

- (1) 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下「継続的業務委託」という。）の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が法第2条第1項第2号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下「育児介護等」という。）と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない（法第13条第1項）。
- (2) 継続的業務委託以外の業務委託の場合には、特定業務委託事業者は必要な配慮をするよう努めなければならない（同条第2項）。
- (3) 「継続的業務委託」とは、6か月以上の期間行う業務委託又は当該業務委託に係る契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託を指す。

継続的業務委託の期間の算定は、業務委託に係る契約を締結した日を「始期」、業務委託に係る契

約が終了する日を「終期」とする。よって、「継続的業務委託の相手方である特定受託事業者」とは、業務委託をした日から6か月以上を経過した特定受託事業者に限るものではなく、6か月を経過せずとも「始期」から「終期」までの期間が6か月以上であることが見込まれる特定受託事業者をいう。

業務委託に係る給付に関する基本的な事項についての契約（以下「基本契約」という。）を締結し、基本契約に基づいて業務委託を行う場合においては、継続的業務委託の期間の算定は、基本契約を締結した日を「始期」、基本契約が終了する日を「終期」とする。

契約の更新により継続して行うこととなる業務委託の期間については、最初の業務委託又は基本契約の始期から最後の業務委託又は基本契約の終期までを算定する。「契約の更新により継続して行うこととなる」と判断されるためには、①契約の当事者が同一であり、その給付又は役務の提供の内容が少なくとも一定程度の同一性を有し、②前の業務委託に係る契約又は基本契約が終了した日の翌日から、次の業務委託に係る契約又は基本契約を締結した日の前日までの期間の日数が1か月未満であること、という2つの要件を満たす必要がある。給付等の内容の一定程度の同一性の判断に当たっては、機能、効用、態様等を考慮要素として判断する。その際、原則として「日本標準産業分類」の小

分類（3桁分類）を参照し、前後の業務委託に係る給付等の内容が同一の分類に属するか否かで判断する。それが適当ではないと考えられる事情がある場合には、上記の考慮要素から、個別に判断する。適当ではないと考えられる事情とは、例えば、当事者間のこれまでの契約や当該特定業務委託事業者における同種の業務委託に係る契約の状況等に鑑み、通常、前後の業務委託は一体のものとしてなされている状況がある場合などである。

なお、「終期」が定められていない業務委託又は基本契約は継続的業務委託に含まれるが、法第3条において、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、当該特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日（期間を定めるものにあつては、当該期間）等を明示することとなっている点に留意すること。

(4) 「育児」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育することを指し、「子」とは、特定受託事業者と法律上の親子関係がある子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育介法」という。）第2条第1号に規定する「子」と同様に、養子に加え、養子縁組里親である特定受託事業者に委託されている児童等を含む。）をいう。

- (5) 「介護」とは、要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態）にある特定受託事業者の家族（育介法第2条第4号に規定する「対象家族」と同様に、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹又は孫をいう。）の介護その他の世話をを行うことをいう。
- (6) 法第13条の規定に基づき育児介護等に対する配慮の申出ができる者は、特定業務委託事業者と業務委託に係る契約を締結している特定受託事業者であって育児介護等と両立しつつ業務に従事する特定受託事業者であるが、現に育児介護等を行う者でなくとも、育児介護等を行う具体的な予定のある者も含まれる。

2 特定業務委託事業者がすべき育児介護等に対する配慮

- (1) 特定業務委託事業者は、特定受託事業者が育児介護等と両立しつつ業務委託に係る業務に従事することができるよう、当該特定受託事業者が法第13条第1項の継続的業務委託の相手方である場合に

は次のイからニまでの配慮をしなければならず、当該特定受託事業者が法第 13 条第 2 項の継続的業務委託以外の業務委託の相手方である場合には次のイからニまでの配慮をするよう努めなければならない。

イ 配慮の申出の内容等の把握

特定受託事業者から育児介護等に対する配慮の申出を受けた場合には、話し合い等を通じ、当該者が求める配慮の具体的な内容及び育児介護等の状況を把握すること。なお、申出の内容等には特定受託事業者のプライバシーに属する情報もあることから、当該情報の共有範囲は必要最低限とするなど、プライバシー保護の観点に留意すること。

ロ 配慮の内容又は取り得る選択肢の検討

特定受託事業者の希望する配慮の内容、又は希望する配慮の内容を踏まえたその他の取り得る対応について行うことが可能か十分に検討すること。

ハ 配慮の内容の伝達及び実施

具体的な配慮の内容が確定した際には速やかに申出を行った特定受託事業者に対してその内容を

伝え、実施すること。

なお、特定受託事業者の希望する配慮の内容とは異なるものの、特定受託事業者が配慮を必要とする事情に照らし、取り得る対応が他にもある場合、特定受託事業者との話し合いを行うなどにより、その意向を十分に尊重した上で、特定業務委託事業者が、より対応しやすい方法で配慮を行うことは差し支えない。

二 配慮の不実施の場合の伝達・理由の説明

特定受託事業者の希望する配慮の内容やその他の取り得る対応を十分に検討した結果、業務の性質や実施体制等に照らして困難であること、当該配慮を行うことにより、業務のほとんどが行えない等、契約目的が達成できなくなること等、やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、特定受託事業者に対して配慮を行うことができない旨を伝達し、その理由について、必要に応じ、書面の交付や電子メールの送付により行うことも含め、わかりやすく説明すること。

なお、育児介護等に対する配慮が円滑に行われるようにするためには、特定受託事業者が、速やかに配慮の申出を行い、具体的な調整を開始することができるようにすることが必要であり、その

ためには、特定受託事業者が申出をしやすい環境を整備しておくことが重要である。具体的には、①配慮の申出が可能であることや、配慮を申し出る際の窓口・担当者、配慮の申出を行う場合の手続等を周知すること、②育児介護等に否定的な言動が頻繁に行われるといった配慮の申出を行いにくい状況がある場合にはそれを解消するための取組を行うこと等の育児介護等への理解促進に努めることが望ましい。

- (2) 特定受託事業者からの配慮の申出に対し、特定業務委託事業者が配慮を実施する場合の具体例としては、以下が挙げられる。

なお、申出や配慮の内容は、個々の特定受託事業者の状況や業務の性質、特定業務委託事業者の状況等に応じて異なるものであり、多様かつ個別性が高いものである。したがって、記載されている例は例示であり、実際に、特定受託事業者から申出があった場合には、(1)イからニまでの事項に基づき個別に対応を検討することが必要である。

(申出に対する配慮の例)

- ① 妊婦健診がある日について、打合せの時間を調整してほしいとの申出に対し、調整した上で特

定受託事業者が打合せに参加できるようにすること。

- ② 妊娠に起因する症状により急に業務に対応できなくなる場合について相談したいとの申出に対し、そのような場合の対応についてあらかじめ取決めをしておくこと。
- ③ 出産のため一時的に特定業務委託事業者の事業所から離れた地域に居住することとなったため、成果物の納入方法を対面での手渡しから宅配便での郵送に切り替えてほしいとの申出に対し、納入方法を変更すること。
- ④ 子の急病等により作業時間を予定どおり確保することができなくなったことから、納期を短期間繰り下げることが可能かとの申出に対し、納期を変更すること。
- ⑤ 特定受託事業者からの介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したいとの申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること。

なお、特定受託事業者が元委託事業者（他の事業者から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合における他の事業者をいう。以下同じ。）の事業所において業務を行う場合には、特定受託事業者からの申出内容に

ついて当該元委託事業者に対して調整を依頼することを含む。

3 特定業務委託事業者による望ましくない取扱い

法第 13 条における申出及び配慮の趣旨を踏まえれば、特定業務委託事業者による次のイ及びロに掲げる行為は望ましくない取扱いであることに留意する必要がある。

イ 特定受託事業者からの申出を阻害すること。

(例)

① 申出に際して、膨大な書類を提出させる等の特定受託事業者にとって煩雑又は過重な負担となるような手続を設けること。

② 特定業務委託事業者の役員又は労働者が、申出を行うことは周囲に迷惑がかかるといった申出をためらう要因となるような言動をすること。

ロ 特定受託事業者が申出をしたこと又は配慮を受けたことのみを理由に契約の解除その他の不利益な取扱いを行うこと。

契約の解除その他の不利益な取扱いとなる行為には、特定受託事業者が申出をしたこと又は配慮を受けたことのみを理由として、例えば、次に掲げるものを行うことが該当する。

(例)

- ① 契約の解除を行うこと。
- ② 報酬を支払わないこと又は減額を行うこと。
- ③ 給付の内容を変更させること又は給付を受領した後に給付をやり直させること。
- ④ 取引の数量の削減
- ⑤ 取引の停止
- ⑥ 就業環境を害すること。

また、不利益な取扱いに該当するか否かについては、申出をしたこと又は配慮を受けたこととの間に因果関係がある行為であることを要し、不利益な取扱いに該当すると認められる事例及び該当しないと認められる事例は以下のとおりである。なお、これらは限定列挙ではないことに留意が必要である。

(不利益な取扱いに該当すると認められる例)

- ① 介護のため特定の曜日や時間の業務を行うことが難しくなったため、配慮の申出をした特定受託事業者について、別の曜日や時間は引き続き業務を行うことが可能であり、契約目的も達成できることが見込まれる中、配慮の申出をしたことを理由として、契約の解除を行うこと。
- ② 特定受託事業者が出産に関する配慮を受けたことを理由として、現に役務を提供しなかった業務量に相当する分を超えて報酬を減額すること。
- ③ 特定受託事業者が育児や介護に関する配慮を受けたことにより、特定業務委託事業者の労働者が繰り返し又は継続的に嫌がらせ的な言動を行い、当該特定受託事業者の能力発揮や業務の継続に悪影響を生じさせること。

(不利益な取扱いに該当しないと認められる例)

- ① 妊娠による体調の変化によりイベントへの出演ができなくなった特定受託事業者から、イベントの出演日を変更してほしいとの申出があったが、イベントの日程変更は困難であり、当初の契約目的が達成できないことが確実になったため、その旨を特定受託事業者と話し合いの上、契約の

解除を行うこと。

② 育児のためこれまでよりも短い時間で業務を行うこととなった特定受託事業者について、就業時間の短縮により減少した業務量に相当する報酬を減額すること。

③ 配慮の申出を受けて話し合いをした結果、特定受託事業者が従来の数量の納品ができないことが分かったため、その分の取引の数量を削減すること。

なお、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった場合や、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに報酬の額を減ずること等があった場合には、ロの不利益な取扱いに該当する場合があるほか、別途、法第2章（特定受託事業者に係る取引の適正化）の第4条（報酬の支払期日等）又は第5条（特定業務委託事業者の遵守事項）の規定に違反し得る場合もあることに留意が必要である。

第4 業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等

1 概要

(1) 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る特定受託業務従事者に対し当該業務委託に関して

行われる法第 14 条第 1 項各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況に至ること（以下「業務委託におけるハラスメント」という。）のないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない（法第 14 条第 1 項）。

(2) 特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が法第 14 条第 1 項の相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、その者（その者が法第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人）に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない（同条第 2 項）。

(3) 業務委託におけるハラスメントとは、次のイからハまでのものをいう。

イ 性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によりその者（その者が法第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人）に係る業務委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境を害すること（以下「業務委託におけるセクシュアルハラスメント」という。）。

ロ 特定受託業務従事者の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言

動によりその者の就業環境を害すること（以下「業務委託における妊娠、出産等に関するハラスメント」という。）。

ハ 取引上の優越的な関係を背景とした言動であって業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定受託業務従事者の就業環境を害すること（以下「業務委託におけるパワーハラスメント」という。）。

(4) 業務委託におけるハラスメントは、特定業務委託事業者との間で業務委託に係る契約を締結した特定受託業務従事者に対して、当該業務委託に関して行われるものをいう。「業務委託に関して行われる」とは、特定受託業務従事者が当該業務委託に係る業務を遂行する場所又は場面で行われるものをいい、当該特定受託業務従事者が通常業務を遂行している場所以外の場所であっても、当該特定受託業務従事者が業務を遂行している場所については、含まれる。

(5) なお、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった場合や、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに報酬の額を減ずること等があった場合には、(3)イからハまでの言動を伴うときには業務委託におけるハラスメントに該当することがあるほか、別途、法第2章（特定受託事業者に係る取引の

適正化)の第4条(報酬の支払期日等)又は第5条(特定業務委託事業者の遵守事項)の規定に違反し得る場合もあることに留意が必要である。

2 業務委託におけるセクシュアルハラスメントの内容

- (1) 業務委託におけるセクシュアルハラスメントには、業務委託に関して行われる性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応により当該特定受託業務従事者がその業務委託の条件につき不利益を受けるもの(以下「対価型セクシュアルハラスメント」という。)と、当該性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境が害されるもの(以下「環境型セクシュアルハラスメント」という。)がある。
なお、業務委託におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。
また、被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する業務委託におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。
- (2) 「性的な言動」とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指し、この「性的な内容の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等が、「性的な行動」には、

性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が、それぞれ含まれる。当該言動を行う者には、特定業務委託事業者（その者が法人である場合にあってはその役員。以下同じ。）又はその雇用する労働者（以下「特定業務委託事業者等」という。）に限らず、業務委託に係る契約を遂行するに当たり関係性が発生する者（例えば、元委託事業者を含む特定業務委託事業者の取引先等の他の事業者（その者が法人である場合にあってはその役員。以下同じ。）又はその雇用する労働者、業務委託に係る契約上協力して業務を遂行することが想定されている他の個人事業者（以下「他の事業者等」という。）、顧客等）もなり得る。

- (3) 「対価型セクシュアルハラスメント」とは、業務委託に関して行われる特定受託業務従事者の意に反する性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応により、当該特定受託業務従事者が契約の解除、報酬の減額、取引数量の削減、取引の停止等の不利益を受けることであって、その状況は多様であるが、典型的な例として、次のようなものがある。

イ 特定業務委託事業者が特定受託業務従事者に対して性的な関係を要求したが、拒否されたため、当該特定受託業務従事者との契約を解除すること。

ロ 特定業務委託事業者の雇用する労働者が事業所内において日頃から特定受託業務従事者に係る性的な事柄について公然と発言していたが、抗議されたため、当該特定受託業務従事者の報酬を減額すること。

(4) 「環境型セクシュアルハラスメント」とは、業務委託に関して行われる特定受託業務従事者の意に反する性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該特定受託業務従事者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることであって、その状況は多様であるが、典型的な例として、次のようなものがある。

イ 就業場所において特定業務委託事業者の雇用する労働者が特定受託業務従事者の腰、胸等に度々触ったため、当該特定受託業務従事者が苦痛に感じてその就業意欲が低下していること。

ロ 元委託事業者の雇用する労働者が当該元委託事業者の事業所において就業する特定受託業務従事者に係る性的な内容の情報を意図的かつ継続的に流布したため、当該特定受託業務従事者が苦痛に感じて仕事が手につかないこと。

3 業務委託における妊娠、出産等に関するハラスメントの内容

(1) 業務委託における妊娠、出産等に関するハラスメントとは、特定業務委託事業者等から行われる以下のものがある。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、業務委託における妊娠、出産等に関するハラスメントには該当しない。

イ 特定受託業務従事者が、①妊娠したこと、②出産したこと、③妊娠又は出産に起因する症状により業務委託に係る業務を行えないこと若しくは行えなかったこと又は当該業務の能率が低下したこと（以下「妊娠したこと等」という。）に関する言動により就業環境が害されるもの（以下「状態への嫌がらせ型」という。）

ロ 特定受託業務従事者が、妊娠又は出産に関して法第 13 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による配慮の申出（以下「配慮の申出」という。）をしたこと又はこれらの規定による配慮を受けたこと（以下「配慮を受けたこと」という。）に関する言動により就業環境が害されるもの（以下「配慮申出等への嫌がらせ型」という。）

(2) 「状態への嫌がらせ型」の典型的な例として、次に掲げるものがあるが、これらは限定列挙ではな

いことに留意が必要である。

(典型的な例)

イ 妊娠したこと等のみを理由として嫌がらせ等をするもの

客観的にみて、言動を受けた特定受託業務従事者の能力の発揮や継続就業に重大な悪影響が生じる等当該特定受託業務従事者が就業する上で看過できない程度の支障が生じるようなものが該当する。特定受託業務従事者が妊娠したこと等により、特定業務委託事業者等が当該特定受託業務従事者に対し、繰り返し又は継続的に嫌がらせ等（嫌がらせ的な言動又は契約に定められた業務に従事させないことをいう。以下同じ。）をすること（当該特定受託業務従事者がその意に反することを当該特定業務委託事業者等に明示しているにもかかわらず、更に言うことを含む。）。

ロ 妊娠したこと等のみを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆するもの

特定業務委託事業者等が当該特定受託業務従事者に対し、妊娠したこと等のみを理由として、業務委託に係る契約の解除、報酬の減額、取引数量の削減、取引の停止等の不利益な取扱いを示

唆すること。

例えば、妊娠を報告しただけで、業務委託に係る契約の解除を示唆したり、報酬の減額を示唆したりすることは不利益な取扱いの示唆に該当するが、一方で、妊娠又は出産に起因する症状により役務の提供を休止した場合に、実際に役務の提供を休止した分の報酬の減額について話し合いをすることはハラスメントには該当しない。

- (3) 「配慮申出等への嫌がらせ型」の典型的な例として、次に掲げるものがあるが、これらは限定列挙ではないことに留意が必要である。

(典型的な例)

イ 配慮の申出を阻害するもの

客観的にみて、言動を受けた特定受託業務従事者の配慮の申出が阻害されるものが該当する。

- ① 特定受託業務従事者が配慮の申出をしたい旨を業務委託に係る契約担当者に相談したところ、当該申出をしないよう言うこと。
- ② 特定受託業務従事者が配慮の申出をしたところ、業務委託に係る契約担当者が、当該特定

受託業務従事者に対し、当該申出を取り下げよう言うこと。

- ③ 特定受託業務従事者が配慮の申出をしたい旨を特定業務委託事業者の雇用する労働者に伝えたところ、繰り返し又は継続的に申出をしないよう言うこと（当該特定受託業務従事者がその意に反することを当該労働者に明示しているにもかかわらず、更に言うことを含む。）。
 - ④ 特定受託業務従事者が配慮の申出をしたところ、特定業務委託事業者の雇用する労働者が、繰り返し又は継続的に当該申出を取り下げよう言うこと（当該特定受託業務従事者がその意に反することを当該労働者に明示しているにもかかわらず、更に言うことを含む。）。
- ロ 配慮を受けたことにより嫌がらせ等をするもの

客観的にみて、言動を受けた特定受託業務従事者の能力の発揮や継続就業に重大な悪影響が生じる等当該特定受託業務従事者が就業する上で看過できない程度の支障が生じるようなものが該当する。

特定受託業務従事者が配慮を受けたことにより、特定業務委託事業者等が当該特定受託業務従事者に対し、繰り返し又は継続的に嫌がらせ等をする事（当該特定受託業務従事者がその意に

反することを当該特定業務委託事業者又はその雇用する労働者に明示しているにもかかわらず、更に言うことを含む。）。

ハ 配慮の申出等のみを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆するもの

特定受託業務従事者が、配慮の申出をしたい旨を特定業務委託事業者に相談したこと、配慮の申出をしたこと、配慮を受けたことのみを理由として、特定業務委託事業者等が当該特定受託業務従事者に対し、業務委託に係る契約の解除、報酬の減額、取引数量の削減、取引の停止等の不利益な取扱いを示唆すること。

例えば、配慮を受けても業務量が変わらないにもかかわらず、報酬の減額を示唆することや、実際に業務量が減少した分以上の報酬を減額することを示唆することは、不利益な取扱いの示唆に該当するが、一方で、配慮を受けたことにより実際に業務量が減少した分の報酬の減額について話し合いをすることはハラスメントには該当しない。

4 業務委託におけるパワーハラスメントの内容

(1) 業務委託におけるパワーハラスメントは、業務委託に関して行われる①取引上の優越的な関係を背景とした言動であって、②業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③特定受託業務従事者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう。

なお、客観的にみて、業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示及び通常取引行為としての交渉の範囲内の話合いについては、業務委託におけるパワーハラスメントには該当しない。

(2) 「取引上の優越的な関係を背景とした」言動とは、業務委託に係る業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける特定受託業務従事者が当該言動の行為者とされる者（以下この4において「行為者」という。）に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものを指し、例えば、以下のもの等が含まれる。

- ・ 特定業務委託事業者による言動
- ・ 業務委託に係る契約担当者、事業担当者又は業務委託に係る成果物の確認若しくは検収を行う者

による言動

- ・ 特定業務委託事業者の雇用する労働者による言動であって、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの
- ・ 特定業務委託事業者の雇用する労働者からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの

(3) 「業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えた」言動とは、社会通念に照らし、当該言動が明らかに特定業務委託事業者の業務委託に係る業務を遂行する上で必要性がない、又はその態様が相当でないものを指し、例えば、以下のもの等が含まれる。

- ・ 業務の遂行上明らかに必要性のない言動
- ・ 業務の目的を大きく逸脱した言動
- ・ 業務を遂行するための手段として不適切な言動
- ・ 当該行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動

この判断に当たっては、様々な要素（当該言動の目的、当該言動を受けた特定受託業務従事者の責めに帰すべき事由の有無や内容・程度を含む当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、行為者との関係性、通常取引行為と照らした当該言動の妥当性等）を総合的に考慮することが適当である。

- (4) 「就業環境を害する」とは、当該言動により特定受託業務従事者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、特定受託業務従事者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該特定受託業務従事者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指す。

この判断に当たっては、「平均的な特定受託業務従事者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の特定受託業務従事者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当である。

- (5) 業務委託におけるパワーハラスメントは、(1)の①から③までの要素を全て満たすものをいい（客観的にみて、業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示及び通常取引行為としての交渉の範囲内の話合いについては、業務委託におけるパワーハラスメントには該

当しない。) 、個別の事案についてその該当性を判断するに当たっては、(3)で総合的に考慮することとした事項のほか、当該言動により特定受託業務従事者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等を総合的に考慮して判断することが必要である。

このため、個別の事案の判断に際しては、相談窓口の担当者等がこうした事項に十分留意し、相談を行った特定受託業務従事者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行い、それらを十分踏まえて、予防から再発防止に至る一連の措置を適切に講ずることが必要である。

業務委託におけるパワーハラスメントの状況は多様であるが、代表的な言動の類型としては以下のイからへまでのものがあり、当該言動の類型ごとに、典型的に業務委託におけるパワーハラスメントに該当し、又は該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。

ただし、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、次の例は限定列挙ではないことに十分留意することが必要である。

なお、業務委託におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる以下の例については、行為者と当該言動を受ける特定受託業務従事者の関係性を個別に記載していないが、取引上の優越的な関係

を背景として行われたものであることが前提である。

イ 身体的な攻撃（暴行・傷害）

（該当すると考えられる例）

- ① 殴打・足蹴りを行うこと。
- ② 相手に物を投げつけること。

（該当しないと考えられる例）

- ① 誤ってぶつかること。

ロ 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言・^{しつよう}執拗な嫌がらせ）

（該当すると考えられる例）

- ① 人格を否定するような言動を行うこと（相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む。）。
- ② 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行うこと。
- ③ 他の労働者や事業者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行うこと。

- ④ 相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の関係者宛てに送信すること。
- ⑤ 契約内容に基づき成果物を納品したにもかかわらず正当な理由なく報酬を支払わないこと又は減額することを、度を超して繰り返し示唆する又は威圧的に迫ること。

(該当しないと考えられる例)

- ① 業務委託に係る契約に定める内容が適切に実施されず、再三注意してもそれが改善されない特定受託業務従事者に対して一定程度強く注意をすること。
- ② 業務委託に係る契約の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った特定受託業務従事者に対して、一定程度強く注意をすること。
- ③ 事業者間の通常取引行為の一環として、取引条件の変更について協議を行うこと。

ハ 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）

(該当すると考えられる例)

- ① 一人の特定受託業務従事者に対して、特定業務委託事業者の雇用する労働者が集団で無視を

し、事業所で孤立させること。

(該当しないと考えられる例)

- ① 通常、他の特定受託事業者と同じ場所で業務を遂行する特定受託業務従事者に対し、業務委託に係る契約を適切に遂行できるよう短期間集中的に別室で当該業務委託の内容に関する研修等を実施すること。

ニ 過大な要求（業務委託に係る契約上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）

(該当すると考えられる例)

- ① 業務委託に係る契約上予定されていない肉体的・精神的負荷の高い作業を強要すること。
- ② 特定受託業務従事者に業務委託に係る業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせること。
- ③ 明確な検収基準を示さずに嫌がらせのために特定受託事業者の給付の受領を何度も拒み、やり直しを強要すること。

(該当しないと考えられる例)

① 業務の繁忙期に、業務委託に係る契約の範囲内で、通常時よりも一定程度多い業務の処理を行わせること。

② 検収基準を明らかにして指示しているにもかかわらず、当該基準に達しない給付を行う特定受託業務従事者に対し、当該基準に達しない部分を示してやり直しを指示すること。

ホ 過小な要求（合理的な理由なく契約内容とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）

（該当すると考えられる例）

① 気に入らない特定受託業務従事者に対して嫌がらせのために業務委託に係る契約上予定されていた業務や役割を与えないこと。

（該当しないと考えられる例）

① 当初予定していた成果物の発注数が減少したため、業務委託に係る契約の範囲内で、特定受託業務従事者に依頼する業務量を減らすこと。

ヘ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

(該当すると考えられる例)

- ① 特定受託業務従事者を事業所外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること。
- ② 特定受託業務従事者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該特定受託業務従事者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること。

(該当しないと考えられる例)

- ① 特定受託業務従事者への育児介護等の配慮を目的として、特定受託業務従事者の家族の状況等についてヒアリングを行うこと。
- ② 特定受託業務従事者の了解を得て、当該特定受託業務従事者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、必要な範囲で業務委託に係る契約を遂行する上で関係する者に伝達し、配慮を促すこと。

なお、プライバシー保護の観点から、機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講ずることが必要である。

5 特定業務委託事業者が業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関し講ずべき措置の内容

特定業務委託事業者は、業務委託におけるハラスメントを防止するため、次の措置を講じなければならない。

(1) 特定業務委託事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

特定業務委託事業者は、業務委託におけるハラスメントに対する方針の明確化、労働者に対するその方針の周知・啓発として、イ及びロの措置を講じなければならない。

なお、周知・啓発をするに当たっては、業務委託におけるハラスメントの防止の効果を高めるため、その発生の原因や背景について、関係者の理解を深めることが重要である。その際、以下について留意することが必要である。

- ・ 業務委託におけるセクシュアルハラスメントの発生の原因や背景には、性別役割分担意識に基づく言動もあると考えられ、こうした言動をなくしていくことがセクシュアルハラスメントの防止の効果を高める上で重要であること。

- 業務委託における妊娠、出産等に関するハラスメントの発生の原因や背景には、（i）妊娠、出産等に関する否定的な言動（不妊治療に対する否定的な言動を含め、他の労働者や特定受託業務従事者の妊娠、出産等の否定につながる言動（当該者に直接行わない言動も含む。）をいい、単なる自らの意思の表明を除く。以下同じ。）が頻繁に行われるなど、配慮の申出がしにくい就業場所の雰囲気や、（ii）配慮の申出ができることに関する関係者への周知が不十分であること等も考えられる。このため、これらを解消していくことが業務委託における妊娠、出産等に関するハラスメントの防止の効果を高める上で重要であること。
 - 業務委託におけるパワーハラスメントの発生の原因や背景には、特定受託事業者が取引の構造上弱い立場にあること等を背景として、通常取引行為から逸脱した言動が行われやすい状況もあると考えられ、そうした状況を解消していくことが業務委託におけるパワーハラスメントの防止の効果を高める上で重要であること。
- イ 業務委託におけるハラスメントの内容及び業務委託におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、業務委託に係る契約担当者・事業担当者、成果物の確認・検収を行う者、特定

受託業務従事者と協力して業務を行う者を含め、労働者に周知・啓発すること。

(特定業務委託事業者の方針等を明確化し、労働者に周知・啓発していると認められる例)

- ① 就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において、業務委託におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を規定し、当該規定と併せて、業務委託におけるハラスメントの内容を労働者に周知・啓発すること。
 - ② 社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に業務委託におけるハラスメントの内容及び業務委託におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針について記載し、配布等すること。
 - ③ 業務委託におけるハラスメントの内容及び業務委託におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を労働者に対して周知・啓発するための研修、講習等を実施すること。
- ロ 業務委託におけるハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、業務委託に係る契約担当者・事業担当者、成果物の確認・検収を行う者、特定受託業務従事者と協力して業務を行う

者を含め、労働者に周知・啓発すること。

(対処方針を定め、労働者に周知・啓発していると認められる例)

① 就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において、業務委託におけるハラスメントに係る言動を行った者に対する懲戒規定を定め、その内容を労働者に周知・啓発すること。

② 業務委託におけるハラスメントに係る言動を行った者は、現行の就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において定められている懲戒規定の適用の対象となる旨を明確化し、これを労働者に周知・啓発すること。

(2) 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者からの相談に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するために必要な体制の整備として、イ及びロの措置を講じなければならない。

イ 相談への対応のための窓口（以下「相談窓口」という。）をあらかじめ定め、特定受託業務従事者に周知すること（新たに業務委託におけるハラスメントの専用の窓口を定める場合に加えて、雇

用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項から第 3 項までに規定する職場におけるセクシュアルハラスメント、同法第 11 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する職場における妊娠、出産等に関するハラスメント又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する職場におけるパワーハラスメントに係る相談窓口を業務委託におけるハラスメントについても活用可能とする場合も含む。）。

（相談窓口をあらかじめ定めていると認められる例）

- ① 外部の機関に相談への対応を委託すること。
- ② 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること。
- ③ 相談に対応するための制度を設けること。

なお、専用アプリやメール等の対面以外の方法により相談を受け付ける場合には、相談を行った特定受託業務従事者にとって、当該相談が受け付けられたことを確実に認識できる仕組みとすることが必要である。

(相談窓口を特定受託業務従事者に周知していると認められる例)

- ① 業務委託契約に係る書面やメール等に業務委託におけるハラスメントの相談窓口の連絡先を記載すること。
- ② 特定受託業務従事者が定期的に関連するイントラネット等において業務委託におけるハラスメントの相談窓口について掲載すること。

ロ イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。

また、相談窓口においては、被害を受けた特定受託業務従事者（以下「被害者」という。）が萎縮するなどして相談を躊躇^{ちゅうちよ}する例もあること等を踏まえ、業務委託におけるハラスメントが現実には生じている場合だけではなく、その発生のおそれがある場合や、業務委託におけるハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合等が考えられる。

(相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例)

- ① 相談窓口の担当者が相談を受けた場合、その内容や状況に応じて、相談窓口の担当者と人

事部門や契約担当部門とが連携を図ることができる仕組みとすること。

② 相談窓口の担当者が相談を受けた場合、あらかじめ作成した留意点などを記載したマニュアルに基づき対応すること。

③ 相談窓口の担当者に対し、相談を受けた場合の対応についての研修を行うこと。

(3) 業務委託におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

特定業務委託事業者は、業務委託におけるハラスメントに係る相談の申出があった場合において、その事案に係る事実関係の迅速かつ正確な確認及び適正な対処として、イからニまでの措置を講じなければならない。

イ 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に把握すること。

なお、業務委託におけるセクシュアルハラスメントについては、性的な言動の行為者とされる者が、他の事業者等である場合には、必要に応じて、他の事業者等に事実関係の確認への協力を求めることも含まれる。

(事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例)

- ① 相談窓口の担当者、人事部門又は専門の委員会等が、相談を行った特定受託業務従事者（以下「相談者」という。）及び業務委託におけるハラスメントに係る言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）の双方から事実関係を確認すること。

また、相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合には、第三者からも事実関係を聴取する等の措置を講ずること。事実関係の確認の状況について、共有することが適切な場合には、伝達可能な範囲で相談者に共有すること。

- ② 事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

ロ イにより、業務委託におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

(措置を適正に行っていると認められる例)

- ① 事案の内容や状況に応じ、被害者と行為者の間の関係改善に向けての援助、被害者と行為

者を引き離すための被害者の就業場所の変更又は行為者の配置転換、行為者の謝罪、被害者の取引条件上の不利益の回復、事業場内産業保健スタッフ等による被害者のメンタルヘルス不調への相談対応等の措置を講ずること。

② 中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

ハイにより、業務委託におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

(措置を適正に行っていると認められる例)

① 就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書における業務委託におけるハラスメントに関する規定等に基づき、行為者に対して必要な懲戒その他の措置を講ずること。あわせて、事案の内容や状況に応じ、被害者と行為者の間の関係改善に向けての援助、被害者と行為者を引き離すための被害者の就業場所の変更又は行為者の配置転換、行為者の謝罪等の措置を講ずること。

② 中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ 改めて業務委託におけるハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ずること。

また、業務委託におけるハラスメントが生じた事実が確認できなかった場合においても、同様の措置を講ずること。

なお、業務委託におけるセクシュアルハラスメントについては、性的な言動の行為者とされる者が他の事業者等である場合には、必要に応じて、他の事業者等に再発防止に向けた措置への協力を求めることも含まれる。

(再発防止に向けた措置を講じていると認められる例)

- ① 業務委託におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針及び業務委託におけるハラスメントに係る言動を行った者について厳正に対処する旨の方針を、社内報、パンフレット、社内ホームページ、特定受託業務従事者が閲覧するイントラネット等広報又は啓発のための資料等に改めて掲載し、配布等すること。
- ② 業務委託における妊娠、出産等に関するハラスメントについて、法第 13 条の配慮の申出が

できる旨を、社内報、パンフレット、社内ホームページ、特定受託業務従事者が閲覧するイントラネット等広報又は啓発のための資料に改めて掲載し、配布等すること。

- ③ 特定業務委託事業者の雇用する労働者に対して業務委託におけるハラスメントに関する意識を啓発するための研修、講習等を改めて実施すること。

(4) (1)から(3)までの措置と併せて講ずべき措置

(1)から(3)までの措置を講ずるに際しては、併せてイ及びロの措置を講じなければならない。

イ 業務委託におけるハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該ハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者及び特定受託業務従事者に対して周知すること。なお、相談者・行為者等のプライバシーには、性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含まれるものであること。

(相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていると認められる例)

- ① 相談窓口においては相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ

ていることを、特定受託業務従事者に対する業務委託に係る契約の内容を記した書面やメール等（以下「業務委託契約に係る書面やメール等」という。）において記載すること、特定受託業務従事者が定期的に見るイントラネット等において掲載すること、社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に掲載し、配布等すること。

② 相談者・行為者等のプライバシーの保護のために必要な事項をあらかじめマニュアルに定め、相談窓口の担当者が相談を受けた際には、当該マニュアルに基づき対応するものとする

③ 相談者・行為者等のプライバシーの保護のために、相談窓口の担当者に必要な研修を行う

ロ 法第 14 条第 2 項及び第 17 条第 1 項の規定を踏まえ、特定受託業務従事者が業務委託におけるハラスメントに関する相談をしたこと又は事実関係の確認等の特定業務委託事業者の講ずべき措置に協力したこと、厚生労働大臣（都道府県労働局）に対して申出をし、適切な措置をとるべきことを求めたこと（以下「業務委託におけるハラスメントの相談等」という。）を理由として、業務委託

に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをされない旨を定め、特定受託業務従事者に周知・啓発すること。

(不利益な取扱いをされない旨を定め、特定受託業務従事者にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例)

- ① 業務委託契約に係る書面やメール等において、業務委託におけるハラスメントの相談等を理由として、特定受託業務従事者が契約の解除等の不利益な取扱いをされない旨を記載し、特定受託業務従事者に周知・啓発をすること。
- ② 特定受託業務従事者が定期的に関連するイントラネット等に業務委託におけるハラスメントの相談等を理由として、特定受託業務従事者が契約の解除等の不利益な取扱いをされない旨を掲載すること。

6 業務委託に係る契約交渉中の者に対する言動に関し特定業務委託事業者が行うことが望ましい取組の内容

特定業務委託事業者は、5(1)イの業務委託におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、その行う業務委託に係る特定受託業務従事者に対する言動のみならず、当該業務委託に係る契約交渉中の者（当該業務委託に係る具体的な取引条件の交渉を現に行っている者、当該業務委託に係る業務を受託するために特定業務委託事業者に接触した者及び特定業務委託事業者が当該業務委託をするために接触した者をいう。）に対する特定業務委託事業者等による言動についても、同様の方針を併せて示すことが望ましい。

また、当該業務委託に係る契約交渉中の者から業務委託におけるハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、5の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

7 他の事業者等からの特定受託業務従事者へのハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し特定業務委託事業者が行うことが望ましい取組の内容

(1) 他の事業者等からのハラスメント（パワーハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメントに限

る。)や顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組の内容

特定業務委託事業者は、他の事業者等からのパワーハラスメントや妊娠、出産等に関するハラスメント、顧客等からの著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等）により、特定受託業務従事者が就業環境を害されることのないよう、例えば、イ及びロの取組を行うことが望ましい。また、ハのような取組を行うことも、特定受託業務従事者が被害を受けることを防止する上で有効と考えられる。

イ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

特定業務委託事業者は、他の事業者等からのパワーハラスメントや妊娠、出産等に関するハラスメント、顧客等からの著しい迷惑行為に関する特定受託業務従事者からの相談に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するために必要な体制の整備として、5(2)イ及びロの例も参考にしつつ、次の取組を行うことが望ましい。

また、あわせて、特定受託業務従事者が当該相談をしたことを理由として、契約の解除その他の不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、特定受託業務従事者に周知・啓発することが望まし

い。

- ① 相談先（業務委託に係る契約を遂行する上で特定受託業務従事者に指示等を行う立場にある者、相談担当者等）をあらかじめ定め、これを特定受託業務従事者に周知すること。
- ② 相談を受けた者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。

ロ 被害者への配慮のための取組

特定業務委託事業者は、相談者から事実関係を確認し、他の事業者等からのパワーハラスメントや妊娠、出産等に関するハラスメント、顧客等からの著しい迷惑行為が認められた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための取組を行うことが望ましい。

（被害者への配慮のための取組例）

- ① 事案の内容や状況に応じ、被害者のメンタルヘルス不調への相談対応、著しい迷惑行為を行った者に対する対応が必要な場合に一人で対応させない等の取組を行うこと。
- ② 元委託事業者の雇用する労働者が当該元委託事業者の事業所において就業する特定受託業務従事者に対しパワーハラスメントや妊娠、出産等に関するハラスメントを行っている場合、

当該元委託事業者に対し、事実確認やハラスメントの防止の申入れを行ったり、同様の条件の他の業務委託に切り替えをしたりすること。

ハ 他の事業主等からのパワーハラスメントや妊娠、出産等に関するハラスメント、顧客等からの著しい迷惑行為による被害を防止するための取組

イ及びロの取組のほか、他の事業者等からのパワーハラスメントや妊娠、出産等に関するハラスメント、顧客等からの著しい迷惑行為から特定受託業務従事者が被害を受けることを防止する上では、特定業務委託事業者が、こうした行為への対応に関するマニュアルの作成や研修の実施等の取組を行うことも有効と考えられる。また、業種・業態等によりその被害の実態や必要な対応も異なると考えられることから、業種・業態等における被害の実態や業務の特性等を踏まえて、それぞれの状況に応じた必要な取組を進めることも、被害の防止に当たっては効果的と考えられる。

(2) 他の事業者等からのハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し元委託事業者等との関係において行うことが望ましい取組の内容

特定受託業務従事者が、業務委託に係る契約を遂行するに当たって、例えば、元委託事業者の事業

所で就業する場合や、特定の現場において他の事業者の雇用する労働者や他の個人事業者等と協力して業務を遂行する場合など、特定業務委託事業者等以外の者と関係性が生じる場合がある。このような場合においては、元委託事業者等においても特定受託業務従事者に対するハラスメント対策が重要であることの理解を求めるとともに、当該元委託事業者等と連携してハラスメント対策を行うことが効果的であり、特定業務委託事業者は、例えば、以下のような特定受託業務従事者に対するハラスメント対策を行うことが望ましい。

(元委託事業者等との関係における取組例)

- ① 特定受託業務従事者が元委託事業者の事業所で就業する場合において、特定業務委託事業者と元委託事業者との間の契約において、元委託事業者も特定受託業務従事者に対するハラスメント対策（ハラスメント防止に関する措置やハラスメントが発生した場合の連絡窓口の設定、事実確認等の協力等）を行う旨を規定しておくこと。
- ② 重層的な業務委託に係る契約であって多数の契約当事者が存在する場合において、特定受託業務従事者が就業する場所において特定受託業務従事者に対するハラスメント対策を効果的に行う

ことができると認められる事業者に対し、直接的又は間接的に協力を求めること（契約や覚書においてハラスメント対策に係る内容を盛り込むことを含む。）。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方

令和 6 年 5 月 3 1 日
公正取引委員会
厚生労働省

はじめに

1 本考え方の趣旨

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 2 5 号。以下「本法」という。）は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものである（令和 6 年 11 月 1 日施行）。

公正取引委員会及び厚生労働省は、本法の運用の統一を図るとともに、法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、本法等の解釈を明確化することを目的に、本考え方を策定することとした。

2 構成

第 1 部 定義（本法第 2 条）

- 1 特定受託事業者（本法第 2 条第 1 項）
- 2 特定受託業務従事者（本法第 2 条第 2 項）
- 3 業務委託事業者（本法第 2 条第 5 項）
- 4 特定業務委託事業者（本法第 2 条第 6 項）
- 5 報酬（本法第 2 条第 7 項）

第 2 部 特定受託事業者に係る取引の適正化

第 1 業務委託事業者に求められる事項（本法第 3 条及び第 6 条第 3 項）

- 1 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等（本法第 3 条）
- 2 報復措置の禁止（本法第 6 条第 3 項）

第 2 特定業務委託事業者に求められる事項（本法第 4 条及び第 5 条）

- 1 報酬の支払期日等（本法第 4 条）
- 2 特定業務委託事業者の遵守事項（本法第 5 条）

第 3 部 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- 1 募集情報の的確な表示（本法第12条）
- 2 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮（本法第13条）
- 3 業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等（本法第14条）
- 4 解除等の予告（本法第16条）

第1部 定義（本法第2条）

1 特定受託事業者（本法第2条第1項）

「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、①個人であって、従業員を使用しないもの、②法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもののいずれかに該当するものをいい、組織としての実態を有しないものである。

なお、「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。

(1) 従業員を使用

「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）を雇用することをいう。ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する派遣先として、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上労働者派遣の役務の提供を受けられることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」に該当する。

なお、事業に同居親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」に該当しない。

(2) 業務委託（本法第2条第3項）

「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者①物品の製造（加工を含む。）、②情報成果物の作成、又は③役務の提供を委託する行為をいう。

「その事業のため」に委託するとは、当該事業者が行う事業の用に供するために委託することをいう。

ア 物品の製造・加工委託（本法第2条第3項第1号）

事業者がその事業のために他の事業者①物品の製造（加工を含む。）を委託することは、「業務委託」に該当する。

(7) 物品

「物品」とは、動産をいい、不動産は含まれない。

(イ) 製造

「製造」とは、原材料たる物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すことをいう。

(ウ) 加工

「加工」とは、原材料たる物品に一定の工作を加えることによって、一定の価値を付加することをいう。

(エ) 委託

物品の製造（加工を含む。以下同じ。）における「委託」とは、事業者が他の事業者、給付に係る仕様、内容等を指定して物品の製造を依頼することをいう。

なお、「委託」に該当するかどうかは、取引の実態に基づき判断するものであり、契約の形態は問わない。

イ 情報成果物の作成委託（本法第2条第3項第1号）

事業者がその事業のために他の事業者、情報成果物の作成を委託することは、「業務委託」に該当する。

(ア) 情報成果物（本法第2条第4項）

「情報成果物」とは、本法第2条第4項各号に規定されるものをいい、具体的には、次のものが「情報成果物」に該当する。

- ① プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）（本法第2条第4項第1号）

例：ゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム

- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの（本法第2条第4項第2号）

例：テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーション

- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（本法第2条第4項第3号）

例：設計図、ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告、漫画、イラスト

- ④ 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの（本法第2条第4項第4号）
現時点において定めているものはない。

(イ) 委託

情報成果物の作成における「委託」とは、事業者が他の事業者に、給付に係る仕様、内容等を指定して情報成果物の作成を依頼することをいう。

ウ 役務の提供委託（本法第2条第3項第2号）

事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）は、「業務委託」に該当する。

(ア) 役務の提供

「役務の提供」とは、いわゆるサービス全般について労務又は便益を提供することをいう。

下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第2条第4項の「提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことをいい、委託事業者が自ら用いる役務は含まれない。一方、本法第2条第3項第2号における「役務」は、「他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。」と定めているとおり、委託事業者が他者に提供する役務に限らず、委託事業者が自ら用いる役務を含むものである。

(イ) 委託

役務の提供における「委託」とは、事業者が他の事業者に役務の内容等を指定して役務の提供を依頼することをいう。

2 特定受託業務従事者（本法第2条第2項）

「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。

3 業務委託事業者（本法第2条第5項）

「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。
「業務委託をする事業者」とは、業務委託において特定受託事業者の相手

方となる事業者をいう。ただし、実質的に特定受託事業者に業務委託をしているといえる別の事業者が存在する場合には、当該事業者が「業務委託をする事業者」に該当する。

実質的に特定受託事業者に業務委託をしているといえるかは、委託の内容（物品、情報成果物又は役務の内容、相手方事業者の選定、報酬の額の決定等）への関与の状況のほか、必要に応じて反対給付たる金銭債権の内容及び性格、債務不履行時の責任主体等を、契約及び取引実態から総合的に考慮した上で判断される。

4 特定業務委託事業者（本法第2条第6項）

「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、①個人であって、従業員を使用するもの、②法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもののいずれかに該当するものをいう。

なお、従業員の使用に係る考え方は、前記1(1)と同様である。

5 報酬（本法第2条第7項）

「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（役務の提供委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。本法第5条第1項第1号及び第3号に係る記載を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。報酬には、消費税・地方消費税も含まれる。

なお、報酬の支払は、できる限り現金（金融機関口座へ振り込む方法を含む。）によるものとする。報酬を現金以外の方法で支払う場合には、当該支払方法が、特定受託事業者が報酬を容易に現金化することが可能である等特定受託事業者の利益が害されない方法でなければならない。

第2部 特定受託事業者に係る取引の適正化

第1 業務委託事業者に求められる事項（本法第3条及び第6条第3項）

1 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等（本法第3条）

業務委託事業者は、特定受託事業者に業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和6年公正取引委員会規則第3号。以下「本法規則」という。）で定めるところにより、明示すべき事項を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない（以下、当該書面又は電磁的方法による明示を「3条通知」という。）。ただし、明示すべき事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、後記(3)ケのとおり、一定の例外が認められている。

なお、本条は、特定業務委託事業者のみならず、全ての業務委託事業者に適用されることに留意が必要である。

(1) 業務委託をした場合

「業務委託をした場合」とは、業務委託事業者と特定受託事業者との間で、業務委託をすることについて合意した場合をいう。

なお、業務委託事業者と特定受託事業者の間で、一定期間にわたって同種の業務委託を複数行う場合において、個々の業務委託ごとに同様の内容を取り決める手間を省く観点から、あらかじめ個々の業務委託に一定期間共通して適用される事項（以下「共通事項」という。）を取り決めることがある。この場合において「業務委託をした場合」とは、当該共通事項を取り決めた場合ではなく、後に個々の業務委託をすることについて合意した場合をいう。

(2) 直ちに

「直ちに」とは、すぐにという意味で、一切の遅れを許さないことをいう。

(3) 明示すべき事項（本法第3条第1項及び本法規則第1条）

業務委託事業者は、特定受託事業者に業務委託をした場合には、直ちに、本法規則第1条に定められた各事項（以下「明示事項」という。）を、特定受託事業者に対し3条通知により明示しなければならない。

ア 業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であつて業務委託事業者及び

特定受託事業者を識別できるもの（本法規則第1条第1項第1号）

業務委託事業者は、業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できる情報（氏名又は登記されている名称に限らない。）を明示する必要がある。

なお、トラブル防止の観点から、業務委託事業者及び特定受託事業者は、あらかじめ互いに業務委託の相手方の氏名又は登記されている名称を把握しておくことが考えられる。

イ 業務委託をした日（本法規則第1条第1項第2号）

「業務委託（法第二条第三項に規定する業務委託をいう。以下同じ。）をした日」とは、業務委託事業者と特定受託事業者との間で、業務委託をすることについて合意した日をいう。

ウ 特定受託事業者の給付の内容（本法規則第1条第1項第3号）

「給付（法第二条第三項第二号の業務委託の場合は、提供される役務。第六号において同じ。）の内容」とは、業務委託事業者が特定受託事業者に委託した業務が遂行された結果、特定受託事業者から提供されるべき物品及び情報成果物（役務の提供を委託した場合にあっては、特定受託事業者から提供されるべき役務）であり、3条通知において、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要がある。

また、委託に係る業務の遂行過程を通じて、給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合において、業務委託事業者は、目的物を給付させる（役務の提供委託については、役務を提供させる）とともに、業務委託の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを「給付の内容」とすることがある。この場合は、業務委託事業者は、3条通知の「給付の内容」の一部として、当該知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要がある。

エ 特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日等（本法規則第1条第1項第4号）

業務委託事業者は、特定受託事業者に特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日（期間を定めるものには、当該期間）を明示する必要がある。

オ 特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける場所（本法規則第1条第1項第5号）

業務委託事業者は、特定受託事業者に特定受託事業者の給付を受領し、

又は役務の提供を受ける場所（以下「給付を受領する場所等」という。）を明示する必要がある。ただし、主に役務の提供委託において、委託内容に給付を受領する場所等が明示されている場合や、給付を受領する場所等の特定が不可能な委託内容の場合には、場所の明示は要しない。

また、給付を受領する場所等について、主に情報成果物の作成委託において、電子メール等を用いて給付を受領する場合には、情報成果物の提出先として電子メールアドレス等を明示すれば足りる。

カ 特定受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日（本法規則第1条第1項第6号）

業務委託事業者は、特定受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日を明示する必要がある。

キ 報酬の額及び支払期日（本法規則第1条第1項第7号及び同条第3項）

「報酬の額」とは、業務委託事業者が特定受託事業者に委託した業務が遂行された結果、特定受託事業者の給付に対し支払うべき代金の額をいう。

「支払期日」とは、特定受託事業者の給付に係る報酬の支払日をいう。業務委託事業者が定めるべき「支払期日」は、具体的な日が特定できるものでなければならない。支払期日についての詳細は、後記第2の1参照。

なお、「報酬の額」の明示に当たっては、特に次の点に留意が必要である。

(7) 具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情がある場合（本法規則第1条第3項）

3条通知により明示する「報酬の額」は、特定受託事業者の給付に対し支払うべき代金の額をいい、3条通知には具体的な金額を明確に記載することが原則であるが、具体的な金額を明示することが困難なやむを得ない事情がある場合には、報酬の具体的な金額を定めることとなる算定方法を明示することも認められる。この算定方法は、報酬の額の算定根拠となる事項が確定すれば、具体的な金額が自動的に確定するものでなければならない。算定方法の明示と3条通知が別のものである場合においては、これらの相互の関連性を明らかにしておく必要があるほか、報酬の具体的な金額を確定した後、速やかに特定受託事業者に当該金額を明示する必要がある。

具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情があり、具体的な金額ではなく、具体的な金額を定めることとなる算定方法を明示することが認められる場合とは、例えば次のような場合である。

- ① 原材料費等が外的な要因により変動し、これらに連動して報酬の額が変動する場合
- ② プログラム作成委託において、プログラム作成に従事した技術者の技術水準によってあらかじめ定められている時間単価及び実際の作業時間に応じて報酬が支払われる場合
- ③ 一定期間を定めた役務提供であって、当該期間における提供する役務の種類及び量に応じて報酬の額が支払われる場合（ただし、提供する役務の種類及び量当たりの単価があらかじめ定められている場合に限る。）

(4) 知的財産権の譲渡・許諾がある場合

業務委託の目的物たる給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合において、業務委託事業者が目的物を給付させる（役務の提供委託については、役務を提供させる）とともに、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含めて業務委託を行う場合には、当該知的財産権の譲渡・許諾に係る対価を報酬に加える必要がある。

(5) 費用等について

業務委託事業者は、業務委託に係る業務の遂行に特定受託事業者が要する費用等（例えば材料費、交通費、通信費等であるが、名目を問わない。）を業務委託事業者自身が負担する場合には、当該費用等の金額を含めた総額が把握できるように「報酬の額」を明示する必要がある。ただし、業務委託事業者が明示する時点では費用等の発生の有無又はその金額が確定しておらず、「報酬の額」として具体的な金額を明示することができない場合がある。この場合、業務委託事業者は、前記(7)又は後記ケの方法により「報酬の額」を明示することができる。

なお、特定受託事業者は、費用等の精算の有無等について特段の明示が無い場合には、業務委託事業者は3条通知に記載した「報酬の額」のみを支払う旨を明示したものであることに留意が必要である。また、業務委託事業者及び特定受託事業者は、業務委託に先立ち、費用等の精算の有無や範囲等について十分に協議し決定することが望ましい。

(イ) 消費税・地方消費税について

「報酬の額」の明示に当たっては、本体価格だけでなく、消費税・地方消費税の額も明示することが望ましい。また、いわゆる内税方式として消費税・地方消費税込みの「報酬の額」を明示する場合には、その旨を明確に記載する必要がある。

ク 現金以外の方法で報酬を支払う場合の明示事項（本法規則第1条第1項第8号から第11号まで）

手形等の現金以外の方法で報酬を支払う場合には、支払方法ごとに次の事項を明示しなければならない。

なお、報酬の支払方法の一部に現金以外のいずれかの支払方法を用いる場合には、当該支払方法により支払う額の明示に当たって、その額を記載する方法のほか、報酬の総額のうち当該支払方法により支払う額の占める比率を明示することができる。

(ア) 報酬の全部又は一部の支払につき手形を交付する場合（本法規則第1条第1項第8号）

その手形の金額及び満期

(イ) 報酬の全部又は一部の支払につき、業務委託事業者、特定受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、特定受託事業者が債権譲渡担保方式（特定受託事業者が、報酬の額に相当する報酬債権を担保として、金融機関から当該報酬の額に相当する金銭の貸付けを受ける方式）又はファクタリング方式（特定受託事業者が、報酬の額に相当する報酬債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該報酬の額に相当する金銭の支払を受ける方式）若しくは併存的債務引受方式（特定受託事業者が、報酬の額に相当する報酬債務を業務委託事業者と共に負った金融機関から、当該報酬の額に相当する金銭の支払を受ける方式）により金融機関から当該報酬の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする場合（本法規則第1条第1項第9号）

当該金融機関の名称、当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額、及び当該報酬債権又は当該報酬債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払う期日

(ロ) 報酬の全部又は一部の支払につき、業務委託事業者及び特定受託事業者が電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発生記録（電子記録債権法第15条に規定する発生記録をいう。）をし又は譲

渡記録（電子記録債権法第17条に規定する譲渡記録をいう。）をする場合（本法規則第1条第1項第10号）

当該電子記録債権の額及び電子記録債権法第16条第1項第2号に規定する当該電子記録債権の支払期日

- (E) 報酬の全部又は一部の支払につき、業務委託事業者が、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第36条の2第1項に規定する第一種資金移動業を営む同法第2条第3項に規定する資金移動業者（以下単に「資金移動業者」という。）の第一種資金移動業に係る口座、同法第36条の2第2項に規定する第二種資金移動業を営む資金移動業者の第二種資金移動業に係る口座又は同条第3項に規定する第三種資金移動業を営む資金移動業者の第三種資金移動業に係る口座への資金移動を行う場合（本法規則第1条第1項第11号）

当該資金移動業者の名称及び当該資金移動に係る額

- ケ 内容が定められない事項がある場合の明示事項等（本法第3条第1項、本法規則第1条第4項及び第4条）

業務委託事業者は、業務委託をしたときは、原則として直ちに、全ての明示事項を特定受託事業者に明示しなければならないが、明示事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるもの（以下「未定事項」という。）は、明示を要しない。ただし、この場合には、業務委託事業者は、未定事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に明示しなければならない。

- (7) その内容が定められないことにつき正当な理由があるもの

未定事項であるとして明示を要しない事項とは、その内容が定められないことにつき正当な理由があるものをいう。その内容が定められない正当な理由があるとは、業務委託の性質上、業務委託をした時点では当該事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合をいう。業務委託事業者は、業務委託をした時点で、明示事項の内容について決定できるにもかかわらず、これを決定せず、これらの事項の内容を3条通知により明示しないことは認められない。

なお、報酬の額として具体的な金額を定めることとなる算定方法を3条通知により明示することが可能である場合には、報酬の額についてその内容が定められないことにつき正当な理由があるとはいえず、3条通知により算定方法を明示する必要がある。詳細は前記キ(7)参照。

(イ) 未定事項がある場合の対応

業務委託事業者は、3条通知により明示する時点で未定事項がある場合には、未定事項以外の事項のほか、未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日を当初の明示として明示しなければならない。加えて、業務委託事業者は、当該未定事項について、特定受託事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、直ちに、当該未定事項を特定受託事業者に明示する補充の明示を行わなければならない。

また、これらの当初の明示と補充の明示については、相互の関連性が明らかになるようにする必要がある。

コ 共通事項がある場合の明示事項等（本法規則第3条）

業務委託事業者は、原則として業務委託をした都度、3条通知により明示することが必要であるが、共通事項がある場合には、あらかじめ書面の交付又は電磁的方法による提供により共通事項を示したときは、共通事項を業務委託の都度明示することは不要となる。ただし、この場合、3条通知には、あらかじめ明示した共通事項との関連性を記載しなければならない。

また、共通事項の明示に当たっては、当該共通事項が有効である期間も併せて明示する必要がある。例えば、ある共通事項について、新たな共通事項の明示が行われるまでの間は有効とする場合には、その旨を明示する必要がある。

なお、業務委託事業者においては、年に1回、明示済みの共通事項の内容について、自ら確認し、又は社内の購買・外注担当者に周知徹底を図ることが望ましい。

(4) 再委託を行う場合に明示をすることができる事項（本法第4条第3項、本法規則第1条第2項及び第6条）

他の事業者から業務委託を受けた特定業務委託事業者が当該業務委託に係る業務（以下「元委託業務」という。）の全部又は一部について特定受託事業者に再委託する場合がある。この場合において、特定業務委託事業者は、特定受託事業者への報酬の支払期日を、特定受託事業者の給付を受領した日（役務の提供を委託した場合にあっては、特定受託事業者から役務の提供を受けた日。以下同じ。）から起算して60日を超えて、元委託業務を委託した事業者（以下「元委託者」という。）から元委託業務の対価の

支払を受ける日から起算して30日以内の期間に定めようとするときには、特定受託事業者に対し、次のアからウまでの事項を明示する必要がある。

ア 再委託である旨（本法規則第6条第1号）

「再委託」とは、元委託者が特定業務委託事業者に業務委託をした業務の全部又は一部について、特定業務委託事業者が特定受託事業者に業務委託をすることをいう。

「再委託である旨」の明示は、特定受託事業者において、当該業務が再委託であることを把握し得る程度のもので足りる。

イ 元委託者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって元委託者を識別できるもの（本法規則第6条第2号）

「元委託者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって元委託者を識別できるもの」の考え方は、前記(3)アと同様である。

ウ 元委託業務の対価の支払期日（本法規則第6条第3号）

「元委託業務の対価の支払期日」とは、元委託者から特定業務委託事業者に元委託業務の対価を支払う日として定められた期日（以下「元委託支払期日」という。）をいう。

元委託支払期日が3条通知において明示事項となっていることから、元委託者は、速やかに元委託支払期日を確定させることが望ましい。

(5) 明示する方法（本法第3条第1項、本法規則第1条第5項及び第2条）

業務委託事業者は、特定受託事業者に3条通知により明示する場合には、書面又は電磁的方法により行わなければならない。

ア 書面の交付（本法第3条第1項）

業務委託事業者は、特定受託事業者に明示する場合には、明示事項を記載した書面を交付する方法によることができる。

なお、受信と同時に書面により出力されるファクシミリへ送信する方法は、「書面の交付」に該当する。

イ 電磁的方法による提供（本法第3条第1項及び本法規則第2条）

業務委託事業者は、特定受託事業者に3条通知により明示する場合には、電磁的方法により提供する方法によることができる。ただし、明示事項が文字、番号、記号その他の符号で表示される方法でなければならない。

なお、業務委託事業者は、3条通知を電磁的方法により提供することについて、事前に特定受託事業者の承諾を得る必要はない。

(7) 電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信により送信する方法（本法規則第1条第5項、第2条第1項第1号及び同条第2項）

「電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）」（以下第2部において「電子メール等」という。）とは、電子メールのほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワーキングサービスのメッセージ機能等のうち、送信者が受信者を特定して送信することのできるものをいう。特定受託事業者がインターネット上に開設しているブログやウェブページ等への書き込み等のように、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、第三者が特定の個人に情報を伝達することができる機能が提供されるものについては、「その受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」には含まれない。

また、電子メール等により送信する方法により明示する場合は、特定受託事業者の使用する通信端末機器等により当該電子メール等を受信したときに、特定受託事業者に到達したものとみなす。例えば、ウェブメールサービス、クラウドサービス等のように特定受託事業者の通信端末機器等に必ずしも到達しない方法による場合は、通常であれば、特定受託事業者が3条通知の内容を確認し得る状態となれば「通信端末機器等により受信」したといえ、3条通知が特定受託事業者に到達したものとみなす。

なお、電子メール等により送信する方法により明示する場合には、明示された内容を特定受託事業者が一括で確認できるようにする等、特定受託事業者が明示された内容を分かりやすく認識できる方法によることが望ましい。また、特定受託事業者は、電子メール等により送信する方法で3条通知による明示を受けた場合には、必ずしも3条通

知によって明示された内容が特定受託事業者の電子計算機に備えられたファイル等に記録されるものではないことから、トラブル防止の観点から、その内容を自らの電子計算機に備えられたファイル等に記録し、保存することが望ましい。

例えば、次のような方法は、電子メール等により送信する方法に該当する。

- ① 業務委託事業者が明示事項を記載した電子ファイルを添付して、特定受託事業者の指定する電子メールアドレス宛てに電子メールを送信する方法
- ② ソーシャルネットワーキングサービスにおいて第三者が閲覧することができないメッセージ機能がある場合に、業務委託事業者が当該メッセージ機能を利用して、明示事項を記載したメッセージを特定受託事業者宛てに送信する方法
- ③ 業務委託事業者が明示事項の一部を掲載しているウェブページをあらかじめインターネット上に設けている場合に、業務委託事業者が他の明示事項とともに、当該ウェブページの URL を記載して特定受託事業者宛てに電子メールにより送信する方法
- ④ 業務委託事業者が明示事項を記載した書面等を、電磁的記録をファイルに記録する機能を有する特定受託事業者のファクシミリへ送信する方法

- (4) 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに明示事項を記録したものを交付する方法（本法規則第 2 条第 1 項第 2 号）

例えば、業務委託事業者が明示事項を記載した電子ファイルのデータを保存した USB メモリや CD-R 等を特定受託事業者に交付することは、「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前条に規定する事項を記録したものを交付する方法」に該当する。

- (6) 特定受託事業者から書面の交付を求められた場合の対応（本法第 3 条第 2 項及び本法規則第 5 条第 2 項）

特定受託事業者は、業務委託事業者が明示事項を電磁的方法により明示した場合であっても、当該事項を記載した書面の交付を求めること（以下「書面交付請求」という。）ができる。業務委託事業者は、特定受託事業者から書面交付請求があったときは、遅滞なく、書面を交付しなければならない。ただし、業務委託事業者は、特定受託事業者の保護に支障を生ずる

ことがない場合には、必ずしも当該書面を交付する必要はない。

ア 書面交付請求を行う方法

特定受託事業者は、書面交付請求を行う際には、共通事項に係る明示であるのか又はいずれの業務委託に係る明示であるのか等、業務委託事業者において特定受託事業者が書面の交付を求めている対象となっているものを特定し得る程度の情報を示す必要がある。

イ 特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合

「特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合」とは、本法規則第5条第2項各号のいずれかに該当する場合をいう。ただし、明示事項が後記(7)又は(4)に該当する場合において、電子メール等により送信する方法により明示された後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに閲覧することができなくなったときを除く。

例えば、業務委託事業者がソーシャルネットワークワーキングサービスにおける第三者が閲覧することができないメッセージ機能を用いて特定受託事業者に対し3条通知により明示した場合において、当該ソーシャルネットワークワーキングサービスのサービス終了に伴い3条通知を含むメッセージの内容が確認できなくなったことを理由に、特定受託事業者が書面交付請求をしたときは、業務委託事業者は、これに応じる必要がある。一方、特定受託事業者が自ら当該サービスのアカウントを削除し、その結果当該明示事項が閲覧できなくなったことを理由に書面交付請求をした場合は、業務委託事業者は、必ずしもこれに応じる必要はない。

(7) 特定受託事業者からの電磁的方法による提供の求めに応じて、明示をした場合（本法規則第5条第2項第1号）

業務委託事業者は、特定受託事業者から明示事項を電磁的方法により明示することを求められ、これに応じて電磁的方法による明示を行った場合には、後に特定受託事業者から書面交付請求を受けたとしても、必ずしもこれに応じる必要はない。

(4) 業務委託事業者により作成された定型約款を内容とする業務委託がインターネットのみを利用する方法により締結された契約に係るものであるとともに、当該定型約款がインターネットを利用して特定受託事業者が閲覧することができる状態に置かれている場合（本法規則第

5条第2項第2号)

業務委託事業者により作成された定型約款を内容とする業務委託がインターネットのみを利用する方法により締結された契約に係るものであるとともに、当該定型約款がインターネットを利用して特定受託事業者が閲覧することができる状態に置かれている場合には、業務委託事業者及び特定受託事業者において、3条通知による明示を含む当該業務委託に係る契約の締結に係る事務がインターネットを介した方法のみによって行われることが予定されていると考えられるため、業務委託事業者は、後に特定受託事業者から書面交付請求を受けたとしても、必ずしもこれに応じる必要はない。

(ウ) 既に書面の交付をしている場合（本法規則第5条第2項第3号）

業務委託事業者は、特定受託事業者に一度明示事項を記載した書面を交付した場合、後に特定受託事業者から書面交付請求を受けたとしても、必ずしもこれに応じる必要はない。

ウ 特定受託事業者からの書面交付請求に応じる期間

明示事項を電磁的方法により明示した業務委託事業者は、当該業務委託に係る報酬を支払うまでは、特定受託事業者からの書面交付請求に応じる必要がある。ただし、業務委託から報酬の支払完了までが短期間である等の事情により、報酬の支払完了後にも特定受託事業者が書面交付請求を行うことを希望する場合がある。そこで、明示事項を電磁的方法により明示した業務委託事業者は、当該業務委託に係る報酬を支払った後であっても、一定の期間において特定受託事業者からの書面交付請求に応じることが望ましい。

なお、業務委託事業者があらかじめ共通事項を電磁的方法により明示している場合において、特定受託事業者から当該共通事項に係る書面交付請求を受けたときは、当該共通事項が有効な期間は、これに応じる必要がある。

2 報復措置の禁止（本法第6条第3項）

業務委託事業者は、特定受託事業者が業務委託事業者の本法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁長官に申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをしてはならない。

第2 特定業務委託事業者に求められる事項（本法第4条及び第5条）

1 報酬の支払期日等（本法第4条）

特定業務委託事業者は、特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、給付を受領した日から起算して60日以内（給付を受領した日を算入する。）のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定める義務がある。

特定業務委託事業者が、特定受託事業者に一定の事項を明示して再委託をした場合には、特定業務委託事業者は、元委託支払期日から起算して30日以内（元委託支払期日を算入する。）のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定めることができる。この場合において報酬の支払期日が定められなかったときは元委託支払期日が、本法第4条第3項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは元委託支払期日から起算して30日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなされる。

(1) 給付を受領した日

「給付を受領した日」は、業務委託の類型によって異なるところ、それぞれ次のとおりである。

ア 物品の製造を委託した場合

物品の製造を委託した場合における「給付を受領した日」とは、特定受託事業者の給付の目的物たる物品の内容について検査をするかを問わず、特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の目的物たる物品を受け取り、自己の占有下に置いた日をいう。特定業務委託事業者の検査員が特定受託事業者の事務所等に出張し検査を行うような場合には、当該検査員が検査を開始すれば「受領した」ことになる。

イ 情報成果物の作成を委託した場合

情報成果物の作成を委託した場合における「給付を受領した日」とは、USBメモリやCD-R等、情報成果物を記録した電磁的記録媒体がある場合には、給付の目的物として作成された情報成果物を記録した電磁的記録媒体を受け取り、自己の占有下に置いた日をいう。

また、電磁的記録媒体を用いないときであっても、例えば、電気通信回線を通じて特定業務委託事業者の用いる電子計算機内に記録されたときも、「受領した日」となる。

情報成果物の作成委託では、特定業務委託事業者が作成の過程で、特定受託事業者の作成内容の確認や今後の作業の指示等を行うために情

報成果物を一時的に特定業務委託事業者の支配下に置く場合がある。この時点では当該情報成果物が給付としての水準に達し得るかどうか明らかではない場合において、あらかじめ特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で、特定業務委託事業者が自己の支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で、給付を受領したこととすることを合意している場合には、特定業務委託事業者が当該情報成果物を自己の支配下に置いたとしても直ちに受領したものとは取り扱わず、自己の支配下に置いた日を支払期日の起算日とはしない。ただし、3条通知に明記された納期において、当該情報成果物が特定業務委託事業者の支配下にあれば、内容の確認が終わっているかどうかを問わず、当該納期に受領したものとして、支払期日の起算日とする。

なお、このような取扱いとするのは、情報成果物の場合には、外形的には全く内容が分からないことから特に認めているものであり、情報成果物以外の場合には認められないので留意が必要である。

ウ 役務の提供を委託した場合

役務の提供委託では、原則として受領という概念はない。

特定業務委託事業者は、役務の提供委託においては、特定受託事業者が提供する個々の役務ごとに役務の提供を受ける。

役務の提供を委託した場合における「給付を受領した日」とは、特定業務委託事業者が特定受託事業者から個々の役務の提供を受けた日をいう。役務の提供に日数を要する場合には、一連の役務の提供が終了した日が役務の提供を受けた日となる。ただし、個々の役務が連続して提供される役務であって、次の①から③までの全ての要件を満たす場合には、月単位で設定された締切対象期間の末日（個々の役務が連続して提供される期間が1か月未満の役務の提供委託の場合には、当該期間の末日）に当該役務が提供されたものとして取り扱い、当該日から起算して60日（2か月）以内に報酬を支払うことが認められる。

- ① 報酬の支払は、特定受託事業者と協議の上、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、その旨が3条通知に明確に記載されていること。
- ② 3条通知に、当該期間の報酬の額又は報酬の具体的な金額を定めることとなる算定方式（役務の種類・量当たりの単価があらかじめ定められている場合に限る。）が明確に記載されていること。
- ③ 特定受託事業者が連続して提供する役務が同種のものであること。

エ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由があるとしてやり直しをさせた場合

特定受託事業者の給付に、特定受託事業者から提供されるべき物品及び情報成果物と適合しないこと等があるなど、特定受託事業者の責めに帰すべき事由があり、報酬の支払前にやり直しをさせる場合には、やり直しをさせた後の物品又は情報成果物を受領した日（役務の提供委託の場合には、特定受託事業者が役務を提供した日）が支払期日の起算日となる。

(2) 特定業務委託事業者が特定受託事業者に業務委託をした場合の支払期日

特定業務委託事業者が特定受託事業者に業務委託をした場合の支払期日の考え方は、次のとおりである。

ア 支払期日の原則（本法第4条第1項及び第2項）

「支払期日」とは、特定受託事業者の給付に係る報酬の支払日をいう。

特定業務委託事業者が特定受託事業者に業務委託をした場合には、支払期日は原則として次のとおりとなる。

- ① 給付を受領した日から起算して60日以内に支払期日を定めるときは、その定められた支払期日
- ② 支払期日を定めなかったときは、給付を受領した日
- ③ 給付を受領した日から起算して60日を超えて支払期日を定めるときは、給付を受領した日から起算して60日を経過した日の前日

イ 再委託の場合における支払期日の例外（本法第4条第3項及び第4項）

元委託者から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合において、当該特定業務委託事業者が、当該特定受託事業者の前記第1の1(4)アからウまでの事項を明示したときは、当該業務委託に係る特定受託事業者への報酬の支払期日を、元委託支払期日から起算して30日以内（元委託支払期日を算入する。）のできる限り短い期間内において定めることができる。

なお、この場合において、本法第4条第3項に基づき明示することができる事項を明示していないときは、前記アのとおり、特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過する日が報酬の支払期日と定められたものとみなされる。

(7) 元委託支払期日から起算して三十日の期間内

「元委託支払期日から起算して三十日の期間内」とは、元委託者と特定業務委託事業者が元委託業務について従前から定めていた元委託支払期日から起算して30日の期間内をいう。元委託者が、特定業務委託事業者に対し元委託支払期日として定めていた期日より早く元委託業務の対価を支払った場合であっても、特定業務委託事業者から特定受託事業者に対する再委託に係る報酬の支払期日が前倒しとなるものではない。

また、本法第4条第3項の趣旨は、特定業務委託事業者から特定受託事業者に対する業務委託が再委託に該当する場合、一律に同条第1項を適用することで特定業務委託事業者の資金繰り悪化や特定受託事業者への発注控えが生ずることを防止する目的で、同条第1項の場合に比べて支払期日の延期を可能とすることにある。そのため、「元委託支払期日から起算して三十日の期間」が同条第1項に定める期間より前に経過するとしても、特定業務委託事業者から特定受託事業者に対する報酬の支払期日は同条第1項に定める期間内において定めれば足りる。

(4) 具体的な支払期日

特定業務委託事業者が特定受託事業者に元委託業務の全部又は一部を再委託した場合には、支払期日は次のとおりとなる。

- ① 元委託支払期日から起算して30日以内に支払期日を定めたときは、その定められた支払期日
- ② 支払期日を定めなかったときは、元委託支払期日
- ③ 元委託支払期日から起算して30日を超えて支払期日を定めたときは、元委託支払期日から起算して30日を経過した日の前日

(3) 特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかったとき（本法第4条第5項）

特定業務委託事業者は、支払期日までに報酬を支払わなければならないが、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により、特定受託事業者が本法第4条第1項若しくは第3項の規定により定められた支払期日又は同条第2項若しくは第4項の規定により定められたものとみなされた支払期日までに報酬を支払うことができなかったときは、当該事由が消滅した日から起算して60日（同条第3項の場合は30日）以内に報酬を支払わな

ければならない。

ア 特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかったとき

「特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかったとき」とは、例えば、特定受託事業者が誤った口座番号を特定業務委託事業者に伝えていたため、特定業務委託事業者は、支払期日までに報酬について払込みを実施していたにもかかわらず、口座番号の誤りのために支払期日までに特定受託事業者が実際には報酬を受け取ることができなかったときが該当する。

イ 事由が消滅

「事由が消滅」とは、例えば、特定受託事業者が正しい口座番号を伝えるなど報酬を支払うことができなかった客観的事実が消滅した場合を指し、特定業務委託事業者にはその消滅した時点から起算して60日（本法第4条第3項の場合は30日）以内に報酬を支払わなければならない。

(4) 再委託をした特定業務委託事業者が前払金の支払を受けたとき（本法第4条第6項）

特定業務委託事業者が、特定受託事業者に一定の事項を明示して元委託業務の全部又は一部について再委託をし、元委託支払期日から起算して30日以内の期日に支払期日を定めている場合には、元委託者から前払金の支払を受けた特定業務委託事業者は、当該特定受託事業者に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

ア 前払金

「前払金」とは、業務委託の対価の支払期日より前に支払われる金銭のうち、業務委託の相手方事業者（再委託先を含む。）が、当該業務の遂行に要し、又は要した費用の全部又は一部として支払われるものをいう。支払われる金銭の名目は問わない。

イ 元委託者から前払金の支払を受けたとき

「元委託者から前払金の支払を受けたとき」とは、特定業務委託事業者が元委託者から、元委託支払期日より前に、元委託業務の遂行に要し、

又は要した費用の全部又は一部の支払を受けたときをいう。

なお、前払金の支払時期については、特定業務委託事業者又は特定受託事業者による元委託業務の着手の有無や、元委託業務の完成の前後は問わない。

ウ 資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用

「資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用」とは、特定受託事業者が特定業務委託事業者から再委託を受けた業務の着手までの間に、資材の調達その他の当該業務委託に係る業務の着手のために要し、又は要した費用をいう。

エ 適切な配慮

(7) 本項の趣旨

業務委託を受けた事業者は、業務の着手に当たって費用を要する場合には、前払金の支払を受けられなければ、報酬が支払われるまでの間、当該費用相当額を自ら負担することとなる。特に、本法では、特定業務委託事業者が特定受託事業者に一定の事項を明示して再委託をする場合には、本法第4条第3項に基づき特定業務委託事業者が特定受託事業者に対して支払う報酬の支払期日を同条第1項に定める期日より遅く定めることが可能である。そのため、特定受託事業者は、より長期にわたって、業務委託に係る業務の着手に当たって要した費用相当額を負担する可能性がある。

一方、特定業務委託事業者が、特定受託事業者に対し、業務の着手に当たって要した費用について必ず前払金として支払うこととすると、特定業務委託事業者にとって過度な負担となる可能性がある。

そこで本項は、特定業務委託事業者に、特定業務委託事業者が元委託者から前払金の支払を受けた場合に限り、特定受託事業者が再委託を受けた業務の着手に必要な費用の範囲で、特定受託事業者に前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない旨を定めたものである。

(4) 配慮すべき内容

特定業務委託事業者は、前記(7)の趣旨に鑑み、元委託者から支払を受けた前払金について、特定受託事業者との間で適切に分配するなどの配慮をする必要がある。

例えば、業務委託に係る業務の着手に当たって、特定業務委託事業

者自身は費用を要せず、特定受託事業者のみが費用を要する場合には、通常、特定業務委託事業者が元委託者から受けた前払金を必要とする合理的な理由は無いことから、特定受託事業者に元委託者から支払を受けた前払金の全部を支払うことが望ましい。

また、特定業務委託事業者は、業務委託に係る業務の着手に当たって自身も相当の費用を負担する場合であっても、特定受託事業者が要する費用の額等を踏まえ、特定受託事業者に過度な負担を課すこととならないように特定受託事業者との間で十分に協議して前払金の支払額を定めるといった配慮が必要になる。

(5) 支払期日が金融機関の休業日に当たったとき

報酬を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払うこととしている場合に、当該支払日が金融機関の休業日に当たることがある。このような場合、支払日が土曜日又は日曜日に当たるなど支払を順延する期間が2日以内である場合であって、特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面又は電磁的方法で合意しているときは、結果として給付を受領した日から起算して60日（本法第4条第3項の場合には、元委託支払期日から起算して30日）を超えて報酬が支払われても問題とはしない。

なお、順延後の支払期日が給付を受領した日から起算して60日（本法第4条第3項の場合には、元委託支払期日から起算して30日）以内となる場合には、特定受託事業者との間であらかじめその旨を書面又は電磁的方法で合意していれば、金融機関の休業日による順延期間が2日を超えても問題とはしない。

2 特定業務委託事業者の遵守事項（本法第5条）

特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し、業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（契約の更新により当該期間以上継続して行うこととなるものを含む。））を行う場合には、後記(2)の各行為をしてはならない。「政令で定める期間」は、1か月である（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和6年政令第200号。以下「本法施行令」という。）第1条）。

(1) 期間の始期と終期

期間の始期と終期は、①単一の業務委託又は基本契約による場合、②契約の更新により継続して行うこととなる場合によって異なる。

なお、特定業務委託事業者が特定受託事業者に業務委託を行ってから1か月以上の期間を経過した業務委託のみならず、1か月以上の期間行うことを予定している業務委託や、契約の更新により通算して1か月以上継続して行うこととなる予定の業務委託も、本条の対象となることに留意が必要である。また、「政令で定める期間以上の期間行うもの」の期間の計算については、初日を算入する。

ア 単一の業務委託又は基本契約による場合

特定業務委託事業者が、特定受託事業者に対して行う単一の業務委託が1か月以上の期間である場合には、当該業務委託は本条の対象となる。また、特定業務委託事業者が、特定受託事業者との間で、業務委託に係る給付に関する基本的な事項についての契約（以下「基本契約」という。）を締結する場合には、当該基本契約が1か月以上の期間であれば、当該基本契約に基づき行われる業務委託は本条の対象となる。基本契約は、特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で、当該基本契約に基づき行うことが予定される業務委託の給付の内容について、少なくともその概要が定められている必要がある。名称は問わず、また契約書という形式である必要はない。

なお、業務委託に係る契約又は基本契約において、これらの契約が終了する日を定めなかった場合は、いずれも1か月以上の期間であるものとする。

(7) 始期

単一の業務委託又は基本契約による場合における期間の始期は、次の日のいずれか早い日である。

- ① 業務委託に係る契約を締結した日（3条通知により明示する「業務委託をした日」）
- ② 基本契約を締結する場合には、基本契約を締結した日

(4) 終期

単一の業務委託又は基本契約による場合における期間の終期は、業務委託に係る契約が終了する日又は基本契約が終了する日のいずれか遅い日であり、具体的には次の日のいずれか遅い日である。

なお、実際に給付を受領した日が、3条通知により明示する期日等よりも前倒し又は後ろ倒しとなることがあるが、これによって終期は変動しない。

- ① 3条通知により明示する「特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日」（ただし、期間を定めるものにあつては、当該期間の最終日）
- ② 特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で、別途当該業務委託に係る契約の終了する日を定めた場合には同日
- ③ 基本契約を締結する場合には、当該基本契約が終了する日

イ 契約の更新により継続して行うこととなる場合

特定業務委託事業者が、特定受託事業者に対して複数の業務委託を連続して行うことが契約の更新により継続して行うこととなる場合に該当し、業務委託を通算して1か月以上継続して行うこととなる場合は、更新後の業務委託は本条の対象となる。また、特定業務委託事業者が、特定受託事業者との間で基本契約を締結する場合であつて、契約の更新により継続して行うこととなる場合に該当し、通算して1か月以上継続して行うこととなるときには、それ以降当該基本契約（当該基本契約が更新された契約を含む。）に基づき締結される業務委託は、本条の対象となる。

(7) 契約の更新により継続して行うこととなる

契約の更新により継続して行うこととなるとは、業務委託に係る前後の契約が、①契約の当事者が同一であり、その給付又は役務の提供の内容が少なくとも一定程度の同一性を有し、かつ、②前の業務委託に係る契約又は基本契約が終了した日の翌日から、次の業務委託に係る契約又は基本契約を締結した日の前日までの期間の日数が1か月未満であるものをいう。

契約の当事者が同一であるとは、前の業務委託と次の業務委託の契約の当事者が同一であることをいう。

給付又は役務の提供の内容が少なくとも一定程度の同一性を有するかは、機能、効用、態様等を考慮要素として判断する。その際は、原則として日本標準産業分類の小分類（3桁分類）を参照し、前後の業務委託に係る給付等の内容が同一の分類に属するか否かで判断する。それが適当ではないと考えられる事情がある場合には、上記の考慮要素から、個別に判断する。適当ではないと考えられる事情とは、例えば、当事者間のこれまでの契約や当該特定業務委託事業者における同種の業務委託に係る契約の状況等に鑑み、通常、前後の業務委託は一体のものとしてなされている状況がある場合などである。

前の業務委託に係る契約又は基本契約が終了した日とは、前記ア(イ)の単一の業務委託又は基本契約による場合における終期をいう。ただし、3条通知により明示する「特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日」(期間を定めるものにあつては、当該期間の最終日)よりも、実際には遅く給付を受領した場合には、同日と業務委託に係る契約又は基本契約の終了する日(前記ア(イ)①及び②)のいずれか遅い日をいう。

次の業務委託に係る契約又は基本契約を締結した日とは、前記ア(ア)の単一の業務委託又は基本契約による場合における始期である。

(イ) 始期と終期

始期は、最初の業務委託又は基本契約の始期(前記ア(ア))である。

終期は、最後の業務委託又は基本契約の終期(前記ア(イ))である。

(2) 特定業務委託事業者の禁止行為

本条の対象となる業務委託を行った特定業務委託事業者には、次の7項目の禁止行為が定められている。たとえ特定受託事業者の了解を得ていても、また、特定業務委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの禁止行為を行ったときは、本法に違反することになる。

禁止行為	概要
受領拒否の禁止(本法第5条第1項第1号)	注文した物品又は情報成果物の受領を拒むこと
報酬の減額の禁止(本法第5条第1項第2号)	あらかじめ定めた報酬を減額すること
返品物の禁止(本法第5条第1項第3号)	受け取った物を返品すること
買ったたきの禁止(本法第5条第1項第4号)	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い報酬を不当に定めること
購入・利用強制の禁止(本法第5条第1項第5号)	特定業務委託事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること
不当な経済上の利益の提供要請の禁止(本法第5条第2項第1号)	特定受託事業者から金銭、労務の提供等をさせること
不当な給付内容の変更及び不当なや	費用を負担せずに注文内容を変

り直しの禁止（本法第5条第2項第2号）	更し、又は受領後にやり直しをさせること
---------------------	---------------------

ア 受領拒否の禁止（本法第5条第1項第1号）

本法第5条第1項第1号で禁止されている受領拒否とは、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと」をいう。

なお、役務の提供委託については本号の対象とはならないが、給付の目的物が存在する役務の提供委託において、特定業務委託事業者が当該目的物を受け取らなかった場合には、本法第5条第2項第2号（不当給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）に該当する場合がある。

(7) 給付の受領

受領拒否の禁止における「給付の受領」についての考え方は、前記第2の1(1)（ウを除く。）の「給付を受領した日」における「給付の受領」の考え方と同様である。

(4) 受領を拒む

「受領を拒む」とは、特定受託事業者の給付の全部又は一部を納期に受け取らないことをいい、次の行為も原則として含まれる。

- ① 業務委託を取り消すこと（契約の解除）により、特定受託事業者の給付の全部又は一部を業務委託時に定められた納期に受け取らないこと。
- ② 納期を延期することにより、特定受託事業者の給付の全部又は一部を業務委託時に定められた納期に受け取らないこと。

(5) 特定受託事業者の責めに帰すべき事由

「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」があるとして、特定受託事業者の給付の受領を拒むことが認められるのは、次の場合に限られる。

- ① 特定受託事業者の給付の内容が委託内容と適合しないこと等がある場合

なお、次のような場合には、委託内容と適合しないこと等があることを「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」として、受領を拒むことは認められない。

- ・ 3条通知に委託内容が明確に記載されておらず、又は検査基準

が明確でない等のため、特定受託事業者の給付の内容が委託内容と適合しないことが明らかでない場合

- ・ 業務委託後に検査基準を恣意的に厳しくすることにより、委託内容と適合しないとして、従来の検査基準であれば合格とされたものを不合格とする場合
- ・ 取引の過程において、委託内容について特定受託事業者が提案し、確認を求めたところ、特定業務委託事業者が了承したので、特定受託事業者が当該内容に基づき製造等を行ったにもかかわらず、給付の内容が委託内容と適合しないとする場合

② 特定受託事業者の給付が3条通知に記載された納期までに行われなかったため、そのものが不要になった場合

なお、次のような場合には、納期遅れを理由として受領を拒むことは認められない。

- ・ 3条通知に納期が明確に記載されていない等のため、納期遅れであることが明らかでない場合
- ・ 納期が特定受託事業者の事情を考慮せずに一方的に決定されたものである場合

イ 報酬の減額の禁止（本法第5条第1項第2号）

本法第5条第1項第2号で禁止されている報酬の減額とは、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を減ずること」をいう。減額の名目、方法、金額の多寡を問わず、業務委託後いつの時点で減じても本法違反となる。

また、仮に特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で報酬の減額等についてあらかじめ合意があったとしても、特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬の額を減ずる場合には、本法違反となる。

(7) 報酬の額を減ずる

報酬の額を「減ずること」とは、一旦決定された報酬の額を事後に減ずることをいう。報酬から減ずる金額を差し引く方法のほか、特定業務委託事業者の金融機関口座へ減ずる金額を振り込ませる方法等も含まれる。

(4) 「報酬の額を減ずること」に該当する具体例

例えば、次のような場合は、「報酬の額を減ずること」に該当する。

① 特定受託事業者との間で単価の引下げについて合意して単価改定

した場合に、単価引下げの合意日前に旧単価で発注したものについても新単価を遡及適用し、旧単価と新単価との差額を報酬の額から差し引くこと。

- ② 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。
- ③ 特定受託事業者と書面又は電磁的方法で合意することなく、報酬を特定受託事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を特定受託事業者に負担させ、報酬の額から差し引くこと。
- ④ 報酬を特定受託事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を特定受託事業者に負担させることを書面又は電磁的方法で合意している場合に、金融機関に支払う実費を超えた振込手数料の額を報酬の額から差し引くこと。
- ⑤ 特定業務委託事業者からの作成に必要な原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を特定受託事業者の責任によるものとして、納期遅れによる商品価値の低下分とする額を報酬の額から差し引くこと。
- ⑥ 報酬の支払に際し、端数が生じた場合、端数を1円以上切り捨てて支払うこと。
- ⑦ 特定業務委託事業者の客先からのキャンセル、市況変化等により不要品となったことを理由に、不要品の対価に相当する額を報酬の額から差し引くこと。
- ⑧ 単価の引下げ要求に応じない特定受託事業者に、あらかじめ定められた一定の割合又は一定額を報酬の額から差し引くこと。
- ⑨ 報酬の総額はそのままにしておいて、発注数量を増加させること。
- ⑩ 特定業務委託事業者が、特定受託事業者が業務委託に係る業務の遂行に要する費用等を特定業務委託事業者が自ら負担する旨を明示していた場合に、当該費用等相当額を支払わないこと。
- ⑪ 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対して元委託業務の一部を再委託した場合において、特定業務委託事業者と特定受託事業者の間で、元委託業務の実施に当たり特定業務委託事業者が締結した保険契約の保険料の一部を特定受託事業者が負担する旨の取決めを行っていなかったにもかかわらず、特定業務委託事業者が当該保険料の一部相当額を報酬の額から差し引くこと。
- ⑫ 特定業務委託事業者と特定受託事業者の間で、業務委託に係る契約の更新は義務となっておらず、かつ、契約の更新を行わなかった際には違約金等が発生する旨の合意がなされていなかったにもかかわらず、特定業務委託事業者が特定受託事業者に契約の更新を求め、

特定受託事業者がこれを拒んだところ、報酬の額から違約金等の名目で一定の割合又は一定額を報酬の額から差し引くこと。

(ウ) 「報酬の額を減ずること」に該当しない具体例

例えば、業務委託前に、書面又は電磁的方法で、報酬を特定受託事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料を特定受託事業者が負担することについて合意しており、特定業務委託事業者が報酬を振り込む際に金融機関に支払う実費の範囲内で当該手数料を差し引いて報酬を支払う場合には、「報酬の額を減ずること」に該当しない。

(イ) 特定受託事業者の責めに帰すべき事由

「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」があるとして、報酬の額を減ずることが認められるのは、次の場合に限られる。

- ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由（委託内容と適合しないこと、納期遅れ等）があるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合に、受領拒否又は返品をして、その給付に係る報酬の額を減ずるとき。
- ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由があるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合であって、受領拒否又は返品をせずに、特定業務委託事業者自ら手直しをした場合（役務の提供を委託した場合にあっては、役務の提供を受けた後に自ら手直しをしたとき）に、手直しに要した費用等客観的に相当と認められる額を報酬の額から減ずるとき。
- ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由があるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合であって、受領拒否又は返品をせずに、委託内容と適合しないこと等又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を報酬の額から減ずるとき。

ウ 返品の禁止（本法第5条第1項第3号）

本法第5条第1項第3号で禁止されている返品とは、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること」をいう。

特定業務委託事業者の取引先からのキャンセルや商品の入替え等の名目や数量の多寡を問わず、また、仮に特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で返品することについて合意があつたとしても、特定受託

事業者の責めに帰すべき事由なく返品することは、本法違反となる。

なお、役務の提供委託については、本号の対象とはならないが、給付の目的物が存在する役務の提供委託において、特定業務委託事業者が特定受託事業者に当該目的物を引き取らせた場合には、本法第5条第2項第2号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）に該当する場合がある。

(7) 特定受託事業者の責めに帰すべき事由

「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」があるとして、特定受託事業者の給付を受領した後に特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせることが認められるのは、特定受託事業者の給付の内容に委託内容と適合しないこと等がある場合で、かつ、後記(4)に示した期間内に限られる。

なお、次のような場合は、委託内容と適合しないことを理由として特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせることは認められない。

- ① 3条通知に委託内容が明確に記載されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、特定受託事業者の給付の内容が委託内容と適合しないことが明らかでない場合
- ② 業務委託後に検査基準を恣意的に厳しくすることにより、委託内容と適合しないとして、従来の検査基準で合格とされたものを不合格とする場合
- ③ 給付に係る検査を省略する場合
- ④ 給付に係る検査を特定業務委託業者が行わず、かつ、当該検査を特定受託事業者に書面又は電磁的方法によって委任していない場合

(4) 検査と返品することのできる期間

「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」があるとして返品することができる期間について、特定受託事業者の給付の内容に、直ちに発見することができる委託内容と適合しないことがある場合には、受領後速やかに返品することは認められる。ただし、この場合であっても、特定業務委託事業者が意図的に検査期間を延ばし、その後に返品することは認められない。

特定受託事業者の給付の内容に、直ちに発見することができない委託内容と適合しないことがある場合には、給付の受領後6か月以内に返品することは特定受託事業者の責めに帰すべき事由があるとして認

められるが、6か月を超えた後に返品することは本法違反となる。ただし、特定受託事業者の給付を使用した特定業務委託事業者の商品について一般消費者に6か月を超えて保証期間を定めている場合には、その保証期間に応じて最長1年以内であれば返品することが認められる。

エ 買ったときの禁止（本法第5条第1項第4号）

本法第5条第1項第4号で禁止されている買ったときは、「特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること」をいう。

買ったときは、特定業務委託事業者が特定受託事業者に業務委託をする時点で生ずるものであるのに対し、報酬の減額（同項第2号）は、一旦決定された報酬の額を事後に減ずるものである。

(7) 通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額

「通常支払われる対価」とは、特定受託事業者の給付と同種又は類似の給付について当該特定受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常対価」という。）をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額とする。

- ① 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い報酬の額
- ② 当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた報酬の額

(4) 買ったときに該当するか否かの判断要素

買ったときに該当するかは、次のような要素を勘案して総合的に判断する。

- ① 報酬の額の決定に当たり、特定受託事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状

況

④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

(ウ) 買ったときに該当するおそれがある具体例

例えば、次のような方法で報酬の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

- ① 継続的な委託を行い大量の発注をすることを前提として特定受託事業者に見積りの見積りをさせ、その見積価格の単価を短期で少量の委託しかしない場合の単価として報酬の額を定めること。
- ② 特定受託事業者に見積りをさせた段階より給付又は提供すべき役務が増えたにもかかわらず、報酬の額の見直しをせず、当初の見積価格を報酬の額として定めること。
- ③ 一律に一定比率で単価を引き下げて報酬の額を定めること。
- ④ 特定業務委託事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常支払われる対価より低い単価で報酬の額を定めること。
- ⑤ 短納期発注を行う場合に、特定受託事業者が発生する費用増を考慮せずに通常支払われる対価より低い報酬の額を定めること。
- ⑥ 合理的な理由がないにもかかわらず、特定の特定受託事業者を差別して取り扱い、他の特定受託事業者より低い報酬の額を定めること。
- ⑦ 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常支払われる対価より低い単価で報酬の額を定めること。
- ⑧ 情報成果物の作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合に、当該知的財産権の対価について、特定受託事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること。
- ⑨ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに報酬を据え置くこと。
- ⑩ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、特定受託事業者が報酬の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で特定受託事業者へ回答することなく、従来どおりに報酬を据え置くこと。
- ⑪ 委託内容に対応するため、特定受託事業者における品質改良等に伴う費用が増加したにもかかわらず、一方的に通常支払われる対価より低い価格で報酬の額を定めること。

オ 購入・利用強制の禁止（本法第5条第1項第5号）

本法第5条第1項第5号で禁止されている購入・利用強制とは、「特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること」により、特定受託事業者にその対価を負担させることをいう。

(7) 自己の指定する物又は役務

「自己の指定する物」とは、原材料等だけでなく、特定業務委託事業者又はその関連会社等が販売する物であって、特定受託事業者に購入させる対象として特定した物が全て含まれる。

「自己の指定する役務」とは、特定業務委託事業者又はその関連会社等が提供するものであって、特定受託事業者に利用させる対象として特定した役務が全て含まれる。

(4) 強制して

「強制して」購入させる、又は利用させるとは、物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合や、購入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせていると認められる場合も含まれる。つまり、特定業務委託事業者が任意の購入等を依頼したと認識していても、特定受託事業者にとってはその依頼を拒否できない場合もあり得るので、事実上、特定受託事業者に購入等を余儀なくさせていると認められる場合には、本法違反となる。

(7) 購入・利用強制に該当するおそれのある具体例

例えば、次のような方法で特定受託事業者に自己の指定する物の購入又は役務の利用を要請することは、購入・利用強制に該当するおそれがある。

- ① 購買・外注担当者等、業務委託先の選定又は決定に影響を及ぼすこととなる者が特定受託事業者に購入又は利用を要請すること。
- ② 特定受託事業者ごとに目標額又は目標量を定めて購入又は利用を要請すること。
- ③ 特定受託事業者に、購入又は利用しなければ不利益な取扱いをする旨示唆して購入又は利用を要請すること。

- ④ 特定受託事業者が購入若しくは利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入若しくは利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入又は利用を要請すること。
- ⑤ 特定受託事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に特定受託事業者に物を送付すること。

カ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（本法第5条第2項第1号）

本法第5条第2項第1号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請とは、特定業務委託事業者が特定受託事業者に「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること」により、「特定受託事業者の利益を不当に害」することをいう。

(7) 金銭、役務その他の経済上の利益

「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、協賛金、協力金等の名目を問わず、報酬の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を含むものである。

(4) 特定受託事業者の利益を不当に害する

特定受託事業者が「経済上の利益」を提供することが業務委託を受けた物品の販売促進につながるなど、直接の利益になる（経済上の利益を提供することにより実際に生じる利益が不利益を上回るもので、将来の取引が有利になるというような間接的な利益を含まない。）ものとして自由な意思により提供する場合には、特定受託事業者の利益を不当に害するものであるとはいえない。

しかし、特定業務委託事業者の決算対策等を理由とした協賛金の要請等、特定受託事業者の直接の利益とならない場合には、特定受託事業者の利益を不当に害するものとして問題となる。また、特定受託事業者が「経済上の利益」を提供することと、特定受託事業者の利益との関係を特定業務委託事業者が明確にしないで提供させる場合（負担額及び算出根拠、使途、提供の条件等について明確になっていない場合や、虚偽の数字を示して提供させる場合を含む。）にも、特定受託事業者の利益を不当に害するものとして問題となる。

(5) 知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合

業務委託の目的物たる給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が

発生する場合がある。このような場合に、特定業務委託事業者が特定受託事業者が発生した知的財産権を、業務委託の目的たる使用の範囲を超えて無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。また、物品の製造を委託する場合において、業務委託時に特定受託事業者の給付の内容になかった知的財産権やノウハウが含まれる技術資料を無償で提供させるなどして特定受託事業者の利益を不当に害する場合も、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

また、例えば、特定業務委託事業者が、特定受託事業者が知的財産権を有する情報成果物について、収益を特定受託事業者に配分しない、収益の配分割合を一方的に定める、特定受託事業者による二次利用を制限するなどして特定受託事業者の利益を不当に害する場合も、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

(イ) 不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれのある具体例

例えば、次のような方法で自己のために経済上の利益の提供を要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

- ① 購買・外注担当者等、業務委託先の選定又は決定に影響を及ぼすこととなる者が特定受託事業者に金銭・労務等の提供を要請すること。
- ② 特定受託事業者ごとに目標額又は目標量を定めて金銭・労務等の提供を要請すること。
- ③ 特定受託事業者に、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労務等の提供を要請すること。
- ④ 特定受託事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労務等の提供を要請すること。
- ⑤ 情報成果物等の作成に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合において、特定業務委託事業者が3条通知の「給付の内容」に知的財産権の譲渡・許諾が含まれる旨を記載していないにもかかわらず、当該情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を特定業務委託事業者に譲渡・許諾させること。

キ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（本法第5条第2項第2号）

本法第5条第2項第2号で禁止されている不当な給付内容の変更及

び不当なやり直しとは、特定業務委託事業者が特定受託事業者に「特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること」により、「特定受託事業者の利益を不当に害」することをいう。

(7) 給付の内容を変更

「給付の内容を変更させ」とは、特定業務委託事業者が給付の受領前に、特定受託事業者に、3条通知に記載された「給付の内容」を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることをいう。業務委託を取り消すこと（契約の解除）も給付内容の変更に該当する。

(4) 給付をやり直させる

「給付をやり直させる」とは、特定業務委託事業者が給付の受領後（役務の提供委託の場合は、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に、特定受託事業者に当該給付に関して追加的な作業を行わせることをいう。

(5) 特定受託事業者の利益を不当に害する

給付内容の変更ややり直しによって、特定受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、又は特定受託事業者にとって当初委託された内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、特定業務委託事業者がその費用を負担しないことは、特定受託事業者の利益を不当に害することとなるものである。ただし、給付内容の変更又はやり直しのために必要な費用を特定業務委託事業者が負担するなどにより、特定受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

(1) 特定受託事業者の責めに帰すべき事由

「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」があるとして、特定業務委託事業者が費用を全く負担することなく、特定受託事業者に「給付の内容を変更」し、又は「給付をやり直させる」ことが認められるのは、次の場合に限られる。

① 給付を受領する前に特定受託事業者の要請により給付の内容を変更する場合

- ② 給付を受領する前に特定受託事業者の給付の内容を確認したところ、給付の内容が3条通知に記載された「給付の内容」と適合しないこと等があることが合理的に判断され、給付の内容を変更させる場合
 - ③ 特定受託事業者の給付の受領後、特定受託事業者の給付の内容が3条通知に記載された「給付の内容」と適合しないこと等があるため、やり直しをさせる場合
- (オ) 不当な給付内容の変更又は不当なやり直しに該当する場合
- 次の場合には、特定業務委託事業者が費用の全額を負担することなく、特定受託事業者の給付の内容に委託内容と適合しないこと等があることを理由として、給付内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。
- ① 特定受託事業者の給付の受領前に、特定受託事業者から給付の内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、特定業務委託事業者が正当な理由なく給付の内容を明確にせず、特定受託事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付の内容が委託内容と適合しないとする場合
 - ② 取引の過程において、委託内容について特定受託事業者が提案し、確認を求めたところ、特定業務委託事業者が了承したので、特定受託事業者が当該内容に基づき、製造等を行ったにもかかわらず、給付の内容が委託内容と適合しないとする場合
 - ③ 業務委託後に検査基準を恣意的に厳しくし、給付の内容が委託内容と適合しないとする場合
 - ④ 通常の検査で委託内容と適合しないことを発見できない特定受託事業者の給付について、受領後1年を経過した場合（ただし、特定業務委託事業者が、顧客等（一般消費者に限らない。）に1年を超えた契約不適合責任期間を定めている場合に、特定業務委託事業者と特定受託事業者がそれに応じた契約不適合責任期間をあらかじめ定めているときは除く。）
- (カ) 情報成果物の作成委託における「給付の内容を変更」又は「給付をやり直しさせる」
- 情報成果物の作成委託においては、特定業務委託事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に委託内容として給付を充足する条件を明確に3条通知に記載することが不可能な場合がある。この

ような場合には、特定業務委託事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について特定受託事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、当該割合を負担すれば、やり直し等をさせることは本法上問題とならない。ただし、特定業務委託事業者が一方的に負担割合を決定することにより特定受託事業者に不当な不利益を与える場合には、不当なやり直し等に該当する。

なお、この場合においても、前記(ホ)①から④までに該当する場合には、特定業務委託事業者が費用の全額を負担することなく、特定受託事業者の給付の内容が委託内容と適合しないことを事由として給付内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。

第3部 特定受託業務従事者の就業環境の整備

1 募集情報の的確な表示（本法第12条）

募集情報の的確な表示については、特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針（厚生労働省告示第212号。以下「指針」という。）第2参照。

2 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮（本法第13条）

妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮については、指針第3参照。

なお、本法第13条の「政令で定める期間」は6か月（本法施行令第3条）であり、「継続的業務委託」は6か月以上の期間行う業務委託又は当該業務委託に係る契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託（①契約の当事者が同一であり、その給付又は役務の提供の内容が少なくとも一定程度の同一性を有し、かつ、②前の業務委託に係る契約又は基本契約が終了した日の翌日から、次の業務委託に係る契約又は基本契約を締結した日の前日までの期間の日数が1か月未満であるものに限る。）である。具体的な期間の長さは本法第5条の対象となる業務委託と異なるが、期間の始期や終期等の考え方は第2部第2の2(1)参照。

3 業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等（本法第14条）

業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等については、指針第4参照。

4 解除等の予告（本法第16条）

特定業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。以下同じ。）をしようとする場合には、当該契約の相手方である特定受託事業者に対し、厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和6年厚生労働省令第94号。以下「本法省令」という。）で定めるところにより、少なくとも30日前までに、その予告をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の本法省令で定める場合は、この限りでない。

また、特定受託事業者が、同条第1項の予告がされた日から同項の契約が満了する日までの間において、契約の解除の理由の開示を特定業務委託事業者に請求した場合には、当該特定業務委託事業者は、当該特定受託事業者

対し、本法省令で定めるところにより、遅滞なくこれを開示しなければならない。ただし、第三者の利益を害するおそれがある場合その他の本法省令で定める場合は、この限りでない。

(1) 継続的業務委託に係る契約（本法第16条第1項）

「継続的業務委託」は、本法第13条の継続的業務委託と同様であり、その内容は前記2参照。

基本契約を締結し、当該基本契約に基づいて業務委託を行う場合であって、当該基本契約が「継続的業務委託」に該当する場合においては、当該基本契約に基づく個別の業務委託に係る契約だけでなく、当該基本契約についても業務委託に係る契約の一部をなしているものとして「継続的業務委託に係る契約」に含まれるものであり、当該基本契約も予告等の対象となる。

(2) 契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）をしようとする場合（本法第16条第1項）

特定業務委託事業者による「契約の解除」とは、特定業務委託事業者からの一方的な意思表示に基づく契約の解除をいい、特定受託事業者からの一方的な意思表示に基づく契約の解除は含まれない。特定業務委託事業者及び特定受託事業者の間の合意による場合も本条の「契約の解除」に該当しないが、その際には、契約の解除に関する合意に係る特定受託事業者の意思表示が自由な意思に基づくものであることが必要であり、当該意思表示があったか否かは慎重に判断する必要がある。また、特定業務委託事業者と特定受託事業者の間で、あらかじめ一定の事由がある場合に事前予告なく契約を解除できると定めていた場合においても、直ちに同条の事前予告が不要となるものではなく、後記(4)の例外事由に該当する場合を除き、あらかじめ定めた事由に該当するとして特定業務委託事業者からの一方的な意思表示に基づき契約を解除する場合は「契約の解除」に該当する。

「契約期間の満了後に更新しない」（以下「不更新」という。）とは、継続的業務委託に係る契約が満了する日から起算して1か月以内に次の契約を締結しないことをいう。特定業務委託事業者による予告義務の対象となる、契約の不更新をしようとする場合とは、不更新をしようとする意思をもって当該状態になった場合をいい、該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例は次のとおりである。

（契約の不更新をしようとする場合に該当すると考えられる例）

① 切れ目なく契約の更新がなされている又はなされることが想定され

る場合であって、当該契約を更新しない場合

- ② 断続的な業務委託であって、特定業務委託事業者が特定受託事業者との取引を停止するなど次の契約申込みを行わない場合

(契約の不更新をしようとする場合に該当しないと考えられる例)

- ③ 業務委託の性質上一回限りであることが明らかである場合
- ④ 断続的な業務委託であって、特定業務委託事業者が次の契約申込みを行うことができるかが明らかではない場合

なお、④の場合について、次の契約の申込みを行わないことが明らかになった時点でその旨を伝達することが望ましい。

(3) 事前予告の方法（本法第16条第1項及び本法省令第3条）

特定業務委託事業者は、第16条第1項の規定による事前予告については、①書面を交付する方法（本法省令第3条第1項第1号）、②ファクシミリを利用してする送信の方法（同項第2号）、③電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）以下第3部において「電子メール等」という。）の送信の方法（特定受託事業者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）（同項第3号）のいずれかの方法により行われなければならない。

ア 電子メール等（本法省令第3条第1項第3号）

電子メール等とは、電子メールのほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワーキングサービスのメッセージ機能等のうち、送信者が受信者を特定して送信することのできるものをいう。特定受託事業者がインターネット上で開設しているブログやウェブページ等への書き込み等のように、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、第三者が特定の個人に情報を伝達することができる機能が提供されるものについては、「その受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」には含まれない。

イ 電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができる（本法省令第3条第1項第3号）

「出力することにより書面を作成することができる」とは、当該電子メール等の本文又は当該電子メール等に添付されたファイルについて、

紙による出力が可能であることを指し、特定業務委託事業者が送信した事前予告に係る事項の全文が出力される必要がある。

ウ 予告の到達時点（本法省令第3条第2項）

ファクシミリを利用してする送信の方法による解除の予告は特定受託事業者が使用するファクシミリ装置により受信した時に、電子メール等の送信の方法による解除の予告は特定受託事業者が使用する通信端末機器等により受信した時に、それぞれ当該特定受託事業者に到達したものとみなす。例えば、ウェブメールサービス、クラウドサービス等のように特定受託事業者の通信端末機器等に必ずしも到達しない方法による場合は、通常であれば特定受託事業者がその内容を確認し得る状態となれば「通信端末機器等により受信」したといえ、当該予告が特定受託事業者に到達したものとみなす。

(4) 事前予告の例外事由（本法第16条第1項及び本法省令第4条）

特定業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約の解除をしようとする場合には、当該契約の相手方である特定受託事業者に対し、少なくとも30日前までに、その予告をしなければならないが、次に定める場合は、この限りでない。

ア 災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合（本法省令第4条第1号）

「その他やむを得ない事由」とは、天災事変に準ずる程度に不可抗力に基づき、かつ、突発的な事由をいい、事業者として社会通念上採るべき必要な措置をもってしても通常対応することが難しい状況になったために特定受託事業者に対して予告することが困難である場合をいう。

イ 元委託業務の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合であって、当該元委託業務に係る契約の全部又は一部が解除され、当該特定受託事業者に再委託をした業務（以下「再委託業務」という。）の大部分が不要となった場合その他の直ちに当該再委託業務に係る契約の解除をすることが必要であると認められる場合（本法省令第4条第2号）

「その他の直ちに当該再委託業務に係る契約の解除をすることが必要であると認められる場合」とは、元委託業務に係る契約の全部又は一部が解除され、不要となった再委託業務が一部であったとしても重要な

部分であり、大部分が不要になった場合と同視できる程度に直ちに当該再委託業務に係る契約の解除をすることが必要であると認められる場合をいう。

- ウ 特定業務委託事業者が特定受託事業者と基本契約を締結し、当該契約に基づいて業務委託を行う場合（以下「基本契約に基づいて業務委託を行う場合」という。）又は契約の更新により継続して業務委託を行うこととなる場合であって、契約期間が30日以下である一の業務委託に係る契約（基本契約に基づいて業務委託を行う場合にあっては、当該基本契約に基づくものに限る。）の解除をしようとする場合（本法省令第4条第3号）

具体的には、①基本契約に基づいて業務委託を行う場合に、当該基本契約に基づく一の業務委託に係る契約（契約期間が30日以下であるものに限る。）の解除をしようとする場合、又は②契約の更新により継続して業務委託を行うこととなる場合に、一の業務委託に係る契約（契約期間が30日以下であるものに限る。）の解除をしようとする場合をいう。「契約期間」の始期や終期の考え方は第2部第2の2(1)参照。

- エ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由により直ちに契約の解除をすることが必要であると認められる場合（本法省令第4条第4号）

「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」とは、特定受託事業者の故意、過失又はこれと同視すべき事由であるが、判定に当たっては、業務委託に係る契約の内容等を考慮の上、総合的に判断すべきであり、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」が本法第16条の保護を与える必要のない程度に重大又は悪質なものであり、したがって特定業務委託事業者に特定受託事業者に対し30日前に解除の予告をさせることが当該事由と比較して均衡を失するようなものに限る。

「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」とすべき事例は次のとおりである。なお、これらは限定列举ではないことに留意が必要である。

- ・ 原則として極めて軽微なものを除き、業務委託に関連して盗取、横領、傷害等刑法犯等に該当する行為のあった場合、また一般的にみて極めて軽微な事案であっても、特定業務委託事業者があらかじめ不祥事件の防止について諸種の手段を講じていたことが客観的に認められ、しかもなお特定受託事業者が継続的に又は断続的に盗取、横領、傷害等の刑法犯等又はこれに類する行為を行った場合、あるいは業務委託と関連なく盗取、横領、傷害等刑法犯等に該当する行為があった

場合であっても、それが著しく特定業務委託事業者の名誉もしくは信用を失墜するもの、取引関係に悪影響を与えるもの又は両者間の信頼関係を喪失させるものと認められる場合

- ・ 賭博、風紀紊乱等により業務委託に係る契約上協力して業務を遂行する者等に悪影響を及ぼす場合。また、これらの行為が業務委託と関連しない場合であっても、それが著しく特定業務委託事業者の名誉もしくは信用を失墜するもの、取引関係に悪影響を与えるもの又は両者間の信頼関係を喪失させるものと認められる場合
- ・ 業務委託の際にその委託をする条件の要素となるような経歴・能力を詐称した場合及び業務委託の際、特定業務委託事業者の行う調査に対し、業務委託をしない要因となるような経歴・能力を詐称した場合
- ・ 特定受託事業者が、業務委託に係る契約に定められた給付及び役務を合理的な理由なく全く又はほとんど提供しない場合
- ・ 特定受託事業者が、契約に定める業務内容から著しく逸脱した悪質な行為を故意に行い、当該行為の改善を求めても全く改善が見られない場合

オ 基本契約を締結している場合であって、特定受託事業者の事情により、相当な期間、当該基本契約に基づく業務委託をしていない場合（本法省令第4条第5号）

「相当な期間」については、特定受託事業者の事情により個別に判断されるべきものであるが、継続的業務委託の期間が6か月以上であることを踏まえ、概ね6か月以上と解される。

(5) 理由開示の方法（本法第16条第2項及び本法省令第5条）

本法第16条第2項による理由の開示は、①書面を交付する方法（本法省令第5条第1項第1号）、②ファクシミリを利用してする送信の方法（同項第2号）、③電子メール等の送信の方法（特定受託事業者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）（同項第3号）のいずれかの方法により行われなければならない。詳細は、前記(3)と同様である。

(6) 理由開示の例外事由（本法第16条第2項及び本法省令第6条）

特定受託事業者が、予告がされた日から契約が満了する日までの間において、契約の解除の理由の開示を特定業務委託事業者に請求した場合には、当該特定業務委託事業者は、当該特定受託事業者に対し、遅滞なくこれを

開示しなければならないが、次に定める場合は、この限りでない。「契約が満了する日」とは、継続的業務委託に係る契約の終期であり、その考え方は第2部第2の2(1)参照。

ア 第三者の利益を害するおそれがある場合（本法省令第6条第1号）

「第三者の利益を害するおそれがある場合」とは、契約の解除の理由を開示することにより、特定業務委託事業者及び特定受託事業者以外の者の利益を害するおそれがある場合をいう。

イ 他の法令に違反することとなる場合（本法省令第6条第2号）

「他の法令に違反することとなる場合」とは、契約の解除の理由を開示することにより、例えば、法律上の守秘義務に違反する場合などをいう。

なお、本法第16条第2項の理由の開示は、予告がされた日から契約が満了する日までの間に請求することとなっているため、前記(4)の事前予告の例外事由に該当する場合は、理由の開示の請求対象とならない。一方、特定業務委託事業者が本法第16条第1項による予告義務違反の場合には、特定受託事業者は契約の解除の理由の開示を請求することができると解される。

以上

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と 独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方

令和6年5月31日
公正取引委員会

1 本考え方の趣旨

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号。以下「本法」という。)は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものである(令和6年11月1日施行)。

公正取引委員会は、厚生労働省と連名で、本法の解釈の明確化を図るため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」(令和6年5月31日)を策定しているところであるが、本法の特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法運用の透明性を確保するため、本法と私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)及び下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。)との適用関係等を本考え方で示すこととした。

2 本法と独占禁止法との関係

本法と独占禁止法のいずれにも違反する行為については、原則として本法を優先して適用し、本法第8条に基づく勧告の対象となった行為と同一の行為について、重ねて独占禁止法第20条の規定(排除措置命令)及び同法第20条の6の規定(課徴金納付命令)を適用することはない。

3 本法と下請法との関係

本法と下請法のいずれにも違反する行為については、原則として本法を優先して適用し、本法第8条に基づく勧告の対象となった行為について、重ねて下請法第7条に基づき勧告することはない。ただし、本法と下請法のいずれにも違反する行為を行っている事業者が下請法のみ違反する行為も行っている場合において、当該事業者のこれらの行為の全体について下請法を適用するこ

とが適当であると公正取引委員会が考えるときには、本法と下請法のいずれにも違反する行為についても下請法第7条に基づき勧告することができる。

4 本法違反行為を自発的に申し出た業務委託事業者の取扱いについて

公正取引委員会は、業務委託事業者(特定業務委託事業者を含む。以下同じ。)が本法に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対して、本法第8条の規定に基づき、特定受託事業者が受けた不利益を回復するために必要な措置を採るべきことなどを勧告することができる。

公正取引委員会は、業務委託事業者の自発的な改善措置が、特定受託事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、本法第8条に基づく勧告の対象となる違反行為に関する自発的な申出が業務委託事業者からなされ、かつ、当該業務委託事業者について、以下のような事由が認められた場合には、業務委託事業者の法令遵守を促す観点から当該違反行為について勧告するまでの必要はないものとする。

- (1) 公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
- (2) 当該違反行為を既に取りやめている。
- (3) 当該違反行為によって特定受託事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置を既に講じている。
- (4) 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講ずることとしている。
- (5) 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

以上